

【論文 23】

原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの一日

森 章司

はじめに 001

【1】時刻・時間・時分をあらわす言葉と一日の区分 004

【2】律蔵の規定からみる仏弟子たちの一日 009

【3】経蔵の教えからみる仏弟子たちの一日 029

【4】原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの時分別による一日の生活様態の統計 033

【5】原始仏教聖典にみる釈尊の一日 041

【6】原始仏教聖典にみる仏弟子たちの一日 061

まとめ 071

はじめに

〔1〕この「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」というプロジェクト研究は、筆者が他の研究者数人に手伝ってもらいながら、中央学術研究所の援助のもとに20年近くもの長きにわたって進めてきたものである。

このプロジェクト研究のテーマを簡単に言えば、原始仏教聖典を資料として釈尊の成道から入滅までの活動のすべてを伝記としてまとめることである。現在われわれが持っている釈迦仏教のパーリと漢訳の経蔵と律蔵すなわち原始仏教聖典は、その中に護教的な粉飾が紛れ込んでいる可能性も否定できないが、基本姿勢としては釈尊の言行録を記そうとしたものであって、したがってそこにはそれを編集した人たちが持っていたであろうこれら文献の主人公たる釈尊の生涯イメージと釈尊教団形成史イメージが塗りこめられていることは間違いがないであろう。われわれの研究テーマはこのような認識のもとに、原始仏教聖典からこの2つのイメージを探り出し、それを年代記的に編成し直す作業と言い換えることができる。

しかしながらそこには、解決しようがないと思わせるような難問題が横たわっている。仮にこれらすべてが釈尊の生涯の言行録であるとしても、原始仏教聖典は、いわば日付の部分がすべて失われ、しかも順序不同にバラバラになってしまっている言行録のようなもので、釈尊や教団史上の事績に関する断片が時系列にはお構いなしに、何の脈絡もなく寄せ集められているにすぎない。したがって原始仏教聖典は、1つ1つの事績の年次を特定することはおろか、それらを時系列に従って並べ替えることをも拒否している。

しかも教えの内容については繰り返し繰り返し詳しく記述されているが、歴史的な事実関係についてはごく簡単に記されるのみであって、編集者たちははなからそのディテールを描写しようという気持ちはなかったと言わざるをえない。要するに原始仏教聖典の編集者たちには、年代記的な関心がまったくなかったとさえ考えざるをえないのである。

たとえば原始仏教聖典には「時に世尊は王舎城から舎衛城まで遊行された」などという記述が随所に見いだされる。それはいずれかの年のいずれかの季節のことで、いくつかあった

幹線道路のいずれかを通り、ある一定の期間を要したであろうことは言うまでもないが、しかしながらこのような事柄については、何の情報も与えてくれていない。したがって原始仏教聖典から年代記的な情報を探し出すというのはまことに難しいのである。

しかしながら原始仏教聖典にも年代記的な歴史描写が顔を出すケースがないではない。その乏しい例の1つは律蔵の「受戒犍度」であり、もう1つは経蔵の「涅槃經」である。これらにはいずれも遊行の記述があるが、それが何年のいつの季節のことで、どのようなルートを取り、何日間くらいを要したであろうということが、想像できる程度には記述されている。しかし実はこれらは成道直後と入滅直前という、たまたま紛れがない時期のことが主題になっており、前者は成道直後にサンガがどのように形成されたかということ述べようとしたものであるから、ある程度は年代記的な叙述がなされているのであり、後者は入滅に際して釈尊が、その最後の旅の折節にサンガに対してどのような遺言を残されたかということ記録したものであるから、結果的に年代記的な叙述となっているにすぎないのである。そこで仏伝經典と呼ばれるものをはじめとして、古今東西の仏教学者が書いてきた釈尊の伝記は、この2つの聖典をネタのすべてとしているといっても過言ではなく、したがってこの2つを取り去ってしまうと、後にはほとんど何も残らないということになるのである。

しかしこれは反面では、原始仏教聖典の編集者たちが歴史上の釈尊の言行録を記録しようという姿勢がなかったわけではないということを示唆するものであって、もし原始仏教聖典全体の中に秘められている年代記的な情報を注意深く拾い上げることができれば、釈尊の生涯を再構築することも不可能ではないということを示唆している。

[2] しかしながら従来の釈尊伝研究においては、それら断片的な事績の記述の底に存在するかすかな情報を読み取ろうとせず、また日付の失われた断片的な記述を一本の線にするという試みを放棄してきたといえるであろう。換言すれば、事績と事績の間をつなぐ、簡略化され省略されてしまっている事実関係の背後を読み解こうとする努力を怠ってきたので、これら断片的な記述のなかから、その年代や季節や月日の経過を読み解く手掛かりを見いだせなかったということである。端的に言えば「時に世尊は王舎城から舎衛城まで遊行された」という記述について、それが何年頃の、どの季節で、何日くらいを要したかということ推測することができなかったのである。

はたしてそのようなことは可能なのであろうか。実はここにはかなりたくさんの手掛かりが残されているのである。たとえば律蔵にはその間は遊行してはならない雨安居などの年間行事と、それにはいつ入って、いつごろなら出ることができるという諸々の規定があるのであるから、釈尊や仏弟子たちが遊行された季節は自ずからに限定されてくる。また王舎城から舎衛城まで遊行するのにどれくらいの日数を要したかということについては、その遊行ルートと交通手段や、1日のうちで遊行にかけられる時間などがわかれば1日の平均移動距離が判るから、それで総距離を割れば、簡単に計算できる。要するに釈尊や仏弟子たちの行動パターンが判ってくれば、バラバラになってしまっている事績を時系列でつなぐことも不可能ではないということである。

そのパターンとは次のようなものである。

①釈尊は雨安居の前と後に全国から釈尊のところに集まってくる仏弟子たちを待つ必要

があったから、仏教中国を離れたところで雨安居をされるということにはなかった。

②また雨安居の前と後のそのような慣習があったから、その年に雨安居される土地には9ヵ月ほど続けて滞在された。

③残された3ヵ月の遊行期間の遊行の1日の移動距離は平均して10キロメートルほどであり、したがって1回の遊行での最大の移動距離は900キロメートルとなる。王舎城と舎衛城間はガンジス河沿いの南道ルートでも、ヴェーサーリー周りの北道ルートでも約600キロメートルであるから、同じ年のうちにこの間を往復されるということにはなかった。

④釈尊はヴァンサ国やアンガ国、あるいはスーラセーナ国やクル国など仏教中国でも比較的辺境の地に行かれたことがあったが、その前後には同じ方角の土地で雨安居を過ごされた。たとえば東のアンガ国を訪れられた次の年に、一足飛びに西の果てのスーラセーナ国まで旅をされるなどということはありませんでした。

簡単に言えば、釈尊は一生をガンジス河の中流域で、この河の流れのようにゆったりと過ごされたのであって、忙しく東奔西走するというようなことはなかったということである。

いっぽう布薩や雨安居などの制度やサンガの運営規定、あるいは出家修行者の生活規定などはいわば法律であって、法律は体系的に組み上げられていなければならないものである。いわば土台の上に基礎を築き、基礎の上にまず柱や梁を建て、その後で壁や屋根を作るというようにして構築されるから、土台や柱がなくして屋根や壁が築かれるということはありません。すなわちサンガ形成史に係わる事績の前後関係は比較的推定しやすい。

その上で、たとえば竹林精舎の建設年や阿難の秘書室長就任年、あるいは比丘尼の誕生年、提婆達多の破僧年などを研究して、この年代を上記のような状況的証拠によって得られた時系列と重ね合わせてみれば、今まで霧の底に沈み込んでいた釈尊の生涯の輪郭は見えてくる。これがわれわれのとってきた方法論である。

ところで前述した、釈尊の1年間の生活周期や遊行の交通手段やルート、あるいは釈尊教団の形成史や制度成立史などについては、すでにこのプロジェクト研究の研究成果のみを発表する『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』と称する「モノグラフ」全16冊を中心にしていくつもの論文や資料集を公表してきた。そしてこのような方法論と研究成果をもとにして、いまだ公刊はしていないけれども「釈尊および釈尊教団史年表」をまとめ、また「釈尊年齢にしたがって配列した原始仏教聖典目録」も編集したのである。

[3] これから本論文に記そうとするのは釈尊や仏弟子たちの1日はどのようなものであったかということである。その結論はすでにかなり以前から筆者の頭ではまとまっており、それをもとにしていくつもの論文をも執筆し、また「年表」や「聖典目録」などを作成する作業も行ってきたのであるが、詳しい資料や結論に至った筋道などを発表したことはなかった。そこで順序は逆になったが、ここにそれを公にして、学界諸兄のご教示とご批判をまちたいというのが、本稿執筆の因縁である。

[4] 本論文は釈尊と出家の仏弟子たちすなわち比丘と比丘尼（原則として比丘に代表させている）の1日を、目次に示したような順序で考察する。まず律蔵の規定から主に仏弟子

たちの1日を検討する。律蔵の波羅提木叉の部分は、その生活において踏み外してはならない最低限度を定めたものであって、必ずしも原始仏教時代の仏弟子の生活実態を示しているとはいえないが、韃度部の部分には一人一人の比丘や比丘尼の生活がいかにあるべきかというモラル的なものが含まれ、しかもそれは細部にわたっているから重要な資料となりうる。

次に経蔵の教えからそれを検討する。これは仏弟子たちのあるべき理想的な生活を理念的に示したものであり、仏弟子のすべてが理想的な生活をしていたということではないであろうから、これもただちに仏弟子たちの生活実態を示したものとすることはできない。しかしながらそれが絵に描いた餅にとどまるならばともかく、仏弟子たちがそのような生活をめざして日々修行していたとするなら、これもまたきちんと把握しておかなければならない。

そして本稿は、以上のような律蔵の規定と経蔵の教えるところを参考にしつつ、原始仏教聖典に描かれている釈尊と仏弟子たちの1日の生活を調査する。とはいいいながら律蔵はむしろ特異ケースが取り上げられていることが多いから、原始仏教聖典の中でも経蔵が描く、釈尊や仏弟子たちのさりげない日常生活を調査することが中心となる。経蔵とて文学のように仏弟子たちの「あるがまま」を客観的に描こうとするものではないから、自ずから限界はあるが、筆者の今のテーマからすれば、このような方法をとらざるをえない。

【1】時刻・時間・時分をあらわす言葉と一日の区分

[0] 本論に入る前に、主にパーリの原始仏教聖典において用いられている時刻や時間をあらわす言葉にはどのようなものがあるかを調査し、併せて本論において1日をどのように区分するかを考えておく。

時刻あるいは時間ということばは、『広辞苑』によれば次のように定義されている。「時刻」は「時の流れにおけるある一瞬。時点。普通、地方時を用い、正子（しょうし）からの時間によって表わす」とされている。ちなみに「正子」は「太陽が地平線下において子午線を通過する時刻。午前零時。一日の起点」である。要するに1日を24分割した長さを1時間、その60分の1を分、さらにその60分の1を秒とする現代の時間単位において時刻は、その一瞬が午前零時から何時間何分何秒経過しているかということで示されることになる。もちろんこの外に年や月や日という概念もあるが、本論ではこれらの時刻は考察の対象とはしない。

これに対して「時間」は、「時の流れの2点間（の長さ）。時の長さ」と定義されている。もっとも「俗に、時刻と同義」とも解説されるように、日常生活ではこの両者をそれほど厳密に使い分けているわけではない。

なお『広辞苑』によれば「午前」は「夜の12時から正午までの称。また、夜明けから正午まで」と解説され、「午後」は「正午から夜の12時までの称。また、正午から日の暮れるまで」と解説されている。したがってこれらもある時刻からある時刻までの間をいうのであるから「時間」という概念の1つになるわけであるが、太陽が南中するまでと南中した以降という、1日のうちのある特定の時間帯を指しているわけである。

ところで本稿ではこのような1日のうちのある特定の時間帯を「時分」ということばで表わすことにしたい。たとえば「早朝時分」とか「食事時分」というようにである。「時分時じぶんどき」というのは「食事に頃合いの時間帯」を意味し、「夜分」というのは「夜の時間帯」を意味するように、「時分」ということばに特定の時間帯の意味をもたせてもよいと考えるからである。

なぜわざわざこのような特殊な用語を用いるかといえば、釈尊や仏弟子にはそれぞれの時間帯にはそれぞれの時間帯に特徴的な生活様態というものがある、**「食事時分」**のように、特定の時間帯には特有の生活様態をもつという意を込めたことばとして使いたいがためである。

[1] まず最初に1日を機械的に分割することばや時分をあらわす言葉を紹介し、若干の検討を施す。

[1-1] 言うまでもなく1日を昼(**divasa**)と夜(**ratti**)に分けるのがもっとも単純な時分区分である。たとえば、

夜にも(**rattiñ ce pi**)随観し、昼にも(**divasañ ce pi**)随観し、昼夜にも(**rattindivañ ce pi**)随観する⁽¹⁾。

(舎利弗の言葉)世尊がもし日中に(**divasañ ce pi**)義をもって私に質問されれば、私は答えよう。世尊がもし夜に(**rattiñ ce pi**)義をもって私に質問されれば、私は答えよう。世尊がもし昼夜に(**rattindivañ ce pi**)義をもって私に質問されれば、私は答えよう⁽²⁾。

聖弟子のように私も今日の夜(**imañ rattiñ**)、今日の昼に(**imañ divasañ**)殺生を断って過ごし、布薩を行おう。不与取……⁽³⁾。

というような用例が随所に見いだされる。ちなみにここで昼間、日中を表わす‘**divasa**’ということばは24時間としての1日をも意味する。要するに英語の‘day’と同様であって、‘diva’も同じである。

(1) MN.19 *Dvedhāvīṭṭakka-s.* vol.I p.116

(2) SN.12-3 vol.II pp.054~55, SN.12-4 vol.II pp.055~56

(3) AN.8-41 vol.IV pp.249~250

[1-2] 日中は朝時(**pubbaṇhasamayam**)と午時(**majjhantikaṇ samayam**)と夕時(**sāyaṇhasamayam**)に3分される。

朝時(**pubbaṇhasamayam**)に百釜の布施をなし、午時(**majjhantikasamayam**)に百釜の布施をなし、夕時(**sāyaṇhasamayam**)に百釜の布施をなすよりも、朝時に瞬時の慈心を修し、午時に瞬時の慈心を修し、夕時に瞬時の慈心を修する方が大果がある⁽¹⁾。

有情が朝時(**pubbaṇhasamayam**)に身語意において妙行を行えばよき午前(**supubbaṇha**)であり、午時(**majjhantikasamayam**)に身語意において妙行を行えばよき日中(**sumajjhantika**)であり、夕時(**sāyaṇhasamayam**)に身語意において妙行を行えばよき午後(**susāyaṇha**)である⁽²⁾。

このように使われる。ここで用いられる‘**aṇha**’は昼間、日中を意味する語で、その意味では「1日」をも意味する‘**divasa**’とは多少ニュアンスが異なる。

なおこの朝時（*pubbaṇhasamayaṃ*）と午時（*majjhantikaṃ samayaṃ*）と夕時（*sāyaṇhasamayaṃ*）は「日中」を3等分したものであり、「時刻」を意味するのではなく、「時間帯」をさすことばであるとする事ができるであろう。もちろんこれは定時法ではなく、日の出から日の入りまでの「日中」を3等分した「不定時法」に基づいているから、朝時も午時も夕時も夏は長く、冬は短いということになる。たとえば日の出を午前5時半、日の入りを午後5時半とすると、昼間は12時間であるから、朝時は5時半から9時半までの4時間、午時は9時半から午後1時半までの4時間、夕時は午後1時半から5時半までの4時間ということになる。ただしこのように3等分するのではなく、「午時」にはお昼の食事時という時分感覚が含まれているかもしれない。そうすると朝9時半から「午時」というのは早すぎるということになる。

(1) SN.20-4 vol. II p.264

(2) AN.3-150 vol. I p.294 など、多数の用例が見いだされる。

[1-3] 夜は「初夜（*purimayāmaṃ, rattiyā paṭhamam*）」「中夜（*majjhimayāmaṃ, rattiyā majjhimam*）」「後夜（*pacchimayāmaṃ, rattiyā pacchimaṃ*）」に3分される。

私はただ1人阿蘭若で師の教えの通り修行した。私は夜の初分には（*rattiyā paṭhamam yāmaṃ*）前世を憶念し、夜の中分には（*rattiyā majjhimam yāmaṃ*）天眼を清浄にし、夜の後分において（*rattiyā pacchime*）暗蘊を砕いた。それより夜の明け方、太陽が昇る頃（*ratyā vivasane suriyass' uggamanam pati*）、帝釈天と梵天がやってきて私を礼拝した⁽¹⁾。

といった用例が見いだされる。

もちろん「夜」とは日没（日入）から日出までの時間であり、これも「不定時法」に基づいているから、したがって「日中」とは反対に、初夜・中夜・後夜ともに夏は短く、冬は長くなる。

(1) *Theragāthā* vs.626~628

[1-4] 1日を昼と夜に分け、それぞれを3分して、合計6分とする考え方があるそうであるが、少なくともそうした用例はパーリの原始仏教聖典には見いだされない。しかし漢訳の律蔵には「一日六時」⁽¹⁾「昼夜六時」⁽²⁾「日夜六時」⁽³⁾といった用語が見いだされる。明言されているわけではないが、おそらくこれはこのような考え方のもとにあるのであらうと推測される。

(1) 『薩婆多毘尼毘婆沙』大正23 p.529上

(2) 『根本有部律』大正23 p.669中、『根本有部苾芻尼毘奈耶』大正23 p.911中、『根本有部律破僧事』大正24 p.155下

(3) 『根本有部律破僧事』大正24 p.145下

[1-5] 変則的ではあるが、夜を3分して「初夜」「中夜」「後夜」に分け、これに「昼」を併せて、4分する用例がある。

昼（*divasaṃ*）は経行と坐禅により諸々の蓋法より心を清浄にせよ。夜の初分には（*rattiyā paṭhamam yāmaṃ*）経行と坐禅により諸々の蓋法より心を清浄にせよ。夜の中分には（*rattiyā majjhimam yāmaṃ*）右脇により獅子の如く足に足を重ね、念あり正知あって、まさに起きるべしの想を常に作意しつつ臥せ。夜の後分には（*rattiyā pacchimaṃ yāmaṃ*）起き出で、経行と坐禅により諸々の蓋法より心を清浄にせよ。

というものであって、定型句的に多くのところで説かれている⁽¹⁾。これは心清浄にすべき時は睡眠をとる中夜を除くすべての時分であるということを教えるための便宜的な時間区分とすることができるであろう。

(1) *MN.107 Gaṇakamoggallāna-s.* vol.III p.003 など

[2] 直前の [1-5] に見られるように、原始仏教聖典の時間区分は必ずしも機械的・均等的な区分のみでなく、どのような時分にはどのような修行ないしは生活をしなければならないかということを説くための必要性からなされていることが推測される。この項ではこのような時分をあらわす言葉を紹介し、若干の考察を加える。

[2-1] その典型は日中を食前と食後に分けるという考え方である。正午を境目としてその以前と以後、すなわち「午前」「午後」に分ける分け方と似ているが、しかし「午前」「午後」が定時法的な区分であるに対し、これは「不定時法」的な区分であるといえることができる。出家修行者は戒律によって、食事は正午までに摂らなければならないと定められているが、実際上は夜明けから正午までの時間帯ならいつでも食事でき、多くの場合は食事の終了時間は正午に近かったであろうが、しかし必ずしも正午と限定はできないからである。しかも日中の時間を午前と午後に区分しないで、「食前」と「食後」に区分するのは、以後に考察するように、食前になすべきことと、食後になすべきことがかなり明確に区分されるからであろう。

このような1日の区分法の用例には次のようなものがある。

常に念ありて学ぶべき時刻、時節として。食前にも (*purebhattaṃ*)、食後にも (*pacchābhattaṃ*)、初夜にも (*purimayāmaṃ*)、中夜にも (*majjhimayāmaṃ*)、後夜にも (*pacchimayāmaṃ*) ……⁽¹⁾。

「常に (*sadā*)」の解説として、……食前に、食後に、初夜に、中夜に、後夜に、…
…⁽²⁾

(1) *Mahāniddesa* p.347. テキストには中夜がないが欠落したものと解釈した。

(2) *Cullaniddesa* p.264

[2-2] 1日を朝時、午時、夕時、初夜、中夜、後夜の六時に分かった上に、食前と食後をつけ足して八時とするものがある。

いつの時刻、どんな時節にでも精勤すべきことが上げられる。朝時にも (*pubbaṇhasamayāṃ*)、午時にも (*majjhantikasamayāṃ*)、夕時にも (*sāyaṇhasamayāṃ*)、食前にも (*purebhattaṃ*)、食後にも (*pacchābhattaṃ*)、初夜にも (*purimayāmaṃ*)、中夜にも (*majjhimayāmaṃ*)、後夜にも (*pacchimayāmaṃ*) ……⁽¹⁾。

これをどのように解釈すべきであろうか。日中を朝時と午時と夕時に3分して、さらに日中を食前と食後に2分して、この2つを複合的に組み合わせたのであろうか。あるいは日中を朝時と午時と夕時に3分した上で、午時をさらに食前と食後に2分して、日中を5分したのであろうか。

(1) *Mahāniddesa* p.067, *Mahāniddesa* p.476. また *Paṭisambhidāmagga* p.030 には、「何をか習行修習となすや。ここの比丘が朝時においても (*pubbaṇhasamayāṃ pi*) 習し、午時においても (*majjhantikasamayāṃ pi*) 習し、夕時においても (*sāyaṇhasamayāṃ pi*) 習し、食

前においても (purebhattam pi) 習し、食後においても (pacchābhattam pi) 習し、初夜においても (purime pi yāme) 習し、中夜においても (majjhime pi yāme) 習し、後夜においても (pacchime pi yāme) 習し、夜分においても (rattim pi) 習し、昼時においても (divā pi) 習し、昼夜においても (rattindivā pi) 習し、……」という用例もある。

〔3〕以上をもととし、また以後の論考の都合も考えて、本稿では1日を次のような7つの時分に区分することにしたい。すなわち早朝時分、食事時分、午後時分、夕方時分、初夜時分、中夜時分、後夜時分である。

〔3-1〕なおこれは定時法ではなく不定時法によったものであって、日照のある昼の時間帯を早朝時分、食事時分、午後時分、夕方時分の4つに、日照がない夜の時間帯を初夜時分、中夜時分、後夜時分の3つに分割したものである。したがって日照の長い夏季には早朝時分、食事時分、午後時分、夕方時分が長く、初夜時分、中夜時分、後夜時分が短くなり、逆に日照の短い冬季には早朝時分、食事時分、午後時分、夕方時分が短く、初夜時分、中夜時分、後夜時分が長くなる。

〔3-2〕ちなみに、インドのヒンドゥスタン平原と緯度が等しい沖縄県那覇と、参考のために東京の、春分・夏至・秋分・冬至の、平成23(2011)年の日出と日没(日入)の時間は下記のとおりである。

	那覇の日出時間	日没時間	東京の日出時間	日没時間
春分 (3/21)	6 : 33	18 : 41	5 : 44	17 : 53
夏至 (6/22)	5 : 38	19 : 25	4 : 26	19 : 00
秋分 (9/23)	6 : 18	18 : 26	5 : 29	17 : 38
冬至 (12/22)	7 : 13	17 : 43	6 : 47	16 : 32

以上をもとにすると、ヒンドゥスタン平原における上記の7つの時分の時間帯は次のようになる。

まず「早朝時分」は夜明けから乞食に出る時間までとしておきたい。釈尊時代には夜明けは手を太陽の昇る方角にかざしてみて、指の間が白く見え始める時間とされていた。現代においては日出時間と考えてよいであろう。春・秋分の時季の沖縄では午前6時半頃が夜明けであり、詳しくは後にふれるが、乞食に出る時刻は午前10時半頃であるから、それまでの4時間ほどということになる。しかし夏至頃の夜明けは午前5時半ころであるから、夏にはこの時間帯は5時間と長くなる。これに対して冬季は日が短いから朝7時15分頃から10時半頃までの3時間15分くらいとなる。

「食事時分」は乞食に出る時刻から、食事をしてその後片づけをすませる時刻までとしておきたい。乞食に出る時刻は午前10時半頃と考えておく。季節に関係はないが、夏季は朝が早いので民家での朝食時間も早くなる傾向があるであろうから、あるいは夏季にはいくらか早くなったかもしれない。しかし食事は正午までにすまさなければならないと律に定められているから、終わりの方は紛れがない。すなわち正午までに食事をすませてから、僧院に帰るまでに一定程度の時間を要し、帰ってからは鉢や持ち帰った場合の残り物の始末、あるいは食堂の掃除などをしなければならないから、それがすべて終わるのは午後1時頃ではなかったかと考えるのである。

「午後時分」は後述するように昼日住に入る午後1時頃から、独坐 (paṭisallāna) から起

つ時刻までであって、独坐から起つ時刻を夕方時分の始まりと考えておきたい。ところでこの夕方時分であるが、これも季節によって異なり、冬季は日没前の1時間くらい前、夏季は2時間くらい前、春・秋分季は1時間半くらい前と想定しておきたい。春・秋分季は日没時間が午後6時半くらいであるから、そうすると「夕方時分」は午後5時から6時半までの1時間半、夏季は日没が7時半頃であるから、午後5時半から7時半までの2時間、冬季は日没が5時45分くらいであるから、午後4時45分からの5時45分までの1時間ということになる。

「夕方時分」を上記のように規定すると、「午後時分」は春・秋分季は午後1時から午後5時までの4時間、夏季は午後1時から5時半までの4時間半、冬季は午後1時から午後4時45分までの3時間半ほどということになる。

夜の時分は日没から日出までであって、これを3等分して、初夜・中夜・後夜に分ける。春・秋分季は午後6時半から朝6時半までの12時間、夏季は午後7時半から朝5時半までの10時間、冬季は午後5時45分から朝7時15分までの11時間半ということになる。初夜・中夜・後夜はこれらを3等分したものである。

以上を表にすると次のようになる。早朝時分と午後時分は長いが、夕方時分は比較的短い。早朝時分と午後時分はゆったりとしているが、夕方時分は夜の帳が訪れる前の比較的慌ただしい時間帯といってよいであろう。また食事時分は季節に関係なく一定していたということになる。

	早朝時分	食事時分	午後時分	夕方時分	夜の時分
春・秋分季	6:30～ 10:30 4時間	10:30～ 13:00 2時間半	13:00～ 17:00 4時間	17:00～ 18:30 1時間半	18:30～ 6:30 12時間
夏至季	5:30～ 10:30 5時間	10:30～ 13:00 2時間半	13:00～ 17:30 4時間半	17:30～ 19:30 2時間	19:30～ 5:30 10時間
冬至季	7:15～ 10:30 3時間15分	10:30～ 13:00 2時間半	13:00～ 16:45 3時間45分	16:45～ 17:45 1時間	17:45～ 7:15 13時間半

【2】律蔵の規定からみる仏弟子たちの一日

〔0〕この節では、律蔵の規定から仏弟子たちの一日を見てみたい。律蔵の規定はそれに反すると罰が与えられる強制力のあるものであるから、比丘たちは必ずそれを守って生活していたであろう。以下に紹介するように、それは細部にわたってかなり具体的に定められていて、当時の仏弟子たちの1日の生活を彷彿とさせる。釈尊もこの規定の範囲内で生活しておられたであろうことはいままでもない。

〔1〕まず早朝時分の生活に関する規定から検討する。すでに述べたように「早朝時分」

とは夜明けから乞食に出るまでの時間帯である。言い換えれば午前前半部分ということになる。春秋の昼・夜の時間が等しくなる季節のインドでは6時半から10時半頃までの4時間ほどに相当し、かなり長い時間帯である。

〔1-1〕この時分の生活様態は「受戒犍度」や「儀法犍度」の、共住弟子（*saddhivihārika*, *saddhivihārin*）が和尚（*upajjhāya*）に仕えるその仕え方の規定に窺われる。パーリ律や漢訳の各律において微妙な差異が見いだされるので、すべての律の定めるところを紹介しておく。ただしこの時分の生活に係わるものを中心とした概要である。内住弟子（*antevāsika*, *antevāsin*）が阿闍梨（*ācariya*）に仕える仕え方も同じである。

Vinaya「大犍度」（vol. I pp.046, 061）：弟子は朝起きたら（*kālass' eva uṭṭhāya*）、履を脱ぎ上衣を偏袒にして（*ekamsaṃ uttarāsaṅgaṃ karitvā*）、（和尚のところに行つて）楊枝を与え、漱ぎ水を与え、坐具を設ける（*āsaṇaṃ paññāpetabbaṃ*）。もし粥があったら（*sace yāgu hoti*）、器（*bhājana*）を洗って粥を捧げる。粥を飲み終わったら水を与え、器を洗って収める（*paṭisāmeti*）。和尚が立てば座具を片づけ、そこが汚れたら掃除する。（もし弟子が病気になったら、和尚は弟子に同様のことをする。ただし履を脱ぎ上衣を偏袒にすることはしない）

『四分律』「受戒犍度」（大正22 p.801下）：清旦に和尚の房中に入って、誦經法を受け、義を問ひ、小便器を除去する。時が来たら澡豆もしくは牛尿・灰にて手を洗わせる。もし食べるもの（可食物）があればために取る。もしサンガ中に利養があればために取る。澡豆・楊枝を与え、手をあらひ口を濯がせる。

『五分律』「威儀法」（大正22 p.178中）：清旦に行つて安眠できたかどうかと問ひ、ために前食・後食・粥・恒鉢那を求める。もし僧中にあれば分を請ひ、次請処があれば分を請う。

『十誦律』「雜法」（大正23 p.301下）：朝には大小便器・唾器を片づけ、食が必要であるかと問う。粥を食べる時には釜器を置き、匙を用意する。食する時には食器を弁じる。

とされている。

以上から、比丘たちは朝起きたら寝具などを片づけ、歯を磨き、洗面して、もし食べるものがあればそれを食べることがわかる。

食べ物については『パーリ律』はそれを粥（*yāgu*）とし、『四分律』は単に「可食物」とし、『五分律』は前食・後食・粥・恒鉢那とし、『十誦律』は粥と食とする。『五分律』の恒鉢那は *tarpaṇa* の音写語で「乳粥」のことである。また「前食後食」ということばは『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』などの漢訳律にはよく使われる言葉であるが、必ずしもその意味が明確ではない。『四分律』では「前食者明相出至食時是。後食者從食時至日中是」⁽¹⁾と定義されているから、「前食」がこの早朝時分に食する食べ物であり、「後食」が本稿でいう食事時分に食する食べ物すなわち正餐のことになるが、もしそうだとすると『五分律』がここに「後食」を出すのは不適切ということになる。

パーリ聖典では「前食後食」は一般的なことばではないが、『小義釈』には「穀物とは前食（*pubbaṇṇa*）と後食（*aparaṇṇa*）である。前食とは米（*sāli*）・糠（*vīhi*）・大麦（*yava*）・小麦（*godhūma*）・稷（*kaṅgu*）・豆（*varaka*）・稗（*kudrūsaka*）である。後食とはスー

ブ (sūpeyya) である」⁽²⁾ という用例があり、『清浄道論』には「満足した後に得た食を後食 (pacchābatta) という。その後食を食することが後食の食である (pacchābattabhojana)」⁽³⁾ という用例がある。『毘尼母經』も「後食者食已竟後更得食。日時未過作殘食法食。是名後食」⁽⁴⁾ というが、これも同じ意味であろう。したがってパーリでは、前食・後食を『四分律』のように早朝時分に食する食と、食事時分に食する食と解釈する仕方と、食料の違いと解釈する仕方の2つがあることになる。

漢訳律の「前食後食」の原語が何であるかは詳らかにしないが、『五分律』は前食後食とともに、早朝時分に食する食とするのであるから、『小義釈』のように食べ物の種類を表わしたのであろう。「前食後食」に続けて粥・恒鉢那を並記するのもこれを後押しするし、『十誦律』が粥と食を分けているのも、これに相当するかもしれない。とはいいいながら早朝時分にヘビーな食事をするのは考えにくいから、粥以外の食とはいっても軽食に類するものであったであろう。

またこれら粥や食がどのようにもたらされるのかということについてはふれられていない。これがある時もない時もあるという程度の情報しか得られない。可能性としては在家信者から送られるか、僧院内で淨人が調理するかどうかであろうが、その実態は第4・5節における主に経藏の記述を参照して考察してみたい。

(1) 大正 22 p.666 上

(2) *Cullaniddesa* p.175

(3) *Visuddhimagga* p.060

(4) 大正 24 p.843 中

[1-2] 以上のように、仏弟子たちは早朝時分に食べるものがあればそれを食したであろうことが推測される。そして残りの時間は『四分律』に「誦經法を受け、義を問う」とされているようなことをしたのであろう。また『十誦律』の「雑法」には「夜時の坐禅も、昼日時の坐禅も、七日禅も、常坐禅も許された」⁽¹⁾ とするように、坐禅を行ってはならない時分はなかったはずであるから、もちろんこの時分にも坐禅をすることは勧められていたであろう。

また同じく『十誦律』の「雑法」には、和尚は早起、食後、日没時の三時に「悪知識、悪伴、弊悪人に近づくことなかれと弟子に教えるべきである」とされている⁽²⁾。

(1) 大正 23 p.289 中

(2) 大正 23 p.302 下

[1-3] 以上のように律藏の規定からは、仏弟子たちは夜明けとともに起きてまず寝具を片づけ、歯を磨き、洗面して、もし粥などの軽食があればそれを食し、食後は手をあらい、口を漱ぎ、それ以外の時間には、弟子は和尚から教えを受けたり、坐禅をしたりして過ごしたことが推測される。

[2] 次に食事時分の規定を紹介する。この食事というのは正午前に行ういわば正餐としての食事のことであり、季節には関係なく午前 10 時半頃から午後 1 時ころまでの 2 時間半くらいの時分であって、前項の早朝時分につづく午前の後半部分である。この時分を午後 1 時までとしたのは、食事をすませて村や町から僧院に帰るまでの道のりの時間や鉢などを洗って片づける時間、僧院で食事をする場合にはその後片づけや清掃などがあり、それらも含め

て食事時分としたのである。もちろん釈尊や和尚などの長老比丘はこのような作業はしないが、第5節の最後に紹介した *Dīgha-Nikāya* のアッタカターにも「世尊は円形堂 (maṇḍala-māla) に設けられた勝れた仏座に坐り、比丘たちが食事の務めを終わるのを待たれる」とするように、若い比丘たちが忙しく立ち働くのを尻目に、さっさと自分だけ午後時分に入ってしまうというようなことは考えられないからである。

[2-1] まず食事が許される時間帯の規定である。『パーリ律』は波逸提 37 (比丘尼は波逸提 120) ⁽¹⁾ であって、

非時に (vikāle) 嚼食 (khādaniya) ・噉食 (bhojaniya) を食してはならない。
とされている。

非時とは「正午をすぎて翌日の天明に至るまで (majjhantike vitivatte yāva aruṇuggamanā)」と定義されるから ⁽²⁾、食事をとってよい時間は天明から正午までということになる。ちなみに嚼食は「五種の正食 (pañca bhojanā)、時分薬 (yāmakālika)、七日薬 (sattāhakālika)、尽形寿薬 (yāvajīvika) を除く硬い食べ物」、噉食は「五種の正食、すなわち飯 (odana)、粥 (kummāsa)、麴 (sattu)、魚 (maccha)、肉 (maṃsa)」と定義されている ⁽³⁾。

このように食事が許された時間は夜明けから正午までである。したがって早朝時に粥などの軽食をとることは律に違反しないわけである。

- (1) *Vinaya* vol.IV p.85. 念のために他の漢訳律の規定も紹介しておく。『四分律』单提 37・非時食戒 (大正 22 p.662 下) は「若比丘非時受食者波逸提。比丘義如上。時者明相出乃至日中按此時為法。四天下食亦爾。非時者。從日中乃至明相未出。食者有二種。依闍尼食如上。蒲闍尼五種食如上」とし、『五分律』墮 38・非時食戒 (大正 22 p.054 上) は「若比丘非時食波逸提。……非時者。從正中以後至明相未出。名為非時」とし、『十誦律』波夜提 37・非時食戒 (大正 23 p.095 中) は「若比丘非時噉食。波逸提。非時者。過日中至地未了。是中間名非時。噉者。五種依陀尼。食者五蒲闍尼若五似食。波逸提者。煮燒覆障。若不悔過。能障礙道」とし、『僧祇律』单提 36、37・非時食戒 (大正 22 p.360 上) は「若比丘非時食。波夜提。若比丘停食食。波夜提。比丘者。如上說。非時者。若時過如髮瞬。若草葉過。是名非時。食者。麴飯麦飯魚肉。若雜食者波夜提。波夜提者如上說。比丘者如上說。停食者。名過時須臾。須臾者。二十念名一瞬頃。二十瞬名一彈指。二十彈指名一羅予。二十羅予名一須臾。日極長時有十八須臾。夜極短時有十二須臾夜極長時有十八須臾。日極短時有十二須臾。食者。五正食。五雜正食。若一一停食者。波夜提。波夜提者。如上說」とし、『根本有部律』波逸底迦 37・非時食戒 (大正 23 p.824 下) は「若復苾芻非時食者。波逸底迦。若復苾芻者謂十七衆。余義如上。言非時者有其二種。一謂過中已去。二謂明相未出已來。結罪同前」とする。『十誦律』には「雜法」 (大正 23 p.290 中) にも「非時に食してはならない。波逸提」とされている。

(2) *Vinaya* vol.IV p.086

(3) *Vinaya* vol.IV p.083

[2-2] 以上のように早朝時の食事は時間的には戒律に反しないわけであるが、しかし1日のうちに2度以上の食事が許されるかという疑問が生じる。確かに『パーリ律』波逸提 33 (展転食戒) ⁽¹⁾ には

数々食 (paramparabhajana) してはならない。

として数々食を禁じる規定があり、『パーリ律』波逸提 35 (足食戒) ⁽²⁾ には

食して満足したら (bhuttāvi pavārito)、残食でない (anatirittam) 嚼食・噉食を

取ってはならない。
とも定められている。

「数々食」とは「五種正食中の一食をもって請ぜられ、これを措いて (ṭhapetvā) 他の五種正食の一食を取ること」と定義され、「食して満足したら」というのは、五種正食の一食を食べて、給仕してくれている人にもう十分にいただいたから結構ですという意思表示をすることと定義されている。このような定義からこの規定は、1度食べたらそれ以上の食をとってはならないという意味のように解せられるかもしれない。

しかしながらこれらの規定は、たとえば『パーリ律』波逸提 33 の制定の因縁は、ある貧しい人が財力をはたいて翌日の食事に招待したのに、比丘らはその日に先に乞食して腹を満たしていたから、口々に「少しだけ、少しだけ」と言ったので、せっかく用意したのに比丘らを満足するまで与えられなかったと無念に思い、非難したからとされており、また『パーリ律』波逸提 35 制定の因縁譚は、1人のバラモンが比丘らを招待して十分に食を与えたはずなのに、さらに他の家に行って食したり、鉢に入れて持ち帰ったりしたので、そのバラモンが「比丘らは私の家の施食では満足しなかったのか」と無念に思い、かつ非難したからであるとされている。

このようにこれら2つは食事に招待された場合の規定であって、招待主に失礼にならないように、招待された食べ物を食べた後は、再び食べてはならないという意味である。ちなみに食してよいとされる『パーリ律』波逸提 35 の「残食」というのは、招待食以外の手段で得られた僧院に持ち帰られた⁽³⁾食べ物であって、しかも「残食法」がなされたものとされている。残食法とは「清浄食がなされ (kappiyakatam hoti)、食を手にとってなされ (paṭiggahitakatam hoti)、食を高く掲げてなされ (uccāritakatam hoti)、申手内にてなされ (hatthapāse katam hoti)、食し終わった者によってなされ (bhuttāvinā katam hoti)、食し終わり満足して座より起たない者によってなされ (bhuttāvinā pavāritena āsanā avuṭṭhitena katam hoti)、『この食一切用いず』と言われる時 (alam etaṃ sabban ti vuttaṃ hoti)、病者の残食なる時 (gilānātirittam hoti)」と定義されている⁽⁴⁾。要するに僧院に持ち帰られた食べ物を持って、「私は十分に満足したから、これはもう不要である」と第三者にも分かるように意思表示をしたものが残食になり、このようなものなら再び食してよいという意である。

以上のように数数食が禁止されるのは招待された場合であって、先の早朝時の軽食の場合はこれに抵触しないし、また乞食に出て乞食で得た食べ物を食べる場合も、この規定には関係がないということになる。

なお非時薬(時分薬)・七日薬・尽形寿薬とされるお腹の中に入れるものがあり、これらは時間外にも服することができる。それぞれ

「時分薬」とは淨く漉した漿汁をいう⁽⁵⁾。

「七日薬」とは酥・油・蜜・石蜜をいう⁽⁶⁾。

「尽形寿薬」とは、5種の根薬・5種の果薬・5種の塩・5種の樹膠薬・5種の湯をいう⁽⁷⁾。

と定義されている。たとえばジュースとか砂糖水などは非時薬扱いになるから、非時にも飲むことができるということになる。

このように食事時分のこの食事が本格的な食事であって、いわばこれが正餐ということになる。しかしこれとは別に早朝時分に僧院で摂られる軽食があり、いわばこれは朝食であり、この朝食と正餐とは、それなりに間隔が開いていたことは想像するに難くない。食事時分を午前10時半以降と考える根拠の1つでもあるわけであり、したがって乞食はそれほど早い時間帯になされなかったということになる。

- (1) *Vinaya* vol.IV p.077. 他の漢訳律は、『四分律』単提 32・展転食戒 大正 22 p.655 中；『五分律』墮 31・展転食戒 大正 22 p.049 中；『十誦律』波夜提 31・展転食戒 大正 23 p.086 下；『僧祇律』單提 32・展転食戒 大正 22 p.352 上；『根本有部律』波逸底迦 31・展転食戒 大正 23 p.810 下
- (2) *Vinaya* vol.IV p.082. 他の漢訳律は、『四分律』單提 35・足食戒 大正 22 p.660 上；『五分律』墮 35・足食戒 大正 22 p.052 上；『十誦律』波夜提 34・足食戒 大正 23 p.091 上；『僧祇律』單提 33・足食戒 大正 22 p.354 中；『根本有部律』波逸底迦 34・足食戒 大正 23 p.821 上である。
- (3) 長井真琴著の『巴漢和対訳 戒律の根本』のパーリ文は、PTS 本が *bhuñjeyya* とするところを、*abhihaṭṭhum pavāreyya* としている。
- (4) 「残食でないもの」を「残食」に言い換えた。
- (5) 『十誦律』医藥法 大正 23 p.194 上、『僧祇律』雜誦跋渠法 6 大正 22 p.454 中
- (6) 『十誦律』医藥法 大正 23 p.194 上、『僧祇律』雜誦跋渠法 6 大正 22 p.454 中
- (7) 『十誦律』医藥法 大正 23 p.194 上、『僧祇律』雜誦跋渠法 6 大正 22 p.454 中

[2-3] 以上のように正餐は招待による場合があったわけであるが、通常の正餐は乞食によって得た。ここでは乞食の作法についても触れておきたい。この乞食の作法は先の記述に続く「受戒毘度」の和尚と弟子の作法からも推測されるし、「威儀毘度」の中には「乞食法」が定められている。これらも律によって微妙に異なるので、『パーリ律』と漢訳の各律の概要を掲げておく。

まず「受戒毘度」の弟子の作法である。

Vinaya 「受戒毘度」 (vol. I p.046) : もし和尚が村に入ろうとするならば内衣 (nivāsana 裙) を与え、代りに与えられた着物 (paṭinivāsana) を受け取り (paṭiggahetabbam)、帯 (kāyabandhana) を与え、僧迦梨 (重衣) を畳んで与え (saguṇaṃ katvā saṃghāṭiyo dātabbā)、鉢を洗って水を入れて与える。もし随従沙門 (pacchāsamaṇa) を欲するならば、三輪を覆い、遍く内衣を着 (parimaṇḍalaṃ nivāsetvā)、帯を結び (kāyabandhanaṃ bandhitvā)、畳んで僧迦梨を纏い (saguṇaṃ katvā saṃghāṭiyo pārupitvā)、紐を結び (gaṇṭhikaṃ paṭimuñcitvā)、鉢を洗って持って (dhovitvā pattaṃ gahetvā) 随従沙門となれ。遠きにすぎず近きにすぎずして行き、鉢に入れるものをとる。(弟子が乞食に出るときには、和尚は同様のことをする。ただし随従沙門とはならないのはもちろんである。)

還った時には先に来て座具 (āsana) を設け、洗足水 (pādodaka)、足台 (pādapiṭṭha)、足布 (pādakathalika) を持ってきて迎え、鉢衣 (pattacivara) を受けとり、代りに与えられた着物を与えて、内衣を受け取る。もし衣 (civara) が汗のために湿っていたらしばらく熱処に乾かす。熱処に放置せずにとって畳む。もし托鉢食があつて (sace piṇḍapāto hoti)、和尚が食べることを欲すれば水と托鉢食を手渡す。(弟子が村に入った時には、和尚は同様のことをする。)

食べ終わったら水を与え、鉢を受け取って洗い、熱処に乾かしてから鉢衣を収める。鉢は床 (*mañca*) の下、小床 (*pīṭha*) の下に収め、露地に置いてはならない。衣を収める時には衣架もしくは衣綱に、端を外に襞を内にしてしまう。和尚が立った時には座具を取り、洗足水、足台、足布を収める。もしそこが汚れれば掃除する。(弟子が村に入った時には、和尚は同様のことをする。)

『四分律』「受戒^鍵度」(大正22 p.801 上): 弟子は和尚に村に入るかどうかと尋ねる。もし入らないといえ、どこで食をとるか尋ねる。村に入るといえば衣架から衣を取る。まず安陀衣 (*antaravāsaka* 下衣) を取り、次に腰帶、僧祇支 (*saṃkacchika* 覆肩衣、覆肩衣) ⁽¹⁾、鬱多羅僧 (*uttarāsaṅga* 上衣) を取って与える。次に僧迦梨 (*saṃghāṭi*) を畳んで頭上あるいは肩に着ける。次に鉢を取って澡豆あるいは灰、牛尿で洗い、絡囊もしくは手巾裏もしくは鉢囊の中にいれる。和尚の襯身衣 (肌着) を取って畳み、洗足物や臥氈被を片づける。

出かける時には和尚の行道の革屣を捉り、房舎を出る時は戸締まりをきちんとし、鍵を見えないところに隠す。行く時には和尚を前にし、知った人に会えば挨拶し、人の道を避ける ⁽²⁾。村に入る時には少しく道から離れ、鉢を置いて頭上あるいは肩の上の僧迦梨を下ろして和尚に与える。もし村外に客舎、坐肆舎、作房があれば行道の革屣を中に置く。そして和尚について行くべきかどうかを尋ねる。もしどこかで待っていよといわれれば待っている。もし和尚が村に入って出てこない時は、村に入って「この分は和尚、この分は自分」と考えて乞食する。村を出たら革屣のところに行き、僧迦梨を畳んで頭上もしくは肩の上に着けて帰る。

還ったら和尚所住の食処を掃除し、座具・浄水瓶・洗浴器・残食を盛る器 (*avakkārapāti*) を用意し、和尚がやって来るのを見たら起って迎え、僧迦梨をとって汚れていないかどうかを調べ、汚れていたら洗う。和尚が手を洗い終わったら、自分のところに食があれば与え、給仕する。もし正午を過ぎるようなら一緒に食べる。余りがあれば人、非人に与える。それでも余りがあれば無草処あるいは無虫水中に捨て、盛食器を片づけ、座具・洗足床・洗足瓶などを片づけ、食処を掃除する。(以下房の掃除の作法が続くが省略する)

弟子は日に三度和尚に問訊しなければならない。朝と中と日暮である。また和尚のために二事を執らなければならない。房舎を修理することと衣服を繕い、洗濯することである。

とされている。

「儀法^鍵度」には乞食比丘 (*piṇḍacārika bhikkhu*) の作法が定められており、次にこれを紹介する。

Vinaya 「儀法^鍵度」(vol. II p.215): 乞食のために (*piṇḍacārikena*) 村落に入ろうとする者は、三輪を覆い、遍く內衣を着け、帯を結び、畳んで僧迦梨をまとい、紐を結び、鉢を洗ってから持ち、慌てずに村落に入る (*ataramānena gāmo pavisitabbo*)。長老比丘の前に行ってはならない。住居 (*nivesana*) に入る時にはここから入ってここから出ようと観察する。慌てて入ったり、出たりしてはならない。甚だしく遠くに立ったり、甚だしく近くに立ったりしてはならない。甚だしく速やかに還ってはなら

ない。立つときは食を与えようとしているか、与えようとしていないかを観察する。もし与えようとしていることが観察されれば立ち止まる。食を受けるときには、左手で僧迦梨を高く挙げ (*vāmena hatthena saṃghāṭiṃ uccāretvā*)、右手にて鉢を出し、両手に鉢を持って受ける。施食者の顔 (女性 *bhikkhādāyikā*) を見てはならない。スープを与えようとしているかどうかを観察する。もし与えようとしていることが観察されたら立ち止まる。食を受けたら僧迦梨で鉢を覆って (*saṃghāṭiyā pattam paṭicchādetvā*) 慌てないで還る。

先に乞食から帰った者は座具を設け、洗足水、足台、足布を調べ、残食を盛る器を洗って調べ、飲料水 (*pāniya*)、用水 (*paribhojaniya*) を用意する。後に帰った者はもし残食 (*bhuttāvasesa*) があり、もし欲すれば食い、欲しなければ青草なきところに捨てるか、虫のいない水に沈める。床座を除き、洗足水、足台、足布を納め、残食を盛る器を洗って収め、食堂を清める。もし水瓶 (*pāniyaghaṭa*)、用水瓶 (*paribhojaniyaghaṭa*)、便所の手洗い水を入れる甕 (*vaccaghaṭa*) に水がなければ備える。もし自分がよくすることができなければ手を以て他の比丘を招き、手振りで備える。言葉を用いてはならない。

『四分律』「法捷度」(大正 22 p.932 下)：村に入って乞食する時には、清旦に手をあらひ、腰布、僧祇支を着け、鬱多羅僧を着け、僧迦梨を畳んで頭上もしくは肩の上につけ、鉢を洗って囊に入れもしくは手巾につつみ、襯身衣、洗足革履、氈被を片づけ、道路行革履を取り、房の戸締まりをきちんとする。道を行く時に人に会ったら挨拶して「善来」という。聚落に入る時は少しく道を外れて僧迦梨をとって着る。村辺に売器の処や屋、作人があったら革履を脱いで預ける。村に入る時には村の様子をよく観察する。居士の家に入る時にも門がどこにあるかなど様子を観察する。食は自ら進んで取ってはならない。呼ばれた時には行ってよい。もし 1 器ならば、飯・乾飯・麴・魚肉を一緒に入れてはならない。樹葉・樹皮・鍵鏝で隔てる。もし次鉢・小鉢があればそれに入れる。麴は手の中に裹む。大家を選んではならない。強いて乞うてはならない。村を出る時には道行革履を取って履き、鉢を地において僧迦梨を畳んで肩あゝるいは頭上に着ける。

常所食処を掃除し、水器や残食器を用意し、床座・洗脚石・水器・拭脚巾を用意する。もし他の乞食比丘がやってきたら起って遠くから迎え、ために鉢を取り、衣を取ってほこりを払い、汚れていれば拭い、あるいは洗う。そして乞食比丘に座を与え、水器、水、洗足石、拭足巾を与え、革履を取って左の方に置く。食事をする用意が整ったら給仕する。もし日時がすぎようとするなら、自分も一緒に食べる。乞食比丘が食し終わったら鉢を取って手を洗わせる。自分が食べて余食があれば人あるいは非人に与え、残ったら草のない地、あるいは虫のいない水に捨てる。そして残食を盛る器を洗い、元あったところに戻す。床座、洗足石、水器も元あったところに戻す。食処を掃除し、ゴミを澡盤を用いて片づける。

『五分律』「威儀法」(大正 22 p.178 上)：[乞食比丘初学法] 早起きして、ベッドをおりて革履を着し、内衣を取って着、腰縄を絞め、下衣を著し、行路革履を履き、僧迦梨および鉢を取り、鉢を洗って、門戸を閉じ鍵をかける。聚落を去ること遠くない

ところで鉢を草の上に置いて僧迦梨および中下衣をはたいてから齊整に着、左手に衣を摂め、右手に鉢を捧げて、町の様子や家の様子をよく観察する。門前に来たら弾指し、警咳して、叩いて家人に知らしめる。門に入ったらどこに立つべきかを考え、家人が「入りたまえ」と言ったら、入って食を受ける。女人と会話してはならない。見つめてもならない。もし1軒の家で十分でない時には余家に行って足す。食を得終わったら、聚落を出て、鉢を地において僧迦梨を脱いで肩の上にかける。

住処に帰ったら、衣鉢を常著処に置いて革屣をはたき、洗脚して、また革屣を着けて房に行き、戸を開いて衣鉢を収める。食処を掃除して、座具を敷き、浄水を取って、手を拭き足を拭く布を用意する。もし住処に先に生熟菜・苦酒・塩醬があれば予め受けて一処に置く。盛長食器を洗って、食を量って余分があったら減らす。もし上座が食を持って後から帰ってきたのを見たら、起って迎えて衣鉢を取り、上座が本処についたら革屣を脱がせる。時が来たら鍵稚を打つか唱令して集坐し、集坐し終わったら、先に遍く盛長食器を廻し、多いものは減らし、足りないものは足し、その後に菜醬を行う。もし食時にあたって比丘が後から来たら水を与える。もし彼が水を受ければ盛長食器中の食を与える。もし彼が水を受けないなら彼はすでに食したのである。衆が食し終わったら座具を収め、地を掃き、ゴミを遠くに捨て、盛長食器を洗って本処に収め、水瓶を収める。

『五分律』「威儀法」(大正 22 p.178 中)：「阿練若比丘乞食初学法」もし師が聚落に入ろうとするならば、軽重衣のどちらを着るかと問い、それを与える。もし師が自分に従ってこいと言われれば従う。常に師の背後に立ち、檀越が食を与えれば受け、もし得るものがなくとも怨んではならない。師に残食があって与えられれば喰い、なくても怨んではならない。師が帰ったらしたがって帰り、上のごとく道を行じる。

『十誦律』「雜法」(大正 23 p.298 上)：ベッドをおりたら、安陀衛を、次に泥洹僧(nivāsana 內衣)、次に鬱多羅僧を齊正に着、僧迦梨を左肩に着して、鉢を取り、錫杖を取って、戸をきちんと閉め、仏塔・声聞塔を右遶してから鉢を洗い、僧房の門を開けて外へ出て、一重の革屣を履く。聚落に近づいたら僧迦梨を取って齊正に着し、錫杖を取って、巷に入る時に様子をよく見る。また家に入る時にも外門・中門・内門などの様子をよく見る。庭に入ったら弾指し、もし得れば食を受ける。もしさらに余処に乞食するなら時節を見る。もし時間があつたらさらに乞うてよい。

聚落を出たら鉢杖を置いて、僧迦梨を取って左肩に着し、先に食処に至ったら座床を敷き、揩脚物をとって足を拭い、水がめ・水瓶を用意する。食処を掃除し、もし和尚阿闍梨がおり好食があれば先に和尚阿闍梨に与える。食後には床座を挙げ、揩脚物を挙げ、脚物を拭き、水がめ・水瓶を片づけ、ゴミの始末をして房に戻る。

『僧祇律』「威儀法」(大正 22 p.512 中)：乞食する時は羊のように頭を下げて前の人になぶつかるようなことがあってはならない。といって共行弟子はあまり離れすぎてもいけない。「我に食を与えよ。大福を得る」と言ってはならない。黙って立つべきである。きょろきょろしてはならない。もしその家の婦女が与える気がないと解れば直ちに去るべきである。富家にして処々に宝物がある場合は去らなくともよい。呼んでこちらの方を見たら、(与える意思がないと見て)去るべきである。もし食を請され

たら食してよい。もし請されなかったら乞食する。井あるいは池水の辺で食し終わって鉢を洗って去ってもよい。

「阿蘭若比丘 (*ārañṇaka bhikkhu*) の作法」も定められており、これも乞食に関係するので紹介しておく。阿蘭若比丘は町や村落からそれほど遠くないが、人気のないところに住する比丘で、町や村落の中あるいはその近辺に住する聚落比丘に対する比丘である。しかし聚落比丘と同様に僧院に住していたことは以下の記述から知られる。

Vinaya「儀法犍度」(vol. II p.217) : 阿蘭若比丘は時が来たら起き、鉢を袋に入れて肩にかけ、衣を肩にのせ (*cīvaram khandhe karitvā*)、履を履き、戸や窓を閉めて臥坐処 (*senāsana*) を出る。村に入ろうとする時には履を脱ぎ、下に置いて打ってから袋に入れて肩にかけ、三輪を覆い、遍く內衣を着けて、……(以下乞食の儀法と同じ)……、村を出る時には鉢を袋に入れて肩にかけ、衣を畳んで頭上にのせ (*cīvaram saṃharitvā, sīse karitvā*)、履を履いて行く。住処に帰ったら、飲用水・用水・衣を調べ、鑽火具・杖を整える。阿蘭若比丘は星宿を学び、方角に善巧であるべきである。

『四分律』「法犍度」(大正 22 p.933 下) : 乞食比丘の作法とほとんど同じ。ただ住処が村や町からいくらか離れたところにあるからであろう、賊に対する配慮が付け加わっているのみである。常所食処の規定も同じであるから、阿蘭若比丘も僧院で共同生活していたことが判る。ここでは賊に時間・方角を問われて答えられなかったので、方相・星を知るべしとされている。

『五分律』「威儀法」(大正 22 p.180 上) : 阿蘭若比丘は阿蘭若賊にそなえて、四方の相、機宜・星宿を知り、月の半月の日数と歳月の日数を記しておかなければならない。また乞食して帰る時に聚落中で食してもよいが、持ち帰る時には異物が入らないように鉢を覆う。また阿蘭若賊のために一分を残しておく。

『十誦律』「雑法」(大正 23 p.301 上) : (阿蘭若比丘は阿蘭若賊にそなえて) 人が来たら共語し「善来」という。火と火鑽、食と食器、水と水器を蓄えておき、洗脚水・水器・浄水瓶・常用水瓶を蓄え、水を満たしておく。道・日・時・夜・夜分・星宿を知り、星宿法を学び、修多羅・毘尼・阿毘曇を誦し、学解しなければならない。

以上の記述から次のようなことが推測される。第 1 に、乞食は 1 人で、あるいは和尚が随従沙門を連れて 2 人で行われるのが原則であった。しかし波逸提 42 (123) (驅出他比丘戒)⁽³⁾ に、

共に村や町に乞食に入ろう (*gāmaṃ vā nigamaṃ vā piṇḍāya pavisissāma*) と誘っておいて、途中で一人で去らしめてはならない。

という規定もあるから、互いに誘いあって複数の人数で乞食に行く場合もあったのであろう。しかし波逸提 32 (比丘尼 118) (別衆食戒)⁽⁴⁾ には、

別衆食 (*gaṇabhojana*) を取ってはならない。病時 (*gilānasamaya*) ・ 施衣時 (*cīvaradānasamaya*) ・ 作衣時 (*cīvarakārasamaya*) ・ 行路時 (*addhānagamanasamaya*) ・ 乗船時 (*nāvābhirūhanasamaya*) ・ 大衆会時 (*mahāsamaya*) ・ 沙門施食時 (*samaṇabhattasamaya*) は除く。

という規定があり、「別衆食」は「4 人以上の比丘が 5 種正食中の 1 をもって招待され食す

ること」と定義されているから、4人以上の人数で行われることはなかったであろう。もっともこの規定は、招待された場合であって乞食は対象にはならないが、後にふれるように乞食中に家に招じられて食を供される場合もしばしばあり、これも別衆食となるであろうから、集団での乞食はなされなかったと考えた方がよいであろう。したがって現在の東南アジアでの風習のように、比丘たちが集団で乞食に出て、在家信者が予め食を用意して、彼らを門前で待ちかまえているというようなことはなかったとしなければならない。

第2に、『五分律』の乞食比丘の作法において鍵稚を打ったり、唱令したりして比丘たちを集めて集団で、持ち帰った食物を僧院で食する場合もあったようであるが、しかしこの場合も食を終えてから帰ってくる者があったことも予想されているから、それはサンガとして行うのではなく、あくまでも食事は個人個人が別々に摂るのが原則であって、だから早い者順にそれぞれが銘々勝手に食べていたことが知られる。また「儀法鍵度」に、

もし聚落中において食しようと思ったら、住りて食してよい。もし持ち帰るなら鉢の上を覆うべし⁽⁵⁾。

という規定もあるように、外ですませて僧院に帰るということも許されていた。むしろそれが前提とされていたであろうことは、僧院で食べ物を盛る器を、各律が「残食を盛る器 (avakkārapāti)」(『パーリ律』)とか「残食器」(『四分律』)、「盛長食器」(『五分律』)などと呼んでいることから知られる。僧院に持ち帰って食べる食物は食べ終わった後の「残食」という認識であったのである。第4節・第5節においても考察するように、食事を外ですませてから僧院に帰るということのほうが多かったように考えられる。

第3には、皮革鍵度に「履を着けて村邑 (gāma) に入るべからず。入る者は悪作。病比丘を除く」⁽⁶⁾と定められているように、乞食のために村に入る時には革履を脱ぐきまりであったということと、村や町に入る前や出た後では、重衣を肩にかけたり頭にのせて運ぶということが行われたが、乞食のために町や村に入る時には、三衣をきちんと着けたということが知られる。『僧祇律』の「威儀法」(大正22 p.511上)には「入聚落著衣法」があって、ここでは「春時には肩の上においてもって行き、聚落に入る時には聚落の近くで衣を着して紐を安んじて入り、冬時にははじめから衣を着する」とされている。

第4には、乞食から帰っても、鉢を洗ったり食堂の後片づけや掃除があったりして、主に若い比丘の仕事であったであろうが、かなりの作業量があったということである。したがって若い比丘たちは午後時分に入れるのは、午後1時前後であったであろう。

ところで本稿の主題である乞食の時間帯ということについては、『四分律』は「清旦」とし、『五分律』は「早起下床」とし、『十誦律』は「欲下床時」とするから、いずれも早朝の起床した早々をイメージしているように見える。しかし先に弟子の和尚への仕え方の項において見たように、『四分律』は「清旦に食うものがあればために取る」とし、『五分律』も「清旦には行ってために前食・後食・粥・恒鉢那を求める」というのであるから、この2つを同時に行うことはできない。先にも書いたように、乞食は正餐のためのものであって、しかも在家信者の家が朝食を終わるころに行うのであり、第4節および第5節でも考察するように実態は正午前に行われたようであるから、前記の表現は言葉の綾であると理解しておく。

(1) 腋と左肩を覆う長方形の下着で本来は女性のためのもので、『パーリ律』では比丘には許さ

れていない。中村元『仏教語大辞典』では「元は女性のみ許されたが、男性の僧も用いるようになった」と解説されている。

(2) 道中で人に会ったら挨拶するが相手が恐縮するからのである。

(3) 『四分律』単提 46・馳他出聚戒 大正 22 p.667 下；『五分律』墮 76・馳他出聚戒 大正 22 p.067 中；『十誦律』波夜提 51・馳他出聚戒 大正 23 p.104 上；『僧祇律』單提 44・馳他出聚戒 大正 22 p.366 中；『根本有部律』波逸底迦 51・馳他出聚戒 大正 23 p.834 上

(4) 『四分律』單提 33・別衆食戒 大正 22 p.657 中；『五分律』墮 32・別衆食戒 大正 22 p.050 中；『十誦律』波夜提 36・別衆食戒 大正 23 p.093 中；『僧祇律』單提 40・別衆食戒 大正 22 p.362 中；『根本有部律』波逸底迦 36・別衆食戒 大正 23 p.823 中

(5) 『五分律』威儀法 大正 22 p.180 上。なお鉢を覆うべしというのは、鉢中に鳥の糞や鳥がくわえていた蛇が入る恐れがあるからである。

(6) *Vinaya* vol. I p.194、『四分律』皮革犍度 大正 22 p.848 中、『十誦律』皮革法 大正 23 p.183 中

[2-4] 食事時分に取られる正餐は招待される場合もあることはすでに述べた。「儀法犍度」には招待食の作法についても触れているので、ついでにこれも各律の概要を紹介しておく。

Vinaya 「儀法犍度」 (vol. II p.213) : [食堂の儀法 (*bhattagga-vatta*)] 僧園にあって (*ārāme*) 時が来たことを告げられたら、三輪を覆い、遍く內衣を着け、帯を結び、畳んで僧迦梨をまとい、紐を結び、鉢を洗ってから持ち、慌てずに村落に入る。長老比丘の前に行ったり、坐してはならない。(以下、衆学の規定と重複するものが多い) よく身を覆い、身を摂し、目を地にむけて屋内を行って坐し、衣を偏抄したり、戯笑したり、高声したり、身を揺らしたり、肘を振ったり、頭を振ったり、叉腰したり、頭を覆ったり、蹲行したりしてはならない。長老比丘を侵害して坐してはならない。新参比丘の座を奪ってはならない。僧迦梨を拵げて屋内に坐してはならない。

[鉢を洗うための水 (*udaka*) を受けるときの作法] 両手で鉢をもって水を受け、下に置いて衝突しないように洗う。もし受水者 (*udakapaṭiggāhaka*) があれば下に置いて受水器に水を注ぐ。もし受水者がなければ下に置いて地上に水を注ぐ。

[飯を受けるときの作法] 両手に鉢 (*patta*) を持ってスープの余地を作って (*sūpassa okāso katabbo*) 飯を受ける。もし酥 (*sappi*) や油 (*tela*) や特別のご馳走 (*uttari-bhaṅga*) があるときは、長老は一切の人に平等に分けるように言う。スープに等しい食を受け、鉢にあふれないように食を受ける。長老は一切の人が飯 (*odana*) を受け終わらない間に食べてはならない。

[食べ方] 一心に食し、順次に食し (*sapadāno piṇḍapāto bhuñjitabbo*)、スープに等しく食し (*samasūpako* ……)、中央より押したり、更に得ようとして飯を以てスープや添え味を覆ってはならない。スープや飯を自分のために請うて食してはならない。病者を除く。嫌心をもって他人の鉢を見てはならない。過大な飯の塊を作ってはならない、……

[鉢の洗い方] 一切の人が食し終わらないうちに長老は水を受けてはならない。(鉢を洗うための水を受けるときの作法がつづくが省略する) 飯粒があれば鉢の洗い水を屋内に捨ててはならない。

食堂で食事を供応された時には、最長老と随長老（thera-anuthera）4、5人が残って感謝のことばを説く（anumodati）⁽¹⁾。

『四分律』「法毘度」（大正 22 p.934 下）：〔食上法〕請を受ける時は常小食処、大食処の見えるところで待つ。檀越が迎えに来たら上座を先にして行く。下座は偏露右肩にし革履を脱いで、後ろからしたがって行く。食処に至ったならば、上座が坐し終わってから中座、下座の順に坐る。もし檀越が上座のみに果や種々の羹を与えれば受け、僧のために与えられれば遍からしめる。食を得たらすぐに食べるのではなく皆に行き渡ってから食べる。捨てるべきものがでたら足下に留めておいて、持ち帰って捨てる。食べ終わったら上座と4人がとどまり、「もし利のために施したのならばこの利は必ず得られるであろう。もし楽のために施したのならば、この楽は必ず得られるであろう」と挨拶する。もし檀越が布施・檀越法・天・過去の父祖・仏法僧について説いてほしいと願えばそれを説く。

『五分律』「威儀法」（大正 22 p.179 中）：白衣がサンガを食事に招待した時には、時を知らせてもらい、今だ到着しない者のために座を空けて整然と坐る。食事は量も質も等分にし、食事が終わったら上座8人が残って呪願して去る。

『十誦律』「雑法」（大正 23 p.299 上）：（食事を招待された時には）次第に入り、次第に坐し、次第に食し、次第に起ち、次第に去る。食事が終わったら上座が讃唄・呪願・讃嘆する。上座がなしえないときには第2がなし、第2がなしえないときには第3がなす。

『僧祇律』「威儀法」（大正 22 p.500 上）：食事を招待されたら、明くる日の朝に直月（当番）あるいは園民あるいは沙弥を遣わして様子を見に行かせる。用意がなされているのを確認したら、冬時ならば一切が共に行き、春夏時ならば前後して行く。上座は量においても、食べ物の種類においても一切に平等に配られるように配慮し、配られ終えたら食事する。食事が終わったら上座は呪願する。もし上座ができないなら第2上座が行う。

以上から判るように、食事を招待された時には上座が残って挨拶し、説法をすることになっている。なお『パーリ律』のいう「食堂（bhattagga）」は僧院内にある比丘たちが食事をする場所ではなく、在家信者の家で食事を供される場所のことである。

(1) この最後の部分は、叙述の順序としては最初に書かれている。p.212

〔2-5〕食事時分の正餐は乞食で得ることが原則であるが、前項で述べたように招待される場合もあり、そしてさらに在家信者が僧院にもたらししてくれた食べ物を僧院内で食べる場合もあった。『五分律』「威儀法」（大正 22 p.179 中）には、檀越から僧院に送られてきた食物の作法が定められている。

上座は下座に告げて食処を掃除させ、座を敷き、浄水を用意し、盛長食器を出させる。

時が来たら唱えたり、鍵稚を打ったりして比丘を集めて食を受ける。もし食を弁えることが遅かったら急がせる。

これは残食ではなく正規の食事であるから、サンガとして全員が一緒にしたのであろう。

また『僧祇律』の威儀法（大正 22 p.509 上）には、僧院の中で聚落比丘と阿蘭若比丘が一緒に食事するときの規定が次のように定められている。

聚落比丘と阿蘭若比丘が施を一にする時には、聚落比丘は早起して犍椎を打って前食・後食し、請食を差してはならない。阿蘭若比丘を待つべきである。阿蘭若比丘は徐々に行くから待つように言うてはならない。人を派遣して分を請い、座処を留めることを囑すべきである。もし優婆塞がサンガに食をもたらす時には、聚落比丘は阿蘭若比丘に「明日の朝は早く来てください。某甲が前食・後食を請したから外で乞食しないようにしてください」と伝える。聚落比丘は先に釜の中に水を入れ、火を燃やし、阿蘭若比丘が来るのを待って米を入れる。阿蘭若比丘は聚落比丘に「あなた方は聚落中に住して説法教化し、法のために護をなして我らを覆蔭している」と言い、聚落比丘は阿蘭若比丘に「あなたは聚落を遠ざけて阿蘭若処にあり、閑静に上業を思惟して崇められている。これは難行であって、よく心意を息している」といって、互いに尊敬しあわなければならない。

これは1つの界の中に聚落比丘と阿蘭若比丘が住んでいる場合であって、檀越からサンガにもたらされた食物であるから、サンガの全員が出席しないと別衆となるからである。

[2-6] なお布薩はこの時分にも行われたようである。それは「布薩犍度」に

住処 (āvāsa) に食物を調えるべきこと⁽¹⁾。

と規定されているからである。この因縁は、その住処の比丘らが飲料を供えず、食物を調えなかったので、客比丘が非難したからとなっている。

ところで布薩は1つの界に住する比丘あるいは比丘尼のすべてが出席しなければならないと定められている。1つの界に1つの寺院があつて、そこにすべての比丘あるいは比丘尼が住んでいるなら集まるのは簡単であるが、阿蘭若行者がいたり、複数の寺院があつたりする場合は、離れ離れのところから全員が布薩堂に集合しなければならない。そのために夜明け早々に布薩を始めるということはできなかったかもしれないが、おそらくそれからいくらかの時間的余裕をもって、それでも早朝時分に布薩を行い、乞食の時分には終わっているということが多かったのではないであろうか。早朝時分はもっとも時間が短い冬季でも3時間15分もあるからである。しかし上記の規定は食事時分まで長引く場合があつたことも示している。

もちろんさらに長引く場合は、午後時分も使われ、夕方時分や夜の時分も使われたであろう。『根本有部律』にはある比丘が食後に来なくて布薩 (褒灑陀) が行えなかったことが記されているし⁽²⁾、『パーリ律』には

長老命じるときは、病にあらざるときは布薩堂 (uposathāgāra) に灯明を設けなければならない⁽³⁾。

とされているからである。

(1) *Vinaya* vol. I p.118, 『五分律』「布薩法」大正 22 p.123 中

(2) 大正 23 p.866 上

(3) *Vinaya* vol. I p.118

[3] 次に午後時分についての規定である。午後時分は先に述べたように、食事の後片づけが終わってから、夕方時分に入るまでの間であり、昼夜の時間が等しくなる春・秋分期は午後1時から午後5時までの4時間ほどとなる。

[3-1] この時分に限ったことではないが、律には『パーリ律』の波逸提 85 (非時入村落

戒) (1) に

居合わせる比丘に告げないで、非時に (vikāle) 聚落 (gāma) に入ってはならない。
急用の場合を除く。

と定められ、「非時」は

正午を過ぎて夜明けに至るまで (majjhantike vitivatte yāva aruṇuggamanā)。
と定義されているから、特別の用がない限り、食後のこの時分を含めて翌朝までは町や村落
に入ることが制限されていたといつてよいであろう (2)。「非時に村に入り、会堂に坐って
種々の遮道の論をなしたから」という因縁である。

このようにこの午後の時分を含めて、夕方の時分も、もちろん夜の時分も、仏弟子たちは
特別の所用がないかぎり町や村には入らず、僧院内や僧院の近くの園林などで時を過ごした
のであろう。

(1) 『四分律』単提 83・非時入聚落戒 大正 22 p.692 下；『五分律』墮 83・非時入聚落戒
大正 22 p.070 上；『十誦律』波夜提 80・非時入聚落戒 大正 23 p.121 下；『僧祇律』單
提 80・非時入聚落戒 大正 22 p.389 上；『根本有部律』波逸底迦 80・非時入聚落戒 大正
23 p.860 上。なお『十誦律』には、「余の出家の人は中前に聚落に入り中前に出て、食後は
自らの住処に還り皆同じく和合し黙然として隠住すること、鳥母の中時に自ら巢中に伏住し子
をして暖めるがごとし」とし、だから沙門釈子もこのようにすべきであるという非難があった、
とされている。

(2) 比丘尼の戒であるが波逸提 16 (食後入白衣家不語主人坐臥戒) に「食後に (pacchābattam)
俗家にいたり、主に語らずに床座に坐し、あるいは臥してはならない」という規定も存する。
「食後に」とは、「日中を過ぎて (majjhantike vitivatte) 日没に至るまで (yāva
atthaṃgate suriye)」と定義されている。他の漢訳律は『四分律』(比丘尼)波逸提 84 大
正 22 p.742 上、『五分律』(比丘尼)波逸提 129 大正 22 p.093 上、『十誦律』(比丘
尼)波夜提 105 大正 23 p.325 上、『僧祇律』(比丘尼)波逸提 85 大正 22 p.531 中、
『根本有部律』(比丘尼)波逸提 96 大正 23 p.1002 中である。

[3-2] 「受戒健度」および「儀法健度」には、おそらくこの時分に行われるべき事柄で
あろうと考えられる作法が次のように定められている。

Vinaya 「受戒健度」 (vol. I p.047) : もし和尚が洗浴することを欲する
(nahāyitukāmo) ならば浴を設ける。もし冷水 (sita) があれば冷水を設け、湯
(uṇha) があれば湯を設ける。もし暖房 (jantāghara) に入ることを欲するならば粉
末を練り (cuṇṇaṃ sannetabbam)、粘土を湿す。暖房の台を持ってきて、和尚の後
から暖房の台を与え、衣 (civara) をとって一面に置き、粉末を練ったものと粘土を
与える。もしできれば暖房に一緒に入る。暖房に入る時は粘土を顔に塗り、前後を纏っ
て入る。暖房にあっては和尚に奉仕する。

水中にあっても (udake pi) 和尚に奉仕する。先に出て自分の身体の水をとり、内
衣をつけて (nivāsetvā) 和尚の身体の水を拭い、內衣 (nivāsana) を与え、僧迦梨
(saṃghāṭi) を与え、暖房の台を持ってきて、先に座を設け、洗足水、足台、足布を
置く。そして和尚に水がいるかと問う。(弟子が村に入った時には、和尚は同様のこ
とをする。)

もし和尚が説教の請いを受けようとするならば説教を請い (sace uddisāpetukāmo
hoti, uddisāpetabbo)、もし和尚が質問を受けようとするならば問う

(paripucchhitukāmo hoti, paripucchitabbo)。もし和尚の住するヴィハーラが塵に汚れていたら浄める。浄めるにはまず鉢衣を出し、座具敷き具(nisīdanapaccattharaṇa)を出し、褥と枕(bhisi-bimbohana)を出す。ベッド(mañca)や椅子(pīṭha)を戸や軒にぶつからないように出す。床脚(mañcapaṭipādakā ベッドの支えというのであるから、台座のようなものであろう)や痰壺を出し、寄りかかる板(apassenaphalaka)を出し、地の敷き具(bhummattharaṇa)を出す。もしヴィハーラにクモの巣があったら払う。窓と隅々を掃除する。もし紅土色に塗った壁があって塵に汚れていたら雑巾を湿らせて絞って拭う。もし黒色にした地面が塵に汚れていたら雑巾を湿らせて絞って拭う。もし工作しない地であれば撒いて掃除する。ゴミは集めて一面に捨てる。地の敷き具を乾かして浄め、打ち、元のところに運び入れる。床脚を乾かし拭って運び入れる。ベッドと椅子を乾かし、浄めて運び入れる。その他のものも同じ。鉢衣を納める。(弟子が村に入った時には、和尚は同様のことをする。)

塵風が吹けば風の吹いてくる方の窓を閉める。寒い時ならば昼は窓を開き、夜に閉じる。もし暑い時ならば昼は窓を閉じ、夜は開く。(和尚はこのようなことはしない)

もし房(pariveṇa)が汚れたなら掃除する。倉庫(koṭṭhaka)、講堂(upaṭṭhānasālā)、火堂(aggisālā)、便所(vaccakuṭi)が汚れたなら掃除する。もし飲用水(pāṇiya)がなければ備え、もし洗淨水(paribhojaniya)がなければ備え、もし洗淨瓶に水がなければ(ācamanakumbhiyā udakaṃ na hoti)備える。(和尚はこのようなことはしない)

もし和尚の衣類(cīvara)を洗う必要があれば自分で洗うか、他人をして洗わせる。もし衣類を作る必要があれば自分で作るか、他人をして作らせる。もし染料を必要とすれば……、もし衣類を染める必要があれば……。 (和尚が弟子の衣を洗ってやるということはしない。洗う必要があれば、和尚は「このように洗え」と命じたり、勤めて弟子に洗わしめる。以下同じ)

他人に鉢を与えてはならない、他人から鉢を受けてはならない。衣、資具、頭髪を剃る、奉侍、侍事、随従沙門となる、他人の得た施食を運ぶ……。和尚に問わないで村に入ったり、塚間に行ったり、地方に赴いてはならない。もし和尚が病気になったら、命ある限り近侍して快癒を待つ。(もし弟子が病気になったら、和尚は命ある限り近侍して快癒を待つ)

『四分律』は『パーリ律』によく相応するので省略する。

『五分律』「威儀法」(大正 22 p.178 中)：先に和尚・阿闍梨の房に行ってお所作あればこれをなす。その後自分の房に帰って、読誦したり、坐禅したり、経行したりして、清淨心をもって蓋纏を除く。

もし和尚・阿闍梨が四衆のために法を説こうとするならば、説法処を掃除し、座具を敷き、水瓶・拭手脚巾を用意し、非時漿があれば一処に置く。説法が終わったら座具などをしまう。

もし和尚・阿闍梨が洗浴するならば浴具を用意し、冷水あるいは暖水を用意する。浴室に入る時には必要なら一緒に入る。

『十誦律』「雑法」（大正 23 p.301 下）：もし和尚が浴室に入ろうとする時には、浴具・薪・油・澡豆を用意し、浴室に入る時には浴衣・水瓶・杖を与える。洗い終わったら衣を与え、床・水器・杖を取る。房に戻ったら小便器・唾器を置く。

このように午後時分は浴室で入浴したり、衣の洗濯や繕いをしたり、自分や和尚の房を掃除をしたり、若い僧ならば僧院の掃除などをしたり、あるいは和尚は弟子を教え、説法処で説法したり、弟子は和尚に教えを受けたり、聞法したりし、また坐禅・経行などをして過ごしたのであろう。

また『四分律』の「房舎健度」には

昼日に多人のところで脇を地につけて眠ってはならない。病比丘や遠来比丘で疲れているならば、房内に入り、戸を閉じて眠ることを許す⁽¹⁾。

という規定もあるから、午後時分には房の中で昼寝などをする場合もあったであろう。なお『僧祇律』の威儀法には「温室浴法」と「洗浴法」⁽²⁾が別に定められているが、これは省略する。

以上のように午後時分は、この時間帯にはこれをなすべしという決められたものではなく、いわば自由時間という感じの時間帯であったということができる。

(1) 大正 22 p.941 上

(2) 大正 22 p.508 下、同 p.509 上

[4] 次に夕方時分の生活様式に関する規定を検討する。「夕方時分」というのは午後時分が終わって夜の時分になるまでの間の時間帯で、春秋の昼夜の時間が等しい頃では午後 5 時から 6 時半くらいまでの 1 時間半としておいた。

[4-1] 村落に入るに際して「非時」とされるのは、正午から翌日の夜明けまでであるから、「夕方時分」にもこれは適用される。『四分律』の「小事健度」⁽¹⁾に

暮れに向かって白衣の家に至るべからず。仏事・法事・僧事・塔事・病比丘事のためならば行ってもよい。

とされているが、これは [3-1] に見たパーリの波逸提 85 の範疇にあることで、夕方に限ったことではない。

(1) 大正 22 p.955 中

[4-2] 『五分律』には夕方のころに弟子が行ずべき事柄であると考えられるものが次のように述べられている。

『五分律』「威儀法」（大正 22 p.178 中）：もし和尚・阿闍梨が非時漿を用いるなら与える。もし誰かを呼んでいるなら呼ぶ。灯を必要とすれば灯す。夜にはここに宿することが必要かどうかと問い、必要であればそこに泊まり、必要でないとなれば房に帰って、先のような修道をする。

というものである。

[4-3] なお第 4 節・第 5 節において考察するように遊行比丘が遊行する時間帯は午後時分を使ってであるから、遊行比丘が宿泊先の僧院に到着するのは夕方時分ということになる。灯火の乏しい時代のことであるから、日没前には到着していなければならないという事情もあったであろう。そこで「客比丘」の心得と、この客比丘を迎える「旧住比丘」の心得を紹介

介しておく。このなかにも夕方時分になすべき事項が含まれていると考えられる。

まず客比丘 (āgantuka bhikkhu) の心得である。各律ともすべて要約である。

Vinaya 「儀法毘度」 (vol. II pp.207~208) : 僧園 (ārāma) に入ろうとするときには、履を脱いで下において叩いてから持ち、傘 (chatta) を下ろし、頭から覆いを取り (sisaṃ vivaritvā)、衣 (cīvara) を肩にのせて入る。僧園に入ったら、旧住比丘 (āvāsikā bhikkhū) がどこに退いているか探し、旧住比丘のいる講堂 (upaṭṭhānasāla) ・ 廷堂 (maṇḍapa 天幕、仮屋、仮堂) ・ 樹下 (rukkhamūla) に行き鉢と衣を置いて、相応の場所に坐る。そして飲用水・用水を問う。足を洗うときには一の手で水を取って注ぎ、他の手で洗う。もし旧住比丘が年長 (vuḍḍha) ならば敬礼し、新参 (navaka) ならば敬礼せしめる。臥坐処 (senāsana) を問い、いずれの臥坐処を得るやと言ひ、(その臥坐処にすでに) 住している者がいるか住していないか (ajjhāvutthaṃ vā anajjhāvutthaṃ vā) を問う。親近処 (gocara) ・ 非親近処 (agocara) ・ 学地認定の家 (sekhasammatāni kulāni) ・ 大便所 (vaccaṭṭhāna) ・ 小便所 (passāvaṭṭhāna) ・ 飲用水と用水、杖 (kattaradaṇḍa) を問う。サンガの約定処 (saṃghassa katikasaṇṭhāna) を問い、何時に入り何時に出るか (kaṃ kālaṃ pavisitabbaṃ kaṃ kālaṃ nikkhamitabbaṃ) を問う。

もし精舎が無住ならば、掃除をする。……以下は弟子の和尚への奉仕の仕方に同じ。

『四分律』 「法毘度」 (大正 22 pp.930 下~931 下) : 客比丘が寺内に入ろうとする時には仏塔・声聞塔があるか、あるいは上座がいるかどうかを確認する。入る時には革履をはいてから手に取り、手で門を開ける。もし開かなければノックして中の人に知らせる。それでも開かなければ衣鉢を第2比丘に預け、垣根を乗り越えて入って門を開ける。塔は右邊する。寺内に入ったら杙、龍牙杙、衣架、樹木、石あるいは草などに衣鉢を安置して、洗脚処に行き洗脚する。もし水がなければ水はどこにありますかと聞く。そして「私は何歳です。房はありますか」と問う。あるといえば「その房に人がいますか」と問う。いなければ「臥具や被や利や器物や房衣や福饒がありますか」と問い、必要であれば取ると言う。それから房に行き、戸を開け、蛇などがいないかを見、入って床褥・臥具・枕を出して房を掃除し、糞土を除き、衣架や壁が壊れたり、鼠の穴があれば泥を塗る。もし地面が平らでなければ平らにする。泥漿でぬぐって清らかにし、地敷きをふるってから持って房に入る。常に着ている衣や着ていない衣などを区別して置き、針囊、革履囊、針筒、盛油器をそれぞれ別のところに置く。房の外の壁や机が汚れていれば洗浄する。浄水瓶、洗瓶、飲水器を用意する。そして「大行処、小行処、浄地、不浄地はどこですか、どれが仏塔・声聞塔で、どれが第1上座の房、第2、第3、第4上座の房ですか」と問い、仏塔・声聞塔を礼し、第4上座まで順次に礼する。上座には偏袒右肩し、革履を脱ぎ、右膝を地につけ、両足をとって礼する。また「どこが衆僧大食の処、小食の処、夜集の処、説戒の処ですか、何が僧差食、檀越送食、月八日食、月十五日食、月初日食、檀越請食で、次にどこに行きますか」と問う。また「明日は檀越請、衆僧の小食、大食はありますか、覆鉢の檀越はどこで、学家はどこですか、どこに悪い犬がおり、どこによい人がおり、どこに悪い人がいますか」と問う。

『五分律』「威儀法」（大正 22 p.178 下）：〔客旧比丘初学法〕客比丘は僧坊に至ろうとする時には、先に衣を反抄するために下ろし、肩の上に着ける。革履を脱いでほこりを払い、拭ってきれいにし、草の葉でつつんで持って入り、一休みする。そして旧比丘に「上座の房はどこか」と尋ねる。そして行って挨拶する。もし早い時刻だったら、塔を礼拝してから、次第に諸々の上座に挨拶する。それから手脚を洗い、この住処の分臥具人は誰かと尋ね、行って「私は若干歳です、房分がありますか」と尋ねる。もしあれば「人が住していますか住していませんか」と尋ねる。もし住していなければ、毒蛇などがいることがあるから注意して入り、掃除する。臥具がなければ、分臥具比丘のところに行って求める。また「この房に食があるかないか、この聚落の食は早いか遅いか、どこに学家羯磨をなし、どこに覆鉢羯磨をなし、どこに悪犬がおり、どこに淫女・年長の童女・寡婦がいるか、どこで布薩を行い、何の時に布薩し、どこが粥処でどこが食処であるか」を尋ねる。そのあいだに僧事があれば速やかに行く。

『十誦律』「雑法」（大正 23 p.300 上）：客比丘は僧坊に至ったら、偏袒著衣して泥洹僧を着し、衣囊が右肩にあったら左肩に着け、杖・油囊・革履・針筒が右手にあれば左手に移す。もし大小便を催したら、先に外ですまして僧坊に入る。水を得たら足をあらい、水がなかったら草木の葉で足を拭いて入る。もし門が閉じていたら門をたたいて開けることを求める。もし開けなかったら僧坊の外の牆塹刺棘があればそこに止まる。もし旧比丘を見たら、「若干歳比丘の房があるか」と問う。もしあると言えば、いずれを用いるかと問う。もし必要かと問われれば、盥・縄・掃除の箒を求める。房戸を開けて弾指して、蛇がいれば去らせる。枕・被褥・床榻・覆地物を出し、地を掃き清める。枕・被褥・床榻・覆地物をはたいて埃を取ってからもとに戻す。洗脚鼈・常用水瓶に水を入れ、革履を拭い、帯を払い、革履を履いて房に入って門を閉じ、櫛を下ろし、縄床に坐す。地了時（夜明け方）に旧比丘に問う。この僧坊に前食があるかないか、時食があるかないか、どこに悪犬・悪牛・大童女・寡婦の家があるか、どこが僧羯磨学家、覆鉢羯磨家であるか、どこに行くべきであり、どこに行ってはならないかを問い終わって、乞食に出るべきである。もし去らんとする時には、灌、縄、掃除の箒などを本主に返し、臥具を覆って門を閉じ、櫛を下ろして去る。

『十誦律』「雑法」（大正 23 p.300 下）：客比丘は 4 上座を礼拝すべきである。4 上座が離れ離れに住んでいる時には、房舎中の 4 上座に礼拝すればよい。

『僧祇律』「威儀法」（大正 22 p.507 中）：暮れに聚落に宿しようとする時には、先に 2 少年比丘を派遣して宿処を求め、非時漿・塗足油・前食・後食を求めさせる。もし池水・井水があれば澡洗してから衣紐を着けて入る。聚落中あるいは阿蘭若処の精舎に入る時は声をかけて門を開けてもらう。牆を越えて入ってはならない。旧比丘に歳にしたがって牀褥を配分してもらったら、大小行処・衆僧の制限・覆鉢羯磨を受けている家・悪い狗のいる家・不信の家を問い、この住処に前食・後食があるかを問う。

『僧祇律』「威儀法」（大正 22 p.510 中）：客比丘は旧住比丘に挨拶すべきであるが、次の時に挨拶をしてはならない。口論している時、屋作、泥作時、熏鉢、浣衣、煮染、染衣、縫衣、澡浴、油塗身、洗足……などの時、闇中、授経時、泥洹僧（內衣、裙）を着ている時である。礼は足を礼し、膝や脚や脛を礼してはならない。客比丘は問う

べきである。「誰がこの僧の上座であるか、第2、第3、第4上座であるか」と。この上座には礼足すべきである。

以下は各律の説く客比丘を迎えるべき旧住比丘の心得である。

Vinaya「儀法犍度」(vol. II p.210)：旧住比丘は年長の(vuḍḍhatara)客比丘には床座(āsana)を設け、洗足水・足台・足布を置き、迎えて鉢と衣を取り、水が必要であるか問い、履を拭う。客比丘を敬礼し、臥坐処(senāsana)を設けてこれをあなたの臥坐処とすると言い、住しているかいがないかや親近処・非親近処・学地認定の家・大便所・小便所、飲用水、用水、杖、サンガの約定処を告げ、この時に入り、この時に出るべきであると告げる。もし新参なら坐して告げ、ここに鉢を置き、ここに衣を置き、ここに坐せと言う。飲用水、用水を告げ、履を拭う布を告げ、客比丘をして礼拝せしめる。臥坐処を告げ、これを汝の臥坐処とすると言い、住しているかいがないか、親近処……この時に出るべきであると告げる。

『四分律』「法犍度」(大正22 pp.930下~931下)：旧比丘は客比丘が来たことを知ったら外に迎えに出て、衣鉢を取り、温室・重閣・経行処があればそこに置き、客比丘に座を与え、洗足水、水器、拭足布を与え、革屣をとる。洗足が終われば本処に戻って問う。「水を飲みますか」と。また「長老は何歳ですか」と問い、歳に応じて「これが房です、これが縄床、木床、褥、枕、氈被、地敷き、唾器、小便器です。ここが大便処、小便処、浄処、不浄処、これは仏塔、これは声聞塔、ここは第1上座の房、第2、第3、第4上座の房、ここは衆僧大食処、小食処、夜集処、布薩処、僧差食、次には某処に至る。某甲檀越が明日僧を請する、小食大食を与える。某甲の家は覆鉢羯磨をなした家、学家羯磨をなした家、どこの犬は悪い、どこはよい、どこは悪い」と告げる。

『五分律』「威儀法」(大正22 p.178下)：[客旧比丘初学法]旧住比丘は上座客比丘がやってくることを知ったら、房舎を修飾し、牀蓆をはたき、臥具をさらし、房内を掃除し、房前の草を除き、浄水を覆って一処に置き、手ふきを用意する。もしやってきたと知ったら出迎え、下座比丘をして衣鉢を取らしめ、座を設け、洗脚水を与え、拭手脚布を授け、客上座比丘に衣物眷族が多ければ2房を与える。また客比丘が病気であれば厠に近い房を与え、浴を用いるならば浴具を用意し、非時漿が必要なら与える。竟夜に(一晚中)為に集めて法を説き、明日の前食・後食・粥・旦鉢那を用意し、夏安居にとどまることを請い、一切を勸化して供養を設ける。

『十誦律』「雜法」(大正23 p.300下)：王舎城に大僧坊があった。初夜・中夜・後夜に多くの客比丘があったが、上座はこれを知らなかった。「もし客比丘が来れば先に上座に礼拝すべし」。1250人の比丘があったので、初夜をすぎて疲れてしまった。「4上座を問訊すべし」。客比丘が暮れに来て問うた。第1上座はどこにおられるか、戸、耆闍崛坊、毘伽羅坊、貴守陀坊、薩多訶求坊、……。「房舎中に入るところにしたがい、彼の4上座を礼せ」。大精舎の門前で迷って立ちすくんでいた。「もし上座を見ることを得れば礼せ。見ることができなかつたらやめよ」。

『僧祇律』「威儀法」(大正22 p.510中)：旧比丘は問うべきである。「長老は何歳ですか」と。客比丘が小ならば座を与えて、坐らせる。もしあれば、前食、後食、塗足

油、非時漿を与える。

以上から客比丘は、僧院に入ったらまず足を洗い、それから上座に挨拶し、房の割当を受け、掃除をする必要があれば掃除し、臥坐具を揃え、大小便所などの施設の場所を確認し、翌日の食事や乞食の注意などを受けなければならないことが判る。そしてこれだけの事柄を日没までにすませてしまわなければならないとすれば、おそらく日没の1時間半くらい前には到着していなければならないであろう。これはまさしく夕方時分に相当する。

これに対して旧住比丘はこの客比丘にさまざまな指示をし、また協力もしなければならなかったであろうから、午後時分には僧院の外にいたとしても、この時分には僧院に戻っていたであろうことが推測される。また旧住比丘自身も、夜の就寝の準備や翌朝の食事の準備など、太陽のあるこの時間帯にすませておかなければならなかったであろう。

またもし僧事があれば、旧住比丘に客比丘が加わって、その時点に、この僧院（界）に住している比丘全員が参加しなければならなかった。

〔5〕夜の時分の規定を紹介する。夜はもちろん日没から日出までである。この時分に関する規定には次のようなものがある。『パーリ律』の波逸提 22（与尼説法日暮戒）⁽¹⁾には

選任されたとはいえ、日没後に比丘尼を教誡してはならない。

とされている。また『十誦律』の「小事毘度」⁽²⁾には、

夜遅くに來た客比丘は、しかるべき時間（規定あり）を過ぎたら下座を起こしてはならない。

という規定もある。

なお比丘尼の規定として、『十誦律』の「比丘尼毘度」⁽³⁾には、

比丘尼は夜來て自恣してはならない。早起して來て、比丘に従って自恣すべし。

という規定があり、また比丘尼が1人で夜間に外出してはならないというのも当然である⁽⁴⁾。

おそらく夜は暗闇になり、僧院の外に出ることは猛獣や盜賊などの難に会う危険性が高く、しかも灯火の乏しい時代であるから、夜時分は自房で坐禪をしたり、休んだりして、静かに過ごすべき時間帯であったことは推測するに難くない。

(1) 『四分律』單提 22・与尼説法至日暮戒 大正 22 p.649 下；『五分律』墮 22・与尼説法至日暮戒 大正 22 p.045 下；『十誦律』波夜提 22・与尼説法至日暮戒 大正 23 p.082 上；『僧祇律』單提 22・与尼説法至日暮戒 大正 22 p.346 上；『根本有部律』波逸底迦 22・与尼説法至日暮戒 大正 23 p.803 下

(2) 雜法 大正 23 p.280 下

(3) 雜法 大正 23 p.296 下

(4) *Vinaya*（比丘尼）僧殘 6 vol.IV p.227；『四分律』（比丘尼）僧殘 7 大正 22 p.720 中；『五分律』（比丘尼）僧殘 6 大正 22 p.080 上；『十誦律』（比丘尼）僧殘 6 大正 23 p.307 下；『僧祇律』（比丘尼）僧殘 5、6 大正 22 p.518 上；『根本有部律』（比丘尼）僧殘 6、7、8、9 大正 23 p.934 下

【3】經藏の教えからみる仏弟子たちの一日

[0] 前節では律蔵の規定から、比丘たちの1日を考えてみた。この節では経蔵に説かれている比丘たちの1日のあるべき生活様態を見てみたい。経蔵は主に理念的な教えが記されたものであるから、1日の生活についてもこうあるべきという理想面が説かれているといえることができる。しかし生活は現実であって理念的な側面は少ないから、教えそのものも多くなく、しかも形式的なものが多い。

[1] そのもっとも典型的な教えは、1日全体について、

昼は経行と坐禅により諸々の蓋法より心を清浄にせよ。夜の初分には経行と坐禅により諸々の蓋法より心を清浄にせよ。夜の中分には右脇により獅子の如く臥せ。足に足を重ね、念あり正知ありて、起きなければならないという想を常に作意せよ。夜の後分には起き出でて、経行と坐禅により、諸々の蓋法より心を清浄にせよ⁽¹⁾。

とされるものである。これに相当する漢訳は

於昼日若行若坐。常念一心除衆陰蓋。彼於初夜若行若坐。常念一心除衆陰蓋。乃至中夜偃右脅而臥。念當時起繫想在明心無錯乱。至於後夜便起思惟。若行若坐常念一心除衆陰蓋⁽²⁾。

若昼日経行。除去悪念諸結之想。復於初夜後夜経行。除去悪結不善之想。復於中夜右脇著地以脚相累。唯向明之想。復於後夜出入経行。除去不善之念⁽³⁾。

などとされている。これによれば睡眠は夜の中分のみにとり、他の時間のすべては禅定や経行などに励んで、心を清らかにすべきであるとされていることになる。

この他にも、

何が習行修習 (āsevanā-bhāvanā) であるか。比丘が朝時においても習し (āsevati)、午時においても習し、夕方時においても習し、食前においても習し、食後においても習し、初夜においても習し、中夜においても習し、後夜においても習し、夜分においても (rattim pi) 習し、昼時においても (divā pi) 習し、昼夜においても (rattindivā pi) 習し、……⁽⁴⁾。

朝にも、午時にも、夕方時にも、食前にも、食後にも、初夜にも、中夜にも、後夜にも……⁽⁵⁾。

として、朝時、午時、夕方時、夜の初分、中分、後分において修行に励むべきだとするものもあり、食前と食後と夜に分けて、

常に念ありて学すべき時刻、時節として、食前にも、食後にも、初夜にも、中夜にも、後夜にも……⁽⁶⁾。

とするものもあり、また昼夜に分けて、

夜にも随観し、昼にも随観し、昼夜にも随観する⁽⁷⁾。

とするものや、日中に限って、

朝時に用いる覚支を朝時に用いて住し、午時に用いる覚支を午時に用いて住し、夕方時に用いる覚支を夕方時に用いて住する⁽⁸⁾。

比丘あり。朝時に熱心に定に励み、午時に熱心に定に励み、夕方時に熱心に定に励む⁽⁹⁾。

とするものもある。

要するに日中でも夜でも、食前でも食後でも、常に心を集中して精進すべきだということであって、いかにも経蔵らしい教えといえるであろう。

- (1) MN.107 *Gaṇakamoggallāna-s.* vol.III p.003、SN.35-120, 35-198 vol.IV pp.104~105、177、*Mahāniddesa* p.377、*Mahāniddesa* p.484。その類型は MN.39 *Mahā-assapura-s.* vol. I pp.273~274、MN.53 *Sekha-s.* vol. I p.355、AN.3-16 vol. I p.114、AN.4-37 vol. II p.040、AN.8-9 vol. IV p.168 などに見られる。
- (2) 『長阿含』20「阿摩昼經」大正 01 p.084 下、『増一阿含』21-6 大正 02 p.604 上
- (3) 『増一阿含』49-8 大正 02 p.802 上、「仏説梵網六十二見經」大正 01 p.265 下
- (4) *Paṭisambhidāmagga* p.030
- (5) *Mahāniddesa* p.067、*Mahāniddesa* p.476
- (6) *Mahāniddesa* p.347、*Cullaniddesa* p.264
- (7) MN.19 *Dvedhāvitakka-s.* vol. I p.116
- (8) SN.46-4 vol. V p.071
- (9) AN.3-19 vol. I p.115

[2] また食事時分については、乞食や招待食についての教えがある。乞食については、比丘は朝時に衣を着け、衣鉢をもって、町や村に入って乞食する。そのとき身・語・心を守らなければ死に至る⁽¹⁾。

とする。また、

比丘らは朝時に衣を着け、衣鉢をもって、町や村に入って乞食する。彼らはそこで法を説き (*dhammaṃ bhāsanti*)、家の主人は信樂より彼らになすべきことをなす。彼らはこれに着せず、感わされない。彼らは死に至ることはない。もしこれに着し、感わされるならば死に至る⁽²⁾。

とするものもある。第4・5節で述べるように、乞食中に家に招き入れられて座を設けられ、食事の供応を受ける時があり、そのときには家の者たちに説法をすべきであるというのであろう。

また招待食については、

世尊は説法された。「比丘らよ、ある比丘はある1つの村に依止して住する (*upanissāya viharati*)。村の長者たちは彼を翌日の食事に招待し、彼は夜をすぎて朝時に長者の家に行って設けの座に坐す。そして食事を終わった後に、このようなことが長く続くとよいと思う。この比丘は放逸に住するのである。しかしある比丘はそうに思わない。この比丘は不放逸に住するのである」と⁽³⁾。

とされている。

- (1) SN.20-10 vol. II p.271。他に AN.4-122 vol. II p.125、AN.5-76 vol. III pp.095、096、098、099 がある。漢訳の『雜阿含』620 大正 02 p.173 下、『雜阿含』708 大正 02 p.190 上、『雜阿含』1173 大正 02 p.314 上、『雜阿含』1259 大正 02 p.345 中、『雜阿含』1260 大正 02 p.345 下も同趣意である。
- (2) SN.20-9 vol. II p.269
- (3) AN.3-121 vol. I p.274

[3] 午後時分は【4】 【5】において述べるように「昼日住 (*divāvihāra*)」に住するこ

とが多いが、これについては、

彼は食後 (*pacchābhattam*)、乞食から帰って (*piṇḍapāṭapaṭikkanto*)、身を端正にして、念を面前に置いて結跏趺坐する。その場所は、遠離した臥坐処を用いる (*vivittam senāsanaṃ bhajati*)。すなわち阿蘭若、樹下、山、洞窟 (*kandara*)、山の洞窟 (*giri-guhā*)、墓所 (*susāna*)、山林 (*vanapattha*)、露地 (*abbhokāsa*)、稻積み (*palālapuñja*) などである (1)。

とされ、あるいは簡単に、

彼は食後、乞食から帰って、身を端正にして、念を面前に置いて結跏趺坐する (2)。とされている。これを見てもわかるように「昼日住」とは僧院を出て、閑静な林中・樹下などにおいて独坐 (*paṭisallāna*) することである。

(1) *DN.2 Sāmaññaphala-s.* vol. I p.071、*DN.25 Udumbarika-sihanāda-s.* vol. III p.049、*AN.5-76* vol. III p.100

(2) *MN.27 Cūḷahatthipadopama-s.* vol. I p.181、*MN.38 Mahātaṇhā-saṅkhaya-s.* vol. I p.269、*MN.39 Mahā-assapura-s.* vol. I p.274、*MN.51 Kandarakā-s.* vol. I p.346、*MN.107 Gaṇakamoggallāna-s.* vol. III p.003、*AN.4-198* vol. II p.210

[4] 夕方時分の過ごし方としては、如来についていわれているものであるが、次のようなものがある。

獅子は夕方に住处を出て、あくびし、四方を眺めて三度師子吼する。獅子とは如来のことであって、衆生に説く法は師子吼である (1)。

独坐から起たれた世尊は、しばしば講堂など比丘の集会所において比丘らに説法をされたことは【4】で述べる。

(1) *AN.5-99* vol. III p.121、*AN.10-21* vol. V p.032

[5] あるべき夜の過ごし方はすでに見たように、初分と後分は禅定をして、睡眠は中分のみに限ることが望ましい。これは律蔵にも説かれている。

初夜には自業を思惟し、中夜には右脇を下にして師子王の如く臥し、両脚を累ねて、口を合して舌を上はぐきにささえ、右手を枕にして左手を舒して身上に順じ、念慧を捨てず起きるの想を思惟して、日出に至るまで眠るを得ず。後夜に起きて正坐して自業を思惟する (1)。

また『僧祇律』には、油の少ない時には、灯は寝るときに消して後夜にまたつけるというから、暗いうちに起床したのである (2)。

(1) 『僧祇律』卷 35 大正 22 p.507 上

(2) 大正 22 p.512 下

[6] また経蔵にはみだりに在家者を訪ねるべきでないことが教えられている。

阿蘭若比丘 (*ārañṇaka bhikkhu*) にしてサンガ中に到り、サンガ中に住する者 (*saṃghe viharanto*) は、食前食後に (*purebhattam pacchābhattam kulesu*) 諸善家を訪問してはならない。非時行をしばしばなす、サンガ中に到ってもそうであろうという評判が立つからである (1)。

律蔵の規定は午後から夜明けまでの非時には、特別の所用がないかぎり村落に入ってはならないというのであるが、経蔵ではそれが食後はもちろん食前まで広げられているわけである。

(1) MN.69 *Gulissāni-s.* vol. I pp.469~471

【4】原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子の時分による一日の生活様態の統計

〔0〕以上〔2〕と〔3〕においては、律蔵の規定と経蔵の教えから仏弟子たちの一日の生活がどのようなものであったかということを見てきた。律蔵の規定は犯してはならない最低限度の生活を表し、経蔵の教えは逆に望まれるべき最高程度の生活を表すと考えてよいであろう。したがってこれらは必ずしも仏弟子たちの生活実態を表しているとは限らない。

そこでさらに経蔵や律蔵の中に残されている、原始仏教時代の比丘たちの生活実態をさりげない形で示していると考えられる記述を調査してみた。もちろんここには釈尊の生活も記されているので、当然ながらそれをも含むことになる。本節ではまず収集しえたそのデータ数を示すことにする。

〔1〕データは次のような方針で収集した。

〔1-1〕本データはパ・漢の原始仏教聖典、すなわちパーリの5ニカーヤとヴィナヤ、ならびに漢訳の単経を含む経蔵と『四分律』などの5つの広律から、それぞれの時分にどのような生活をしているかという記述を調査したものである。ただし律蔵の場合は往々にして特殊ケースの実態が残している可能性が高いから、経蔵の記述の調査が中心となっている。

なお本論文は釈尊と仏弟子たちの平均的な一日がどのようなものであったかということを調査することが主目的であるので、そのおおまかな傾向が判れば所期の目的は達したことになるから、厳密な意味での網羅的な調査とはなっていない。したがってここに現れたデータ数そのものにはそれほど意味がないということをご了解いただきたい。

〔1-2〕データを採取するに際しては、以下のような方針をとった。

- (1) このデータは釈尊あるいは仏弟子たちがそのとき具体的にどうしたというもののみに限った。たとえば教えとして、朝時には1人で乞食すべきであるといったものや、愚癡の比丘は乞食中にどのようなことをするなどという、抽象的な記述は採用しなかった。
- (2) たとえば「仏弟子が夕方に独坐を起って釈尊を訪問し質問した」という経は、仏弟子の立場からは「独坐を起って釈尊を訪問する」というデータとなるが、これを裏返してみれば釈尊が「夕方に仏弟子の訪問をうける」というデータとなる。しかし本データでは、その文章の主語の立場でデータを取り、受け身の方の立場では取っていない。ただしこれらのデータを分析する際には、上記のような両面からなされるべきことはいうまでもない。
- (3) たとえばある比丘が乞食したという記事がある場合、それが1人でなされたか、数人でなされたか、あるいは集団でなされたかというような付帯的な事項についても注

意を注いでデータをとった。その関心のありどころはデータ表の項目を見ていただきたい。とはいいいながら実は聖典には乞食の人数まで記述されているものは少ない。記述があるとすれば、たとえば誰々を随従沙門として乞食したとか、誰々と共に乞食したとか、多くの比丘たちが乞食した、というようなものである。もちろんこのような場合は2人とか3人、あるいは多くの比丘としたが、しかし大部分はそのような記述がないので、そういう場合は釈尊も仏弟子もともに1人であると判断した。

律蔵の規定を紹介した際にも述べたように、乞食は原則として1人かあるいは長老比丘などは随従沙門をともなつてなされたようであり、しかもサンガ全員が参加する場合を除いては、原則として4人以上の集団で集団行動することは別派活動になるとして禁じられているから、特別に記述されている場合を除いては1人と解釈したのである。なかにはわざわざ「世尊と3人の比丘」とか「通身4人」というような表現があるのはこれを意識したものと思われる。そのような意味では「多くの比丘たちが乞食した」というのも、集団行動をしたことを意味するのではなく、実態は多くの比丘たちがそれぞれ銘々に乞食したということを表したものと考えられる。

- (4) 家に招かれて食事を供応されるケースには、前日から招待を受けているケースと、乞食中にたまたま家に招き入れられて設けの座に坐し、食事の供応を受けるケースがあったものと考えられるが、その区別がつけにくい。そこで明確に前日からの招待であることがわかったり、予めその家を目指しているようなシチュエーションである場合は「予めの招待」と解釈し、その他は便宜的に乞食中の招待と理解した。漢訳聖典には「次第乞食中に設けの座に坐した」というような表現があるからである。
- (5) 原始仏教聖典では同じ1つの事績が異なった経や律に複数回現れる場合があり、本来ならそれらの同定作業を行って、それらを1データとして整理しなければならないところであるが、本データではそれを無視して機械的に処理した。そうすると特殊なケースでも件数が多くなって一般化する恐れがあるが、考察の際にそのようなことがないように注意することにしたい。

[2] 収集しえたデータ数は全部で573件である。このうち「釈尊データ」が242件、「仏弟子データ」が349件である。この2つを合計するとデータ総数の573件を超えるが、それは1つの経に釈尊と仏弟子の双方の情報が含まれているものがあるからである。

[3] まず「釈尊データ」の各項目のデータ数を紹介する。データは本稿の7つの時分区分、すなわち早朝時分、食事時分、午後時分、夕方時分、初夜時分、中夜時分、後夜時分に分けて、それぞれの主要な生活様態をあげた。

また1字下げにしたものはその細目であつて、たとえば乞食ならその人数や乞食中にあつた出来事などをあげた。

データ数は概して多くないから、その割合(%)を出してもそれほど意味はないが、だいたいの傾向を知るために参考になるであろうと考えて計算しておいた。したがって小数点以下は四捨五入してあり、また微調整も施していないので、合計が100%になっていない場合もある。次項に掲げる「仏弟子データ」も同様である。

項 目	数	%	数	%
早朝時分の過ごし方	27	100		
訪問を受ける	8	30		
説法	6	22		
坐禅	5	19		
仏弟子を訪問	1	4		
その他	2	7		
乞食には早かったので遊行者の園に行って問答	5	19		
食事時分の過ごし方	129	100		
乞食	75	58		
乞食の人数			75	100
1 人			60	80
阿難と			6	8
ラーフラと			2	3
1 人の随従沙門と			1	1
阿和那と			1	1
諸比丘僧と			1	1
不明			4	5
乞食中にあった出来事			35	100
外道と問答する			19	54
出家比丘に法を説く			6	17
バラモンなどに強いてと請われて説法する			4	11
病氣見舞い			2	6
ウダーナを説く			2	6
象師が象を放つ			1	3
村人たちが施食しなかった			1	3
乞食中の招待	14	11		
招待された人数			15	100
1 人			14	93
阿難とともに			1	7

そのときあった出来事			14	100
教誡			4	29
問答			4	29
病気を見舞い説法			3	21
偈を説かれた			1	7
ラーフラが遺産を求めた			1	7
阿難が食を受けなかった			1	7
予めの招待	40	31		
招待された人数			40	100
比丘サンガと			37	93
世尊を第4とする比丘たち			2	5
ヤサを随従沙門として			1	3
食後にしたこと			38	100
説法			25	66
偈を説いた			9	24
精舎を寄進された			2	5
その他			2	5
午後時分の過ごし方	58	100		
昼日住	46	79		
その場所			46	100
園林・聚林・樹下			21	46
廟・家の近く			7	15
僧院・房			4	9
山			1	2
アノッター池			1	2
特記なし			12	26
そのときしたこと			46	100
バラモン・在家信者・外道など対話			9	20
さまざまなことを考えた			8	17
出家弟子と対話			7	16
天と対話			5	11

天耳をもって聞く			5	11
七覚支・四念処・三善業などを修習			1	2
特記なし			11	24
遊行	5	9		
説法	3	5		
経行	3	5		
他を訪問	1	2		
夕方時分の過ごし方	91	100		
独坐から起って説法	50	55		
その場所			50	100
講堂・円堂などの集会所			30	60
僧中・大衆前・比丘衆・比丘ら			16	32
その他			4	8
その対象			50	100
比丘ら・比丘大衆・諸比丘			49	98
阿難			1	2
独坐から起って仏弟子を訪問	14	15		
そのときしたこと			15	100
病氣見舞い			9	60
阿難などを訪問			4	27
講堂で特定の比丘に説法			2	13
独坐から起って外道を訪問	10	11		
独坐から起って水浴	5	6		
独坐から起って経行中に説法	5	6		
独坐から起った時比丘の訪問を受ける	2	2		
独坐から起って温室	1	1		
その他	4	4		
夜の時分＝初夜＝の過ごし方	5	100		
坐禅	2	40		
説法	1	20		
仏弟子の訪問を受ける	1	20		

他の人物を訪問	1	20		
夜の時分＝中夜＝の過ごし方	2	100		
十二因縁の作意	1	50		
天眼をもって観察	1	50		
夜の時分＝後夜＝の過ごし方	3	100		
坐禅・経行	1	33		
仏弟子を訪問	1	33		
十二因縁の作意	1	33		

[4] 次に「仏弟子データ」の各項目のデータ数を紹介する

項 目	数	%	数	%
早朝時分の過ごし方	31	100		
比丘尼の住処を訪れて教誡	2	6		
坐禅	1	3		
世尊を訪問	1	3		
その他	12	39		
乞食に出て早かったので他のことをする	15	48		
そのときしたこと			15	100
遊行者の園に行つて問答			12	80
比丘尼の住処を訪れて教誡			2	13
バラモンを訪問			1	7
食事時分の過ごし方	184	100		
乞食	138	75		
人数			138	100
1 人			94	68
多くの比丘たち			34	25
2 人			7	5
随従沙門と			2	1

世尊と			1	1
乞食中にあったこと			68	100
施食をもらいそこで食べた			2	3
施食をもらい食べて翌日の食事に招待された			3	4
食を得られなかった			1	1
施食をもって帰った			1	1
在家信者の病気を見舞った			1	1
その他			60	88
乞食中の招待	22	12		
人数			22	100
1 人			20	91
随従沙門と			2	9
そのときあったこと			19	100
問答			8	42
説法教誡			7	37
その他			4	21
予めの招待	24	13		
人数			24	100
1 人			11	46
長老比丘ら			9	38
比丘サンガ			2	8
通身 4 人			2	8
食後にしたこと			15	100
説法教誡			4	27
問答			3	20
偈を説いた			1	7
その他			7	47
午後時分の過ごし方	187	100		
昼日住	69	37		

その場所			69	100
園林あるいは樹下			59	86
房			5	7
岩山			1	1
セーリーサカの空宮殿			1	1
バラモンの所			1	1
不明			2	3
その人数			69	100
1人			68	99
3人			1	1
そのとき何をした、何があった			69	100
悪魔が現れた（うち27件が比丘尼）			28	41
不善心が起こった（多くの場合天神が現れる）			10	14
睡眠			7	10
王やバラモンなどと対話・教誡			5	7
種々の思いが起こる			3	4
他比丘が訪ねてきて問答			1	1
天と問答			1	1
現法樂住			1	1
その他			2	3
不明			11	16
世尊を訪ねて報告・質問	68	36		
法談	27	14		
その場所			27	100
集会堂（名称はさまざま）			26	96
アチラヴァティー川の岸辺			1	4
誰が誰と			27	100
比丘たちが			26	96
阿難が王と			1	4
集会所にて説法	6	3		
他の仏弟子を訪問	3	2		
遊行	4	2		

昼寝	1	1		
その他	9	5		
夕方時分の過ごし方	107	100		
独坐から起って世尊を訪問	55	51		
独坐から起って他の比丘を訪問	46	43		
独坐から起って法談	2	2		
その他	4	4		
夜の時分＝初夜＝の過ごし方	2	100		
仏弟子同士での法談	1	50		
世尊を訪問	1	50		
夜の時分＝中夜＝の過ごし方	0			
夜の時分＝後夜＝の過ごし方	3	100		
法談	1	33		
経行	1	33		
その他	1	33		

【5】 原始仏教聖典にみる釈尊の一日

〔0〕 この節では、前節に紹介したデータにもとづいて、釈尊の1日がどのようなものであったかを考察したい。なお律蔵の規定や経蔵の教えが釈尊の生活とは異質のものであったということとはありえないし、むしろ規則には従い、教えは厳格に実行されていたであろうことは想像するに難くないから、それらを参考にするのは当然である。

〔1〕 まず釈尊がどのように早朝時分を過ごされていたかを考察する。

〔1-1〕 経蔵の教えには睡眠は夜の中分にとり、後分には起床して坐禅をすることが勧められている。この時間はまだ夜が明けておらず暗いのであるから、おそらく釈尊も部屋の中で1人で静かに坐禅されることが多かったであろう。また夜の後分に林中を経行されたというデータもある⁽¹⁾から、月や星の明るい夜には僧院の庭や園にでて経行されることもあったのであろう。

したがって実質的な釈尊の1日の活動は、「受戒韃度」の共住弟子の和尚に対する奉仕の

仕方に書かれているように、夜が明けると身のまわりの世話をする若い比丘がやってきて、歯磨き洗面や身支度、それに寝具などを片づけることから朝は始まったのであろう⁽²⁾。

データによれば、この早朝時分になされたことには、仏弟子や外道あるいは天の訪問を受ける⁽³⁾ というものと、仏弟子らに説法⁽⁴⁾ というもの、あるいは室内や樹下で坐禅⁽⁵⁾ というものがある。訪問を受けたのは釈尊の自室であったかもしれないが、仏弟子たちに説法したというものはすべて漢訳資料で、これらは「入於僧中敷尼師壇於大衆前坐」などと記されているから、*upaṭṭhānasālā* などに比丘らを集めてなされたのであろう。*‘upaṭṭhānasālā’* を本稿では「講堂」と訳し、比丘たちの集会所と理解しているのであるが、*‘upaṭṭhāna’* は日常生活の身近な世話をする侍者のことであるから、あるいは釈尊の居室（香室）のそばにあったのかもしれない。内容は夜分に天や天女たちがやってきて問答したことを話すというものが多い。その他は『涅槃経』の記述としてパータリ村に建設されていた城塞の視察をしたというもの⁽⁶⁾ であり、これは特殊ケースといってよいであろう。なお居室は祇園精舎や竹林精舎では独立した戸建てであったであろうが、地方では大きな僧院の一室という場合もあったであろう。

また注目すべきデータとして、乞食するには早すぎるので遊行者の園（*paribbājakassa ārāma*）に行き問答をしたというものが5件⁽⁷⁾ あり、ここからは乞食がそれほど早い時間に行われたものでないことが実証される。またこれは早朝時分でも食事時分に近い遅い時間帯であったことになる。なお外道の園を訪問された時の問答の内容はどのようなもので、外道の態度はどのようなであったかということに興味は湧くが、ここでは主題からそれるので省略する。

- (1) 『別訳雑阿含』25（大正02 p.381 中）
- (2) 阿難は侍者とされるが、いわば釈尊教団の秘書室長のような役割で、釈尊の身のまわりの世話は若い比丘たちが交代で行ったものと考えられる。
- (3) *MN.36 Mahāsaccaka-s.* (vol. I p.237)、*DN.18 Janavasabha-s.* (vol. II pp.204, 205)、*Udāna* 2-7 (p.014)、『雑阿含』1265（大正02 p.346 下）、『雑阿含』1116（大正02 p.295 中）、『雑阿含』1119（大正02 p.296 中）、『雑阿含』1135（大正02 p.299 中）、『雑阿含』1181（大正02 p.319 中）。なお *Udāna* 2-7 の *‘divādivassa’* を PTS のパーリ語辞書にしたがって「早朝時分」と解釈したが、注釈書は「真昼」としており、「午後時分」にするほうがよいかも知れない。
- (4) 『雑阿含』1265（大正02 p.346 下）、『雑阿含』1270（大正02 p.349 上）、『雑阿含』1272（大正02 p.349 下）、『雑阿含』1273（大正02 p.350 上）、『雑阿含』1274（大正02 p.350 中）、『雑阿含』1278（大正02 p.351 下）
- (5) 『別訳雑阿含』25（大正02 p.381 中）、『別訳雑阿含』26（大正02 p.381 下）、『別訳雑阿含』169（大正02 p.436 中）、『雑阿含』1179（大正02 p.318 中）、『雑阿含』1182（大正02 p.319 下）
- (6) *DN.16 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.087)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.229)
- (7) *DN.9 Poṭṭhapāda-s.* (vol. I p.178)、*DN.24 Pāṭika-s.* (vol. III p.001)、*MN.71 Tevijja-vacchagotta-s.* (vol. I p.481)、*MN.77 Mahāsakuludāyi-s.* (vol. II p.001)、*MN.79 Cūlasakuludāyi-s.* (vol. II p.029)

[1-2] 第2節において律の規定を紹介したように、僧院に粥などの軽食がある場合には比丘たちは早朝にそれを食することがあったようであり、また仏弟子データの中には在家信

者が僧院に食事を届けたという記事もあるのであるが、釈尊がそのような食を食されたというデータはない。頭陀支のなかには一坐のみの食事をモットーとする「一坐食」があり、必ずしも軽食というものを食することは奨励されていなかったであろう。ただし後に記すように釈尊はしばしば招待されて食事（nimantana-bhatta）をされたけれども、頭陀支には「常乞食支」があって、招待食はこれに反する。したがって釈尊は必ずしも頭陀支を実行されていたのではないということも記憶しておかなければならない。食は乞食（piṇḍiyālopabhojana）、衣は糞掃衣（paṃsukūlacīvara）、住は樹下座（rukkhamūlasenāsana）、薬は陳棄薬（pūtimuttabhessajja）によるという四依法を覚悟しておかなければならないという建前であったが、食は招待食など、衣は居士衣、住は精舎など、薬は熟酥などの余得（atirekalābha）が認められており、釈尊自らも普段はこの余得によって生活されていたのである。

[1-3] 以上から考えると、釈尊の早朝のすごされ方は、侍者に奉仕されながら、歯を磨き洗面して、身支度を整えられた後は、自分の居室で静かに坐禅されたり、あるいは天や仏弟子などの訪問を受けて問答したりして過ごされることが多かったのではなかろうか。しかし時には夜分に訪れてきた天や天女との問答の様子を、講堂などに赴かれて話されるということもあった。またある場合は乞食前に少し早めに僧院を出られて、外道の出家修行者が集まるところに行き議論されることもあったということになる。

[2] 次に食事時分のすごされ方を考察する。データによれば、食事は乞食か乞食中の招待によるか、あるいは予めの招待によるかに限られているが、律蔵には僧院において食べられたという記事もある。

[2-1] まず乞食について考察する。このデータ数は75件（「食事時分の過ごし方」中の58%）であって、過半を超える。

パーリの原始仏教聖典には釈尊が乞食に出られる時の様子は定型的に、

朝時に（pubbaṇhasamayam）内衣を着（nivāsetvā）、衣鉢を持って（pattacīvaram ādāya）乞食のためにカピラヴァットゥ城に入り、乞食して（piṇḍāya caritvā）、食事を終えて（pacchā-bhattam）、行乞から還って（piṇḍapāta-paṭikkanto）……⁽¹⁾

などと表現される。これにぴったりと相当する漢訳の文章は『雑阿含』にしかないが、

於晨朝時著衣持鉢入舍衛城乞食。食已還精舍举衣鉢洗足已……⁽²⁾

晨朝著衣持鉢於彼聚落城邑乞食。食已還住处举衣鉢洗足畢……⁽³⁾

晨朝著衣持鉢入舍衛城乞食。食已出城還精舍举衣鉢已……⁽⁴⁾

というようなものである。また『十誦律』の

晨朝時到著衣持鉢入城乞食。食已還自房……⁽⁵⁾

もこれに相当するであろう。

これによれば、第2節で述べた律蔵の乞食の作法も参照すれば、三衣のうち下衣（腰巻）と上衣（体全体を覆う衣）を身につけ、重衣と鉢を持って僧院を出て、村や町に入るときに重衣を身につけられたというように理解できる。そして「食事を終えて（pacchā-bhattam）、行乞から還って（piṇḍapāta-paṭikkanto）」とされているから、これも第2節での考察を参照すれば、食事は外ですまされてしかる後に僧院に帰られたのである。したがって『別訳雑

阿含』の

晨朝時到著衣持鉢入城乞食。食已洗足摂坐具…… (6)

や『五分律』の

著衣持鉢入城乞食。食後還歸掃除内外…… (7)

も上記のように解釈してよいであろう。

このように乞食に出られた釈尊は出先において食事をすまされてから僧院に帰られたのである。出先というのは村の中での場合もあったであろうし、村外に僧院がある場合は村外れということもあったであろう。

(1) このような表現をとるものをすべてあげると、次のようなものがある。DN.16 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.102)、DN.16 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.122)、DN.18 *Janavasabha-s.* (vol. II pp.204, 205)、DN.24 *Pāṭika-s.* (vol. III pp.015~16)、MN.18 *Madhupiṇḍika-s.* (vol. I pp.108~109)、MN.26 *Ariyapariyesana-s.* (vol. I pp.160~161)、MN.54 *Potaliya-s.* (vol. I p.359)、MN.66 *Laṭukikopama-s.* (vol. I pp.447~448)、MN.71 *Māgandiya-s.* (vol. I pp.501~502)、MN.86 *Āṅgulimāla-s.* (vol. II p.098)、MN.122 *Mahāsuññata-s.* (vol. III pp.109~110)、MN.128 *Upakilesa-s.* (vol. III p.153)、SN.22-80 (vol. III pp.091~92)、SN.22-81 (vol. III p.094)、SN.35-121 (vol. IV p.105)、SN.51-10 (vol. V p.259)、AN.3-126 (vol. I p.279)、AN.5-58 (vol. III p.075)、AN.6-43 (vol. III pp.344~345)、AN.8-70 (vol. IV p.308)、AN.9-41 (vol. IV p.438)、*Udāna* 4-5 (p.041)、*Udāna* 6-1 (p.062)、*Vinaya* コーサンピー犍度 (vol. I p.349)。

もちろん仏弟子についても同様に表現される。次のようなものがある。MN.12 *Mahāsīhanāda-s.* (vol. I p.068)、MN.86 *Āṅgulimāla-s.* (vol. II p.102)、MN.88 *Bāhitika-s.* (vol. II p.112)、MN.97 *Dhānañjāni-s.* (vol. II p.186)、MN.146 *Nandakovāda-s.* (vol. III pp.271,276)、SN.3-9 (vol. I p.076)、SN.3-10 (vol. I p.077)、SN.3-14 (vol. I p.083)、SN.3-15 (vol. I p.084)、SN.5-1 (vol. I p.128)、SN.5-2 (vol. I p.129)、SN.5-3 (vol. I pp.129~130)、SN.5-4 (vol. I p.130)、SN.5-5 (vol. I p.131)、SN.5-6 (vol. I p.132)、SN.5-7 (vol. I p.133)、SN.5-8 (vol. I p.133)、SN.5-9 (vol. I p.134)、SN.5-10 (vol. I pp.134~135)、SN.7-21 (vol. I pp.182~183)、SN.19-1 (vol. II p.254)、SN.28-1 (vol. III p.235)、SN.45-4 (vol. V pp.004~5)、SN.47-10 (vol. V pp.154~155)、SN.56-45 (vol. V p.453)、AN.3-64 (vol. I p.185)、AN.9-3 (vol. IV p.354)、*Udāna* 4-1 (pp.034~35)、*Udāna* 4-8 (pp.044~45)、*Udāna* 5-8 (p.060)、*Udāna* 6-4 (p.067)、*Udāna* 6-5 (p.070)、*Udāna* 6-8 (p.071)、*Udāna* 7-3 (p.075)、*Udāna* 7-4 (p.075)、*Udāna* 7-10 (p.079)、*Vinaya* 波羅夷 4 (vol. III p.104)、*Vinaya* 僧残 6 (vol. III p.145)、*Vinaya* 破僧犍度 (vol. II p.198)、MN.13 *Mahādukkhakkhandha-s.* (vol. I pp.83~84)、SN.12-24 (vol. II pp.032, 35)、SN.46-54 (vol. V pp.115~117)、AN.7-39 (vol. IV pp.035~36)、AN.7-40 (vol. IV p.037)、AN.9-12 (vol. IV p.378)、MN.126 *Bhūmiya-s.* (vol. III p.138)、AN.6-44 (vol. III pp.347~348)、*Vinaya* 僧残 8 (vol. III p.161)、*Vinaya* 滅諍犍度 (vol. II p.078)

なおここで‘nivāsetvā’を「内衣を着」と訳した「内衣」は下衣と上衣のつもりであるが、DN.-A.には「下衣を着け (nivāsetvā)、帯を結び (kāyabandhanam bandhitvā)、上衣を偏袒右肩にし (uttarāsaṃgaṃ ekamsaṃ katvā)」という文章があり、ここでは‘nivāsetvā’は「下衣」を着けるという意味であることは明かである。しかし‘nivāseti’はPTSの辞書で

は、‘to dress oneself, to put on (undergarment), to get clothed or dressed’ という訳がつけられており、*Vinaya* 儀法毘度 (vol. II p.213) においては、「食堂の儀法 (bhaddagga-vatta)」として、「僧園にあって (ārāme) 時が来たことを告げられたら、三輪を覆い (timaṇḍalaṃ paṭicchādentena)、全円を覆って內衣を着け (parimaṇḍalaṃ nivāsetvā)、帯を結び (kāyabandhanaṃ bandhitvā)、畳んで (sagunaṃ katvā)、僧迦梨をまとい (saṃghāṭiyo pārupitvā)、紐を結び (gaṇṭhukaṃ paṭimuñcitvā)、……」とされ、ここでは明らかに‘nivāsetvā’は下衣と上衣を着けることであることが判る。したがって‘nivāsetvā’ということばは、下衣を着ける場合と、下衣と上衣を着ける場合の両方に使われることが判る。

- (2) 以下は釈尊と仏弟子の用例を区別しないで示す。『雑阿含』806 (大正 02 p.206 下)、『雑阿含』1108 (大正 02 p.291 中)、『雑阿含』236 (大正 02 p.057 中)、『雑阿含』276 (大正 02 p.074 上)、『雑阿含』852 (大正 02 p.217 上)、『雑阿含』1064 (大正 02 p.276 中)、『雑阿含』1083 (大正 02 p.284 上)、『雑阿含』1100 (大正 02 p.289 中)、『雑阿含』1199 (大正 02 p.326 上)、『雑阿含』1200 (大正 02 p.326 中)、『雑阿含』1201 (大正 02 p.326 下)、『雑阿含』1202 (大正 02 p.327 上)、『雑阿含』1203 (大正 02 p.327 中)、『雑阿含』1204 (大正 02 p.327 下)、『雑阿含』1205 (大正 02 p.328 上)、『雑阿含』1206 (大正 02 p.328 中)、『雑阿含』1207 (大正 02 p.328 下)、『雑阿含』713 (大正 02 p.191 上)、『雑阿含』743 (大正 02 p.197 中)、『雑阿含』57 (大正 02 p.013 下)、『雑阿含』830 (大正 02 p.213 上)
- (3) 『雑阿含』1213 (大正 02 p.330 下)
- (4) 『雑阿含』104 (大正 02 p.031 上)
- (5) 『十誦律』 (大正 23 p.016 下)、『十誦律』 (大正 23 p.070 中)、『十誦律』 (大正 23 p.080 中)、『十誦律』 (大正 23 p.082 上)
- (6) 『別訳雑阿含』37 (大正 02 p.385 中)
- (7) 『五分律』 (大正 22 p.045 下)

[2-2] ところで釈尊の乞食がどのように行われたかという調査の一環として、その人数を調べてみると、その乞食は釈尊 1 人でなされたと考えられるものが絶対多数の 60 件 (「乞食の人数」中の 80%) である⁽¹⁾。ただし「1 人の比丘を随従沙門として」とするもの⁽²⁾も 1 件あり、おそらく具体的にそのように記してなくとも、普段は随従沙門に伴われて乞食されたと考えた方が自然であろう。午後時分のことであるが、

世尊はチャーリカー国のチャーリカー山に住されていた。メーギヤはそのとき釈尊の侍者であった。そのときメーギヤは釈尊の許しを得て、朝時に (pubbaṇhasamayam) ジャントウ村に乞食に入り、食事を終えて (pacchā-bhattam)、行乞から還って (piṇḍāpāta-paṭikkanto)、キミカーラー川のほとりに行った。そのアンバ林はすばらしいところであったので、世尊のところに行き、キミカーラー川のほとりに行って勤めたいと申し出た。世尊は「今は 1 人だから、他の比丘が来るまでしばらく待て」と言われた。メーギヤは再び申し出、世尊は再び拒絶された。しかし三度目には「それほど言うなら」と許された。メーギヤは川のほとりに行って一樹下で昼日住を過ごした (divāvihāram nisidi)。そのとき三不善の心が湧き上がったので、夕方に (sāyaṇhasamayam) 宴坐から起って、世尊のところに行って教えを受けた⁽³⁾。

という經典もあるように、おそらく釈尊が一人きりになられることはめったになかったのではないかと想像されるからである⁽⁴⁾。ここでは「誰と」とか「衆多の比丘とともに」など

とされていないものはすべて「1人で」という解釈をしたのであるが、このように考えると、「阿難と」⁽⁵⁾とか「ラーフラと」⁽⁶⁾「阿和那と」⁽⁷⁾などとされるのも、阿難などを随従沙門とされてという意味かもしれない。乞食中の招待のところで処理したものであるが *Vinaya* 波逸提 33 は「阿難を随従沙門として」と明言されている⁽⁸⁾。

- (1) *Udāna* 1-10 (p.008)、*DN.18 Janavasabha-s.* (vol. II pp.204, 205)、*MN.54 Potaliya-s.* (vol. I p.359)、*MN.66 Laṭukikopama-s.* (vol. I pp.447~448)、*MN.71 Māgandiya-s.* (vol. I pp.501~502)、*MN.86 Aṅgulimāla-s.* (vol. II p.098)、*MN.122 Mahāsuññata-s.* (vol. III pp.109~110)、*MN.128 Upakilesa-s.* (vol. III p.153)、*SN.4-18* (vol. I p.114)、*SN.7-8* (vol. I p.166)、*SN.7-11* (vol. I p.172)、*SN.7-12* (vol. I p.173)、*SN.7-22* (vol. I p.184)、*SN.12-17* (vol. II p.019)、*SN.22-80* (vol. III pp.091~92)、*SN.22-81* (vol. III p.094)、*SN.35-121* (vol. IV p.105)、*SN.51-10* (vol. V p.259)、『雑阿含』806 (大正 02 p.206 下)、*AN.3-126* (vol. I p.279)、*AN.5-58* (vol. III p.075)、*AN.6-43* (vol. III pp.344~345)、*AN.8-70* (vol. IV p.308)、*AN.9-41* (vol. IV p.438)、*Udāna* 2-3 (p.011)、*Udāna* 4-5 (p.041)、*Udāna* 5-4 (p.051)、*Udāna* 6-1 (p.062)、*Suttanipāta* (p.013)、*Suttanipāta* (p.021)、*Vinaya* コーサンビー犍度 (vol. I p.349)、*Vinaya* 破僧犍度 (vol. II p.194)、*DN.31 Siṅgālovāda-s.* (vol. III p.180)、『雑阿含』96 (大正 02 p.026 中)、『雑阿含』97 (大正 02 p.026 下)、『雑阿含』246 (大正 02 p.059 上)、『雑阿含』272 (大正 02 p.071 下)、『雑阿含』302 (大正 02 p.086 上)、『雑阿含』303 (大正 02 p.086 中)、『雑阿含』1080 (大正 02 p.282 下)、『雑阿含』1081 (大正 02 p.283 上)、『雑阿含』1082 (大正 02 p.283 中)、『雑阿含』1095 (大正 02 p.288 上)、『雑阿含』1108 (大正 02 p.291 中)、『雑阿含』1154 (大正 02 p.307 中)、『雑阿含』1156 (大正 02 p.307 下)、『雑阿含』1157 (大正 02 p.308 上)、『雑阿含』1180 (大正 02 p.319 上)、『別訳雑阿含』37 (大正 02 p.385 中)、『別訳雑阿含』77 (大正 02 p.400 下)、『別訳雑阿含』80 (大正 02 p.401 中)、『別訳雑阿含』94 (大正 02 p.407 上)、『別訳雑阿含』262 (大正 02 p.466 上)、『別訳雑阿含』264 (大正 02 p.466 中)、『別訳雑阿含』187 (大正 02 p.441 上)、『別訳雑阿含』188 (大正 02 p.442 上)、*SN.22-146* (vol. III p.091)、『雑阿含』1082 (大正 02 p.283 中)、『中阿含』115「蜜丸喩経」(大正 01 p.603 中)
- (2) *Vinaya* 大犍度 vol. I p.186
- (3) *Udāna* 4-1 (pp.034~35)、*AN.9-3* (vol. IV p.354)
- (4) 釈尊が一人きりでおられたと考えられるシーンには次のようなものがある。

釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、コーサンビーで乞食されて還った後、侍者にも告げず独りで出て行かれた。ある比丘がアーナンダのところに来て、釈尊が独りで出て行かれたことを告げた。アーナンダは「そういう時には誰もついていてはならない」と注意した。釈尊は遊行されてパーリレッヤカ村のバッドサーラ樹下 (*Pārileyyaka Bhaddasālamūla*) に住された。*SN.22-81* (vol. III p.094)

あるとき釈尊はコーサンビーのゴーシタ園に住された。そのとき釈尊は比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷たち、王・大臣・外道・外道の弟子たちに煩わされたので、「独りで群れより離れて住もう」と考えられた。早朝、釈尊は乞食のためコーサンビーに入られた後、食後、鉢と衣を携え、侍者にも告げず、独りでパーリレッヤカへ向けて遊行に出られた。ときに釈尊はコーサンビーからパーリレッヤカに至り、ラッキタヴァナサンダのバッドサーラ樹下に住された。このとき釈尊には「争うコーサンビーの比丘たちに悩まされ、安楽に住せなかったが、今は彼らから離れて安楽に住せる」という思いが生じた。そのとき群れに悩まされた大象が群れを離

れ、釈尊のもとにやって来て、長い鼻で飲食を供養した。ときに釈尊は「轆のような牙のある象が象と会って、心が心と会う。[そのように同じ心境の象が] 独りで林の中で楽しむ」と、ウダーナを唱えられる。*Udāna* 4-5 (p.041)、*Vinaya* コーサンピー犍度 (vol.I p.352)、『五分律』『羯磨法』(大正 22 p.160 上)

そのとき釈尊は舎衛城での人々の供養をうっとうしく思い、独りで拘薩羅国を遊行して波利耶婆羅林へ向い、賢樹下に住された。そこで象王の供養を受けて、3 ヲ月を過ごされた。『僧祇律』『単提 41』(大正 22 p.363 中)

そのとき釈尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。このとき釈尊が比丘たちに「3 ヲ月、静処に入る」と告げられた。そこで舎衛城の僧伽が「その間に釈尊のもとに行く者は波逸提」という規約を作った。そこへ何も知らずに長旅を終えたウパセーナ・ヴァンガンタプッタが人々を率いて、釈尊のもとにやって来た。彼は釈尊から舎衛城の僧伽が制した規約を告げられたが、「釈尊によって制せられた学処を守る」と応えた。これを釈尊は是認して、「阿蘭若住者、乞食者、糞掃衣者は随意に訪れて、私に会うことを許可する」と告げられた。*Vinaya* 捨墮 15 (vol.III p.230)

なお *Suttanipāṭa-Aṭṭhakathā* vol. I p.139 (村上真完・及川真介『仏のことは註』1 春秋社刊 1985 年 p.332) には、「もし世尊が 1 人でどこかへ行こうと思っておられる時には、行乞の時間に戸を閉じて香室の中に入られる。そこでそのしるし (*saññā*) によって出家修行者達は知る、『今日は世尊はただ 1 人で村に[行乞に] 入ろうと思っておいでになる。きっと誰か教化すべき人を見つけたのだ』と。彼らは時分の衣鉢をとって、香室のまわりを右まわりにめぐってから、行乞に出て行く」と記されている。

(5) *DN.16 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.102)

(6) *MN.62 Mahārāhulovāda-s.* (vol. I pp.420~421)

(7) 『中阿含』81「念身経」(大正 01 p.554 下)

(8) vol.IV p.077

[2-3] 次にデータの整理において「乞食中の出来事」とした項目を検討する。乞食は鉢を持って家々を回って食を請うことであるが、そのときにどのようなことが起こったかということである。

そのなかでは、婆羅門や悪魔波旬あるいは異教の出家者などと問答するが 19 件 (54%) でもっとも多い。このうち 9 件が当初は釈尊に好意を持っていなかった者であり⁽¹⁾、8 件はいわば中立的な態度を取っている者⁽²⁾、そして 2 件は悪魔である⁽³⁾。このほかに婆羅門や異教の修行者など、仏教の出家比丘でない者に 3 度まで説法をしてくれと頼まれて、今はそのときではないと 2 度まで断るが、それでも強いてと 3 度まで頼まれたので法を説いたというものが 4 件 (11%) あり⁽⁴⁾、これは釈尊に好意を持っている者といえることができる。以上は仏教の出家弟子ではなく、むしろ在家者や異教徒であるが、このほかに出家比丘に積極的に法を説く場合も 6 件 (17%) ある⁽⁵⁾。ただしこれはむしろ乞食中に随従沙門として従っているラーフラや阿難など、あるいは同行している比丘たちに道中で見たことをきっかけにして法を説くとか、道中に見かけた比丘に法を説くという、いわば構えた法話ではない日常会話的なものといえるであろう。

ここから窺われることは、経蔵中の教えにある通りに、釈尊は乞食をされる時には乞食に注意を注いでおられ、この間に起こることは想定外のことであったといえることができるであろう。それは乞食中には比丘らに積極的に法を説かれたというケースがないことや、好意を持つ在家信者や異教徒から法を説くことを乞われても、2 度まで「今はふさわしい時ではな

い」と断られていることから明らかである。したがってバラモンや外道と問答されたのも、いわば成り行き上の、必ずしも歓迎できない事態のものであったといえることができる。もっとも釈尊は乞食の間に沈黙の行をなされていたわけではないから、随従沙門や同行している比丘らには、機会を見ては日常会話的に法を説かれることもあったわけである。

- (1) SN.7-8 (vol. I p.166)、SN.7-11 (vol. I p.172)、*Suttanipāta* (p.013)、*Suttanipāta* (p.021)、『雑阿含』1154 (大正 02 p.307 中)、『雑阿含』1157 (大正 02 p.308 上)、『別訳雑阿含』77 (大正 02 p.400 下)、『別訳雑阿含』80 (大正 02 p.401 中)、『別訳雑阿含』264 (大正 02 p.466 中)
- (2) DN.31 *Sīṅgālovāda-s.* (vol.III p.180)、『雑阿含』96 (大正 02 p.026 中)、『雑阿含』97 (大正 02 p.026 下)、『雑阿含』1081 (大正 02 p.283 上)、『雑阿含』1156 (大正 02 p.307 下)、『雑阿含』1180 (大正 02 p.319 上)、『別訳雑阿含』94 (大正 02 p.407 上)、『別訳雑阿含』262 (大正 02 p.466 上)
- (3) 『雑阿含』246 (大正 02 p.059 上)、『雑阿含』1095 (大正 02 p.288 上)
- (4) *Udāna* 1-10 (p.008)、SN.12-17 (vol.II p.019)、『雑阿含』302 (大正 02 p.086 上)、『雑阿含』303 (大正 02 p.086 中)
- (5) MN.62 *Mahārāhulovāda-s.* (vol. I pp.420~421)、AN.3-126 (vol. I p.279)、『雑阿含』604 (大正 02 p.161 中)、『雑阿含』1162 (大正 02 p.310 上)、『別訳雑阿含』85 (大正 02 p.403 上)、『増一阿含』16-1 (大正 02 p.581 下)

[2-4] 食事を得る方法の1つに「乞食中の招待」がある。データ数は14件（「食事時分の過ごし方」中の11%）である。乞食中の招待というのは、前日から前もって食事を招待されるのではなく、乞食中に家の中に呼び入れられて、座を設けて食事の供応を受けるというケースである。データのなかには事前に阿難に行くことを求められて行ったとするものもあるが、しかし招待する者の直接の要請ではないから、これも実質上は乞食中の招待であると理解した。このようにこれは乞食の途中で家の中に招き入れられるものであるから、したがってその人数は前項と異なることはなく、14件中のうち13件は釈尊1人である⁽¹⁾。もう一件は阿難を随従沙門としてとされている⁽²⁾。なお1人といっても随従沙門にともなわれていたであろうことは前述の通りであるが、あるいは招待を受けてそこで食事を受けたのは釈尊1人かもしれない。律蔵の共住比丘の作法からも推測されるように、随従沙門はあくまでもお伴であって、一人前の比丘と認められていないという傾向もあるからである。

またそのときにあった出来事はその家に招き入れられているわけであるから、問答とか教誡説法に限られている。なおこのうちの3件はその訪問が病気見舞いをきっかけにしたものであることを示している⁽³⁾。おそらくその家の者が病気であることを知られて、乞食のついでに自発的にその家に立ち寄せられたのであろう。もちろん招き入れられたところは原則として在家信者の私宅であるが、リッチャヴィ人500人というものもある。「そのとき500人のリッチャヴィ人が人を立たせて、世尊が来たら、サーランダダ廟のところにお連れせよと命じていた。……世尊は設けの座に坐られ、彼らと問答された」⁽⁴⁾とされている。これは釈尊が来られるのを待ち受けていたわけであるが、といって予め招待していたのではない。乞食中の招待にはこのようなケースが多かったのではなかろうか。

- (1) *Vinaya* 大毘婆沙 (vol. I p.082)、SN.7-21 (vol. I pp.182~183)、SN.55-39 (vol. V p.396)、AN.4-55 (vol. II p.061)、AN.4-57 (vol. II p.062)、AN.5-44 (vol. III p.049)、AN.5-143 (vol. III p.167)、AN.7-59 (vol. IV p.091)、*Vinaya* 波逸提 34

- (vol.IV p.079)、『雑阿含』102(大正02 p.028中)、『雑阿含』1030(大正02 p.269中)、『雑阿含』1034(大正02 p.270上)、『雑阿含』1036(大正02 p.270中)
 (2) *Vinaya* 波逸提 33 (vol.IV p.077)
 (3) 『雑阿含』1030(大正02 p.269中)、『雑阿含』1034(大正02 p.270上)、『雑阿含』1036(大正02 p.270中)
 (4) *AN.5-143* (vol.III p.167)

[2-5] 食事時分のもう1つの生活様態は「予めの招待」であって40件(「食事時分の過ごし方」中の31%)とかなり多い。このときの人数は圧倒的多数が「比丘サンガとともに」である⁽¹⁾。この総合研究の報告書であるモノグラフ『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』第13号に掲載した【論文13】「『仏を上首とするサンガ』と『仏弟子を上首とするサンガ』」⁽²⁾において考察したように、この比丘サンガは「仏を上首とする比丘サンガ」のことである。その他には「世尊を第4とする比丘たち」が2件⁽³⁾とヤサを随従沙門としてが1件⁽⁴⁾があるのみである。ただしヤサを随従沙門としてというものは、成道直後の鹿野苑での出来事であって、ヤサの父親からの招待であり、まだ正式なサンガが成立していない時点のものである。

ただし「世尊自身を第4とする(*bhagavā attacattuttho*)比丘たち」とするものについては検討が必要である。「仏弟子データ」の中にも、「尊者アヌルッダ自身を第4とする(*āyasmā anuruddho attacattuttho*)比丘を招待した」⁽⁵⁾、「阿那律陀ら通身4人を招待した」⁽⁶⁾というものがあり、これをパーリの注釈書⁽⁷⁾では律の目で解釈することはないが、律から考えると4人では「別衆」となって律に違反することになる。したがって仏弟子のこの場合は「別請食」として、アヌルッダ以外の3人の比丘はサンガによって選定されたのであろう。あるいは釈尊はサンガには含まれないという認識があったのかもしれない。ブッダがサンガの一員であるかどうかという問題は、教理上からのみならず律の上からも微妙であって、これについてはまた別の論文で考えることにしたい。

なお食事が終わった後には、説法したり偈を説かれたりするものが通例であった。第2節の律の規定においても見たように、弟子たちも招待食の後には上座が呪願すべきことが定められている。偈を説かれたというものもあるが、これは聖典編集上の処理にしかすぎないであろう。説法をはじめから偈の形で説かれるということはないであろうからである。しかしあるいは呪願と関係し、これは偈のようなものにまとめられていたのかもしれない。

データ表にはこのほかに「精舎を寄進された」とするものを2件掲げたが⁽⁸⁾、しかし2件ともその後で法話をもって教誡し満足させたというような文章が続くから説法もされたわけである。また「その他」として掲げた2件のうちの1件は、「婆羅門は7日間招待し、7日を過ぎて世尊はヴィデーハに遊行するために去られた」⁽⁹⁾とするものと、病気になられたとするものである⁽¹⁰⁾。後者は鍛冶工チュンダの供養の後のことである。もちろんこれらも経典にその記述はなくとも説法をされたであろう。なお食事の後に遊行に出発されることがあったことは注意しておかなければならない。

- (1) *DN.3 Ambaṭṭa-s.* (vol. I p.109)、*DN.4 Soṇadaṇḍa-s.* (vol. I pp.125~127)、*DN.5 Kūṭadanta-s.* (vol. I pp.148~149)、*DN.12 Lohicca-s.* (vol. I p.226)、*DN.16 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.087)、*DN.16 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.097)、*DN.16 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.127)、*MN.35 Mahāsaccaka-s.* (vol. I

pp.227~236)、MN.85 *Bodhirājakumāra-s.* (vol. II p.092)、MN.91 *Brahimāyu-s.* (vol. II p.146)、AN.8-12 (vol. IV p.187)、*Udāna* 4-3 (p.038)、*Udāna* 8-5 (p.082)、*Udāna* 8-6 (p.089)、*Suttanipāta* (p.021)、*Vinaya* 波羅夷 1 (vol. III p.011)、*Vinaya* 波逸提 33 (vol. IV p.076)、*Vinaya* 大犍度 (vol. I p.038)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.213)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.217)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.222)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.229)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.232)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.237)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.243)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.244)、*Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.246)、*Vinaya* 衣犍度 (vol. I p.291)、*Vinaya* 臥坐具犍度 (vol. II p.147)、*Vinaya* 臥坐具犍度 (vol. II p.158)、*Vinaya* 臥坐具犍度 (vol. II p.164)、『雜阿含』110 (大正 02 p.037 上)、『雜阿含』622 (大正 02 p.174 上)、『雜阿含』980 (大正 02 p.254 下)、『雜阿含』1224 (大正 02 p.334 中)、『別訳雜阿含』52 (大正 02 p.391 上)、『別訳雜阿含』259 (大正 02 p.465 上)

(2) 2008 年 3 月発行

(3) MN.58 *Abhayarājakumāra-s.* (vol. I p.393)、AN.5-33 (vol. III p.037)

(4) *Vinaya* 大犍度 (vol. I p.018)

(5) MN.127 *Anuruddha-s.* (vol. III p.145)

(6) 『雜阿含』1038 (大正 02 p.270 下)

(7) *Papañcasūdanī* (vol. III p.109)、*Manorathapūraṇī* (vol. III p.245)

(8) *Vinaya* 臥坐具犍度 (vol. II p.164)、DN.16 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.097)

(9) MN.91 *Brahimāyu-s.* (vol. II p.146)

(10) DN.16 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.127)

[2-6] データには釈尊が僧院において食事を摂られたとするものはないが、『十誦律』にはそのような記述がしばしば見いだされる。たとえば、あるとき 1 人の居士が仏と僧を明日の食事に招待して、釈尊はそれを受けられたが、当日になって「仏自房住迎食分」とするようものである。ところでこの『十誦律』には、釈尊が精舎に留まって食分を迎えられるには 5 つの因縁があるとしている⁽¹⁾。5 つというのは、①入定、②諸天のための説法、③諸房の巡回、④比丘の看病、⑤結戒である。確かに③の諸房の巡回に相応するもの⁽²⁾や、⑤の結戒に相応するもの⁽³⁾は存在するが、①②④に相応するものは見あたらない。③は比丘たちが食事に出ているその留守に房を巡回するというものであり、⑤は仏を上首とするサンガが招待されて、その招待の場で比丘たちが好ましからざることを行って、それを契機として結戒されるのであるから、その場に釈尊が同席していると都合が悪いからであろう。

いずれもいかにも律蔵的な理由であって、釈尊がわざわざそのために僧院に残って 1 人で食事をされたとは考えにくい。したがってこれは『十誦律』のみの特殊ケースであって、釈尊の生活実態を表わしたものではないと考えておきたい。

(1) 「衣法」 (大正 23 p.205 上)

(2) 「皮革法」 (大正 23 p.183 下)、「衣法」 (大正 23 p.205 上)、「波夜提 14」 (大正 23 p.076 下)、「波逸提 14」 (大正 23 p.077 上)、「尼薩耆波夜提 15」 (大正 23 p.049 中)

(3) 「波夜提 31」 (大正 23 p.088 中)、「波夜提 34」 (大正 23 p.091 上)、「波夜提 82」 (大正 23 p.125 下)、「医藥法」 (大正 23 p.187 上)、「医藥法」 (大正 23 p.190 中)、「医藥法」 (大正 23 p.190 中)、「雜法」 (大正 23 p.272 中)、「波逸提 31」 (大正 23 p.086 下)、「波逸提 31」 (大正 23 p.087 中)、「波逸提 66」 (大正 23 p.114 上)、「波逸提 82」 (大正 23 p.126 中)、「俱舎弥法」 (大正 23 p.215 中)

[2-7] 以上を要約すれば、釈尊は食事時分を次のように過ごされたことになる。

まず食事は、乞食するかそれとも前日から（時にはその早朝という場合もある）の招待を受けるかして摂られた。

乞食の場合は、原則として随従沙門を従えてはいるけれども、実質的には釈尊 1 人の場合が多かった。乞食を行う時には、意を乞食に注ぐべきであって、他のことをしないというのが建前であったが、しかし沈黙の行を行じているわけではないから、道中に随従沙門と会話をされることはもちろん、懇請されれば法も説いたし、釈尊の教えをあまり知らない、あるいは反感を持っている在家信者などにかまれるようにして問答されることもあった。しかし後の 2 つのケースは乞食に専注という建前に反しているから、比丘などが係わることはなかった。またその途中で家に招じ入れられ、座を設けて食事を供応されることもあった。

予めの招待の場合は「仏を上首とするサンガ」全体が招かれた。もちろん招待主は釈尊の教えに心酔している在家信者であるから、食事の接待が終わった時には家人に向けて説法されるのが常であった。

以上のように乞食にしても招待にしても、釈尊は食事を外でされたのであって、僧院において食事をされることはほとんどなかったといつてよいであろう。

[3] 次に釈尊の午後時分の生活様態を考察する。「午後時分」は乞食から帰って鉢を洗って片づけ、あるいは食堂の後始末をしてから以降夕刻までの時分である。もちろん釈尊自らがこのようなことをされることはなく、作業自体は侍者たる若い比丘が行ったであろうが、しかしそのような作業をしている侍者を放っておいて、自らは午後の生活に入るということもされなかったであろう。この時間帯は昼夜の時間が等しい春・秋分期は午後 1 時から午後 5 時までの 4 時間ほどでかなり長い。

[3-1] この午後時分の生活形態としては統計的には「昼日住 (divā-vihāra)」に入ることがもっとも多く 46 件（「午後時分の過ごし方」中の 79%）である。まずこれがどのようなものかを紹介することから始めよう。

ところでパーリ聖典ではすでに紹介したように食事時分に入る時の様子を、

朝時に內衣を着、衣鉢を持って、乞食のためにカピラヴァットゥ城に入れ、乞食して、食事を終えて、行乞から還って……

の如くに表現し、この後につづく文章においては多くの場合、「昼日住のために (divā-vihārāya) どこそこに行かれた」とされる。これが午後時分の始まりを表わす定型句である。そしてこの昼日住はその終わりは、「夕方に (sāyanhasamayam) 独坐より起って (paṭisallānā vuṭṭhito) ……」とされるのが普通である。‘paṭisallāna’ は漢訳では「独坐」の外に「宴坐」「燕坐」「宴黙」などという語が使われ、語源は paṭi+saṃ+√li であって、一ヶ所にじっとしていること、静かに坐禅することを意味する。またパーリの ‘divā-vihāra’ に相当する漢訳語は『雑阿含』の「昼正受」に相当すると思われるが⁽¹⁾、他の阿含にはこれに相当する語は見いだせない。しかし昼日住には独坐することを考えると、『雑阿含』の「昼日禅思」⁽²⁾「昼日坐禅」⁽³⁾もこの漢訳語であることがわかる。おそらく『中阿含』に見いだされる「昼行」⁽⁴⁾もこれに相当するであろう。

このように漢訳では「昼日住」という言葉が用いられず、食後に行乞から帰って坐禅をし

たという文脈でこれを表現しているようであるから、このような文脈にあるものも「昼日住」データとした。

- (1) 大正 02 pp.277 下、278 中、283 下など随所に見いだされる。
- (2) 大正 02 pp.206 下、226 中。また『摩訶僧祇律』大正 22 p.529 下にも見いだされる。
- (3) 大正 02 p.057 中
- (4) 大正 01 pp.670 中、682 中、740 下、795 下

〔3-2〕次にこの「昼日住」をどのような場所でどのように過ごされたかということ进行调查してみると次のようになる。

まず場所は、

- 園林・聚林・樹下 21 件 (46%) (1)
- 廟・家の近く 7 件 (15%) (2)
- 僧院・房 4 件 (9%) (3)
- 山 1 件 (2%) (4)
- アノッター池 1 件 (2%) (5)
- 特記なし 12 件 (26%) (6)

となる。これが経の教えのなかにあった「彼は食後、乞食から帰って、身を端正にして、面前に念を置いて、結跏趺坐する。その場所は、遠離した臥坐所を用いる (*vivittaṃ senāsanam bhajati*)。すなわち林中、樹下、山、洞窟、山麓、塚間、高原、廻処、稻積みなどである」に該当するわけである。

しかしデータからは「昼日住」は食後に僧院の外の園林などの樹下で行われるのが一般的であったことが判る。なお廟・家の近くの 7 件のうち 5 件は、ヴェーサーリーのチャーパーラ廟に行って、阿難に「ヴェーサーリーは楽しい、ウデーナ園は楽しい、……」と言われたとするものであり、1 つの事例がデータ数としては複数回あって、特殊なケースが一般化しているような印象を与える例の 1 つである。これは次の調査項目の「そのときしたこと」のなかの「出家弟子と対話」7 件中の 5 件とも重なる。このように昼日住は僧院からほど遠くない屋外の静かな場所で過ごされるのが普通であったが、時には僧院やご自分の房などで行われることもあったということがわかる。

またその間に「行ったこと」を集計してみると、

- 梵志・在家信者・外道など対話 9 件 (20%) (7)
- さまざまなことを考えた 8 件 (17%)
- 出家弟子と対話 7 件 (16%)
- 天と対話 5 件 (11%)
- 天耳をもって聞く 5 件 (11%)
- 七覚支・四念処・三善業などを修習 1 件 (2%)
- 特記なし 11 件 (24%)

となる。

「さまざまなことを考えられた」というなかには、「比丘らに各々の方角、各々の国において出家せしめ、具足戒を授けさせよう」とか「定めた学処を誦すことをもって布薩羯磨としよう」などの律の規定に関するものが 5 例含まれる。天耳をもって聞くのはたとえばサンガ

の比丘たちが争っているのを聞くなどであって、これもサンガが争っているのをどのように鎮めようかと考えられたと理解すれば、「さまざまなことを考えた」に含めてよいかもしれない。特記なしはただ単に独坐されたとするのみであるが、「現法樂住 (ditṭhadhamma-sukhavihāra)」に入られていたことを表わすのかもしれない。

なお「出家弟子との対話」は7件であるが、「仏弟子データ」の午後時分の過ごし方に「世尊を訪ねて報告質問」が72件もあるから、これは釈尊が昼日住されている間のことと理解してよいであろう。とするならば、釈尊の昼日住の過ごされ方の大半は訪ねてきた弟子との対話指導ということになる。

以上のように「昼日住」は、林中の樹下や僧院の自室などで坐禅して午後を過ごすことであるが、坐禅といっても必ずしも瞑想されるだけではなく、訪ねてきた出家弟子や在家信者を指導されたり、あるいは訪ねてきた外道と対話をされたり、あるいはサンガや弟子の指導などについて思いを巡らされたとすることができる。そして特殊な事例としては特定の目的のために廟などに出かけられるということもあった。要するに午後の時間帯は、多くの場合は僧院からほど遠くない園林の樹下などに坐られ、誰でも自由にいらっしゃい、歓迎しますよという姿勢で静かに坐禅をされていたのである。

- (1) DN.24 *Pāṭika-s.* (vol.III pp.015~17)、MN.18 *Madhupiṇḍika-s.* (vol.I pp.108~113)、MN.54 *Potaliya-s.* (vol.I p.359)、MN.66 *Laṭukikopama-s.* (vol.I pp.447~448)、MN.71 *Māgandiya-s.* (vol.I pp.501~502)、SN.22-80 (vol.III pp.091~92)、SN.35-121 (vol.IV p.105)、『雑阿含』806 (大正02 p.206下)、AN.3-63 (vol.I pp.182, 183, 184)、AN.5-58 (vol.III p.075)、AN.9-41 (vol.IV p.438)、『雑阿含』272 (大正02 p.071下)、『雑阿含』1082 (大正02 p.283中)、『雑阿含』1108 (大正02 p.291中)、『別訳雑阿含』37 (大正02 p.385中)、SN.22-146 (vol.III p.091)、『雑阿含』1082 (大正02 p.283中)、『増一阿含』40-10 (大正02 p.743上)、『中阿含』81「念身経」(大正01 p.554下)、『中阿含』115「蜜丸喻经」(大正01 p.603中)、『中阿含』192「加楼優夷夷经」(大正01 p.740下)
- (2) DN.16 *Mahāparinibbāna-s.* (vol.II p.102)、DN.18 *Janavasabha-s.* (vol.II pp.204, 205)、MN.122 *Mahāsuññata-s.* (vol.III pp.109~110)、SN.51-10 (vol.V p.259)、AN.8-70 (vol.IV p.308)、*Udāna* 6-1 (p.062)、「大般涅槃经卷上」東晉平陽沙門釈法顯訳 (大正01 p.191中)
- (3) MN.26 *Ariyapariyesana-s.* (vol.I pp.160~161)、AN.6-43 (vol.III pp.344~345)、『雑阿含』1080 (大正02 p.282下)、『雑阿含』1081 (大正02 p.283上)
- (4) SN.56-42 (vol.III p.448)
- (5) *Vinaya* 大毘度 (vol.I p.028)
- (6) SN.46-6 (vol.V p.073)、MN.90 *Kaṇṇakatthala-s.* (vol.II pp.125~126)、SN.6-6 (vol.I p.146)、SN.6-7 (vol.I p.148)、SN.11-8 (vol.I p.225)、SN.11-16 (vol.I p.233)、『雑阿含』1069 (大正02 p.277中)、『雑阿含』1072 (大正02 p.278中)、*Vinaya* 大毘度 (vol.I p.021)、*Vinaya* 布薩毘度 (vol.I p.102)、*Vinaya* 藥毘度 (vol.I p.199)、*Vinaya* 藥毘度 (vol.I p.238)
- (7) 該当データの典拠についてはいずれも上記に含まれるので省略する。

[3-3] 午後時分は昼日住に使われることがもっとも多かったが、その他としては経行されることもあったようである。しかしこれは坐禅されるのとそれほど意味は変わらないであろう。また比丘の集会所 (たとえば *Kareri-maṇḍala-māla*) ⁽¹⁾ や特定の弟子のところに赴か

れて説法をされることもあった⁽²⁾。また暴虐なアングリマーラを教化するために、アングリマーラのところに出かけられて説法教化したということもあった⁽³⁾。しかしこれは特殊な事例である。

また王舎城から舎衛城に行かれるなどという遊行がこの時分に行われた⁽⁴⁾ということも注意しておかなければならない。われわれのホームページの「現地調査報告など」の中にアップしておいた【文書03】「シンポジウム 釈尊はどのような生活をされていたかースマナサーラ長老とともに考える」に書いておいたように、釈尊の遊行は昼夜の時間が等しい春の季節に行われたと考えられ、したがって遊行に使える1日の時間は最大4時間であったということになる。しかし釈尊の遊行はほとんどの場合は大勢の弟子たちとともに行われ⁽⁵⁾、弟子たちは夕方時分にはやらなければならないことがあり、加えて第2節に述べたように、遊行中に新しい住所に宿泊するときには、なすべき多くの事柄があるのであるから、通常の夕方時分に入る時刻よりも早くに到着しなければならなかったであろう。また毎日毎日同じペースで遊行されるのではなく、途中で滞在する町や村の仏弟子や在家信者から2日3日と逗留を求められることもあったであろうから、遊行に使える時間は平均すると1日に2時間から3時間ほどにしかならなかったのではなかろうか。時速4.5キロメートルほどで歩かれたとすると、1日の平均移動距離は10キロメートル程度ということになる。

(1) *DN.14 Mahāpadāna-s.* (vol. II p.001)

(2) 『増一阿含』16-1 (大正02 p.581 下)

(3) *MN.86 Aṅgulimāla-s.* (vol. II p.098)

(4) *DN.16 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.122)、*MN.128 Upakilesa-s.* (vol. III p.153)、*SN.22-81* (vol. III p.094)、*Udāna* 4-5 (p.041)、*Vinaya* コーサンビー犍度 (vol. I p.349)

(5) 拙稿「遊行と僧院の建設とサンガの形成」『モノグラフ』第14号(2009年5月) p.028 以下を参照されたい。

[3-4] 以上のように考えると、釈尊は午後時分は多くの場合は自らは動くことなく、寺院から外に出て、園林の樹下で誰でも自由にいらっしゃいという姿勢で、ただ1人で坐禅されていた。仏弟子たちは【2】に書いたように、この時間帯は比較的に自由行動が許されていたので、そこで仏弟子たちは釈尊を訪れて教えを請うことが多かったであろう。またデータからこの時間帯には、仏弟子にかぎらず釈尊に会いたいと思う者は誰でも自由に訪問できたことが推測される。しかし例外的に僧院内で独坐されたり、講堂や特定の弟子のところに自ら訪ねて法話をされたりすることもあり、また遊行の季節の遊行はこの時分が使われた。

[4] 次に釈尊の夕方の過ごし方を検討する。夕方時分というのは午後時分を終了する時刻から日没までの時間であって、春秋の昼夜の時間が等しい季節では午後5時から6時半までの1時間半くらいとしておいた。

[4-1] 原始仏教聖典では、この夕方時分の始まりはパーリ聖典では「夕方に (*sāyaṇhasamayam*) 独坐より起たれて (*paṭisallānā vuṭṭhito*)」と表現され、漢訳では「晡時從禪覺」などというようなことばで表現されるのが常であって、夕方時分の事績を記すデータはこのように表現されるものがほぼ100%である。したがってここからも、午後時分は「昼日住」として独坐をして過ごされるのが常であったことが知られる。

ところでこの独坐から起ってなされることは、説法するが50件（「夕方時分の過ごし方」中の55%）と最も多い⁽¹⁾。それではこの説法はどのようなところで誰に説法されたのであろうか。これを調査してみると、まず場所では講堂（*upaṭṭhānasālā*）・カレーリ円堂（*kareri-maṇḍala-māla*）・常説法堂あるいは単に堂などと表現されることが多く30件（「その場所」中の60%）である。これらは比丘の集会所と考えてよいであろう。特定の場所は示していないが、僧中とか大衆前・比丘らとするものもこれに含めてよいであろう。おそらくその僧院に住んでいるすべての比丘が含まれるのであろうが、羯磨として行われるわけではないから、すべての比丘でない場合もあったと考えられる。その他にニグローダ園とか僧院の日陰・病者の堂というものがあるが、ニグローダ園や病者の堂での説法は比丘らに対するものであり、僧院の日陰は阿難に対するものである。

次に多いのが「独坐から起って仏弟子を訪問」であって14件（「夕方時分の過ごし方」中の15%）である⁽²⁾。これは特定の個人を訪問されたというデータで、病気見舞いが多く、また比丘が集まっていない講堂などを訪れて説法されたり、房にいるラーフラを訪問されたり、作衣しているカーラケーマカ釈種の家に阿難を訪ねられたりしたものである。

また「独坐から起って外道を訪問」が10件（「夕方時分の過ごし方」中の11%）あるが⁽³⁾、これはいうまでもなく外道がいる場所に行かれて、彼らと対論されたというものである。

このほかに阿難などを伴にして川に水浴に行くが5件⁽⁴⁾、温室で背を暖められるが1件⁽⁵⁾あることが興味深い。この外に「経行中に説法」が5件⁽⁶⁾あり、独坐で疲れた身体をこの時間帯にいやされたのであろう。

また「比丘の訪問を受ける」が2件⁽⁷⁾あり、これは釈尊が神通力で比丘らが1人あるいは2人ずつ来るようにして説法したというものと、やってきた比丘らに説法されたというものである。これから見るとこの時間帯には仏弟子のほうから釈尊を訪ねることはあまりなかったという印象を受けるが、実はそうではない。仏弟子データのほうに、独坐を終わって世尊を訪問したというものが55件もあり、これは釈尊の側から見れば独坐を起つころに比丘らの訪問を受けたということになるからである。

なお「その他」4件のうち2件は「夕方に独坐から起って、門外の小屋に坐された。そのときコーサラ国の波斯匿王が世尊のところにやってきてそばに坐った」⁽⁸⁾というものであり、その他は「背痛が起こったので侍者であった優波摩を天作婆羅門のところに使いに出した」⁽⁹⁾「日暮れに五百の比丘とともに、屈摩夜叉鬼の住処に宿しようとされた。夜叉鬼は自分のところで宿泊してほしいと申し出て、五百の重閣房舎と臥床・坐床・踞床などを化作した」⁽¹⁰⁾が1件ずつであるが、後の2件のみは独坐から起つことに言及されていない。

- (1) *DN.18 Janavasabha-s.* (vol. II pp.204, 205)、*MN.18 Madhupiṇḍika-s.* (vol. I pp.108~113)、『雑阿含』1080 (大正02 p.282下)、『雑阿含』1081 (大正02 p.283上)、『雑阿含』1082 (大正02 p.283中)、『雑阿含』1108 (大正02 p.291中)、『別訳雑阿含』37 (大正02 p.385中)、*DN.14 Mahāpadāna-s.* (vol. II p.001)、*DN.119 Kāyagatāsati-s.* (vol. III p.088)、*DN.123 Acchariyabbhuta-dhamma-s.* (vol. III pp.118~119)、*AN.10-50* (vol. V p.089)、*AN.10-69* (vol. V p.128)、*Udāna* 3-8 (p.030)、*Udāna* 3-9 (p.031)、『雑阿含』1069 (大正02 p.277中)、『雑阿含』1082 (大正02 p.283中)、『長阿含』01「大本経」(大正01 p.001中)、『長阿含』

- 21「梵動經」（大正 01 p.088 中）、『長阿含』30「世記經」（大正 01 p.114 中）、「起世經」卷 1（大正 01 p.310 上）、「起世因本經」（大正 01 p.365 上）、『中阿含』12「𢶮破經」（大正 01 p.434 上）、『中阿含』59「三十二相經」（大正 01 p.493 上）、『中阿含』66「説本經」（大正 01 p.508 下）、『中阿含』81「念身經」（大正 01 p.554 下）、『中阿含』160「阿蘭那經」（大正 01 p.682 中）、『増一阿含』40-1（大正 02 p.735 中）、『増一阿含』47-4（大正 02 p.781 中）、*Udāna* 2-2（p.011）、*DN.14 Mahāpadāna-s.*（vol. II p.047）、*MN.132 Ānandabhaddekaratta-s.*（vol. III p.189）、*SN.21-7*（vol. II p.280）、*SN.36-7*（vol. IV p.210）、*SN.36-8*（vol. IV p.213）、*AN.4-48*（vol. II p.051）、*AN.6-17*（vol. III pp.298~299）、*Vinaya* 大毘度（vol. I p.021）、*Vinaya* 布薩毘度（vol. I p.102）、*Vinaya* 藥毘度（vol. I p.199）、*Vinaya* 藥毘度（vol. I p.238）、『中阿含』22「成就戒經」（大正 01 p.450 中）、『中阿含』33「侍者經」（大正 01 p.473 上）、『中阿含』59「三十二相經」（大正 01 p.493 中）、『中阿含』66「説本經」（大正 01 p.509 中）、『中阿含』115「蜜丸喩經」（大正 01 p.603 中）、『雜阿含』58（大正 02 p.014 中）、『雜阿含』64（大正 02 p.016 下）、『雜阿含』457（大正 02 p.117 上）、『雜阿含』1028（大正 02 p.268 中）、『雜阿含』1075（大正 02 p.280 中）
- (2) *MN.122 Mahāsuññata-s.*（vol. III pp.109~110）、*AN.5-121*（vol. III p.142）、*AN.5-166*（vol. III p.195）、*MN.31 Cūḷagosiṅga-s.*（vol. I p.205）、*MN.61 Ambalaṭṭhikā-rāhulovāda-s.*（vol. I p.414）、*SN.22-88*（vol. III p.125）、*SN.46-14*（vol. V p.079）、*SN.46-15*（vol. V p.080）、*AN.6-56*（vol. III p.379）、『雜阿含』994（大正 02 p.259 下）、『雜阿含』1023（大正 02 p.266 下）、『雜阿含』1025（大正 02 p.267 下）、『雜阿含』1265（大正 02 p.346 中）、『中阿含』72「長寿王本起經」（大正 01 p.536 上）
- (3) *MN.71 Māgandiya-s.*（vol. I pp.501~502）、*AN.3-64*（vol. I p.185）、『雜阿含』971（大正 02 p.250 下）、*MN.14 Sallekha-s.*（vol. I p.092）、*AN.4-30*（vol. II p.029）、*AN.4-185*（vol. II p.176）、『中阿含』104「優曇婆羅經」（大正 01 p.592 上）、『中阿含』153「髭閑提經」（大正 01 p.670 中）、『雜阿含』970（大正 02 p.250 中）、佛説尼拘陀梵志經（大正 01 p.222 下）
- (4) *MN.26 Ariyapariyesana-s.*（vol. I pp.160~161）、*AN.6-43*（vol. III pp.344~345）、『中阿含』112「阿奴波經」（大正 01 p.600 下）、『中阿含』118「龍象經」（大正 01 p.608 中）、『中阿含』204「羅摩經」（大正 01 p.775 下）
- (5) *SN.48-41*（vol. V p.216）
- (6) *DN.27 Aggañña-s.*（vol. III p.080）、『中阿含』32「未曾有法經」（大正 01 p.471 中）、『中阿含』154「婆羅婆堂經」（大正 01 p.673 中）、『中阿含』188「阿夷那經」（大正 01 p.734 上）、『雜阿含』1153（大正 02 p.307 中）
- (7) *SN.22-80*（vol. III pp.091~92）、『雜阿含』806（大正 02 p.206 下）
- (8) *DN.27 Aggañña-s.*（vol. III p.080）、*Udāna* 6-2（p.065）
- (9) 時間は記されていないが、夕方のことであると解釈した。『雜阿含』1181（大正 02 p.319 中）
- (10) 『雜阿含』1319（大正 02 p.362 上）

[4-2] 以上から、釈尊は独坐を起ってから日没までの夕方時分には、その場でこれまた独坐から起った比丘らの来訪を受けたり、あるいは比丘らが集まっている講堂などに赴かれて、法を説かれて過ごされることがもっとも多かったことが判る。その他病気の仏弟子を見舞われたり、外道のいるところに行き対話されたりもされた。なお外道のいるところを訪

問されるのはこの夕方と、朝の乞食前のことが多く、これに対して外道の訪問を受けるのは午後時分であって、早朝時分と夕方時分にはないから、仏教と外道の生活習慣は時間的にも差異があったのかもしれない。

そのほか、夕方時分は釈尊がリラックスされる時間帯であったといえるかもしれない。水浴されたり、温室に入られたり、あるいは経行されたりすることもあったからである。

[5] 次に釈尊の夜の時分の過ごし方を検討する。

[5-1] いうまでもなく夜の時分は日没から翌日の日出までである。仏典ではこれを三等分して夜の初分（初夜）、夜の中分（中夜）、夜の後分（後夜）という。もちろんこの三等分された時間は定時法ではなく不定時法であるから、夜が長い冬の季節は長く、夜が短い夏の季節は短い。しかし昼夜の等しい春分・秋分の時期では、4時間ずつということになる。

この夜の時分を釈尊がどのようにして過ごされたというデータはきわめて乏しい。基本的には仏弟子たちに対する教え通りに、夜の初分と後分は坐禅をして過ごされ、中分に師子臥して休まれたのであろう。灯油・蠟燭などの照明用燃料に乏しい古代のことであるから、月の明るい満月の晴夜ならともかく、夜の時分は基本的には屋内においても屋外においても、身体を活動させることはほとんどなかったと考えてよいであろう。

[5-2] 乏しいデータの中で初夜の過ごし方に「説法」が1件あるが、これは「世尊はナーランダーを去って、パータリ村に着かれた。パータリ村の優婆塞たちは自分たちの休息所（*āvasathāgāra*）に世尊を招き、敷物を広げて席を設け、水瓶を置き、油灯を立てて迎えた。世尊は中央の柱に近く東面して坐され、比丘らは足をあらって西の壁に近く東面して坐し、優婆塞たちは東の壁に近く西面して坐した。世尊は夜に至るまで（*eva rattiṃ*）法を説かれ、『戸主らよ、夜は更けた。時よろしと思ったら去りなさい』と去らしめられた」（^①）という『涅槃経』の記述であって、これを初夜と解釈したのである。

また「仏弟子の訪問を受ける」も1件あるが、これは「世尊は夕方に宴黙より起ち、ニグロダ園に行き設けの座に坐され、比丘たちに説法された。その後世尊は座から起たれ部屋に入られた（*vihāraṃ pavāsi*）。その時世尊の教えが解らなかった比丘らはマハーカッチャーナのところに行き解説してもらった。その後比丘らは世尊のところに行きそれを報告し、世尊はマハーカッチャーナは賢者であると褒められた」（^②）とするものであって、世尊の教えが解らなかった比丘らがやってきたのは初夜のことであったであろうと解釈したのである。

また「他の人物を訪問」も1件あるが、それは「世尊は夕方に宴黙より起ち、阿難に「私たちは身体を沐浴するために（*gattāni parisiñcitum*）プッバコッタカー（東浴室）川に行こう」といわれた。沐浴を終わって世尊は一衣を着て、立って肢体を乾かしておられた。その時阿難は「近くに婆羅門ランマカの庵があります。そこに行かればいかがでしょうか」と誘ったので、世尊はそこに行かれた。その時多くの比丘たちがそこに集まって法談（*dhammikā kathā*）をしていた。世尊はそれが終わるのを門外で待たれた。終わったのを知られて警咳して門をたたかれた。世尊は設けの座に着かれ、「比丘たちよ、法談のために集会するのはよい（*sādhū dhammiyā kathāya sannisideyyātha*）。比丘たちよ、集会には2種の所作がある。1は法談（*dhammī kathā*）、他は聖黙（*ariya tuṇhībhāva*）である」と説かれ、聖求＝釈尊の出家から初転法輪までの仏伝＝を説かれた。」（^③）というものであつ

て、これも初夜のことでありと解釈したのである。

釈尊の教えにはタブーというものはないから、月や星の明るい夜には釈尊も仏弟子たちも自分の部屋から外に出て、活動することもあったのであろう。

- (1) DN.16 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.086)
- (2) MN.18 *Madhupiṇḍika-s.* (vol. I pp.108~113)
- (3) MN.26 *Ariyapariyesana-s.* (vol. I pp.160~161)

[5-3] 中夜の過ごし方についてのデータには2件ある。1件は成道の時の「十二縁起の作意」⁽¹⁾であり、他は「それから世尊は夜分を久しく過ごされてから、座より起ってヴィハーラに入られた。舍利弗らの具寿らもそうした。しかし新参の比丘ら (*bhikkhū navā acirapabbajitā*) が歯ざしりしながら日の出るまでそこで眠っていた」⁽²⁾とするものである。いずれも特殊ケースであって、日常的には、この時分には師子臥して睡眠をとられたものと考えられる。

- (1) *Vinaya* 大毘婆沙 (vol. I pp.001~2)
- (2) AN.6-17 (vol. III pp.298~299)

[5-4] 後夜の過ごし方のデータには3件あり、1件は成道の時の「十二縁起の作意」であり、もう1件は中夜の過ごし方に紹介した1件と同じデータであって、これは新参の比丘らが歯ざしりしながら眠っていたので、「侍者堂に行き設けの座に坐されると、比丘らに舍利弗らはどこに行ったかと尋ねられた。比丘らは各自の房 (*yathāvihāra*) に戻ったと答えた。世尊は初夜・後夜に (*pubbarattāpararattam*) 菩提分法の修習をしながら過ごさなければならぬと説かれた」とされるものである。そしてもう1件は世尊は夜の後分に林中を經行されたとする⁽¹⁾。

- (1) 『別訳雜阿含』25 (大正 02 p.381 中)

[5-5] 以上のように、釈尊は通常は初夜と後夜には坐禅をして過ごされ、中夜に睡眠されたとすることができる。しかし坐禅にしても、たとえば昼日住の独坐はたとえばサンガなどさまざまなことに思いを巡らし、考え抜かれた結論を律の規定として夕方に布告するなどされているが、初夜と後夜に坐禅されたとしても、そのような記述がないところを見れば、この時分の過ごし方も現法樂住に相当するのかもしれない。

なお早朝時分の過ごし方の中に書いたように、夜分に天や天女たちがやってきて問答したことを早朝時分に弟子たちに語って聞かせるということもあったとされているから、夜分に天や天女たちが訪れて問答されるということもあったことになる。

[6] *Dīghanikāya-Aṭṭhakatā* (vol. I pp.045~48) のなかに釈尊の一日を解説する部分がある。

[6-1] 片山一良訳『長部 (ディーガニカーヤ) 戒蘊篇 I』 (p.362 以下) を参考に、本稿の用語に統一することを中心に全文を掲げておく。なお筆者に読解することができない部分は片山氏の訳をそのまま使わせていただいた。

「有意義な務め (*sāttḥaka-kicca*)」のみが世尊の務めである。それは次の五種からなる。すなわち、食前の務め (*purebhatta-kicca*)、食後の務め (*pacchābhatta-kicca*)、初夜分の務め (*purimayāma-kicca*)、中夜分の務め (*majjhimayāma-kicca*)、後夜分の務め (*pacchimayāma-kicca*) である。

そのうちこれが食前の務めである。世尊は早朝に（pāto）起き、侍者を摂受するために、また身体を安穩にするために、洗面などの身支度（sarīra-parikamma）を行い、行乞時まで遠離した坐処で（vivittāsane）過ごされる。行乞時になると內衣を着（nivāsetvā）、帯を結び（kāya-bandhanaṃ bandhitvā）、衣を纏い（cīvaraṃ pārupitvā）、鉢をもち（pattam ādāya）、あるときは1人で、あるときは比丘サンガに囲まれて、村あるいは町へ、あるときは自然に、あるときは種々の神変を現して乞食に入られる。……たとえば……乞食に入られた世界の主が通られる前をそよ風が吹いて地を清め、雲が雨滴を放って道の埃を静め、上方に天蓋のようにとどまる。別の風が花を集めて道にまき散らす。上がっている地面は下がり、下がっている地面は上がる。足が地面につく時には地面は平らになって快適となり、蓮華の花が足を受け……、人々はその徴によって「世尊が今ここへ托鉢に入っておられる」と知るのである。彼らは衣服をきちんと着け、きちんと纏い、香や花などをもち、家を出て、道の途中まで歩き、世尊に香や花などをもって恭しく供養し、礼拝し、「世尊よ、私どもに10人の比丘を、私どもに20人の比丘を、私どもに100人の比丘を供養させてください」と請う。そして世尊の鉢を受け取り、座を設け、恭しく托鉢食によって奉仕する。世尊は食事の務めをはたされると、これら一連の流れを観察されて、ある者には帰依を、ある者には五戒を、ある者には預流・一來・不還の果のいずれかを、ある者には出家して最上果である阿羅漢果を確立するような法を説かれる。このように大衆を愛護されてから座を起ち、僧院（vihāra）に行かれる。そこに行かれると、円形堂（maṇḍala-māla）に設けられた勝れた仏座（vara-buddhāsana）に坐り、比丘たちが食事の務めを終わるのを待たれる。比丘たちが食事の務めを終えると、侍者が世尊にお告げする。そこで世尊は香房（gandha-kuṭi）に入られる。これがまず食前の務めである。

世尊はこのように食前の務めをはたされると、香室の侍者によって設けられた座に坐り（gandha-kuṭiyā upaṭṭhākena paññattāsane nisīditvā）、足を洗ったあと、香室の摩尼宝の階段の踊り場に（gandha-kuṭiyā maṇi-sopāna-phalake）立って、比丘サンガに教誡される。「比丘たちよ、怠ることなく務めなさい。仏が世に出現することは得難いのです。人に生まれることは得難いのです。時間を得ることは得難いのです。出家は得難いのです。正法を聞くことは得難いのです」と。そこで、ある者は世尊に業処（kamma-ṭṭhāna）について質問する。世尊も彼らの所行にふさわしい業処を授けられる。それから誰も彼もが世尊を礼拝し、ある者は夜の住処・昼の住処（rattiṭṭhāna-divāṭṭhāna）に行き、ある者は森に、ある者は樹下に、ある者は山などのいずれかに、ある者は四大天王の住処（cātummahārājika-bhavana）に、……ある者は自在天の住処（vasavatti-bhavana）に行く。それから世尊は香房に入られ、もし望まれるならば右脇を下にし、正念正知にして、ひとときを師子臥される。身体を休ませられると起き上がり、第2分に世界を観察される。第3分には村や町の近くに住んでいる人々が、食前には布施を行い、食後には衣服をきちんと着け、きちんと纏い、香や花などを持って僧院に集まる。それから世尊は集まった会衆にふさわしい神通（pāṭihāriya）によって行き、法堂（dhamma-sabhā）に設けられた勝れた仏座に坐って時機にふさわしい法を説かれる。そして時を知って会衆を送り出される。人々は世尊

を礼拝して出て行く。これが食後の務めである。

かのお方はこのように食後の務めをはたされると、もし身体の水浴びを望むならば、仏座から起って水浴室（*nahāna-kotṭhaka*）に入り、侍者が用意した水で身体を元気づけられる（*gattāni utuṃ gāhāpeti*）。侍者はまた仏座を移し、香室の房（*gandhakuṭi-pariveṇa*）に用意する。世尊はよく染められた下衣を着け（*nivāsetvā*）、帯を結び（*kāyabandhanaṃ bandhitvā*）、上衣を偏袒右肩にし（*uttarāsaṃgaṃ ekaṃsaṃ karitvā*）、そこへ行き、ただ1人でひととき独坐される（*paṭisallino*）。そのうちに、比丘たちが世尊に奉仕するために、あちこちから現れやって来る。そしてある者たちは質問し、ある者たちは業処を、ある者たちは聞法を請う。世尊は彼らの願いを聞き入れ、初夜分を過ごされる。これが初夜分の務めである。

初夜分の務めが終わり、比丘たちが世尊を礼拝して去って行くと、十千（1万）の世界全体の神々（*sakala-dasa-sahassī-lokadhātu-devatā*）が機会を得て世尊に近づいてきて、思いつくままにたとえ4音節のものであっても質問をする。世尊はこれら神々の質問に答え、中夜分を過ごされる。これが中夜分の務めである。

次の後夜分を3つの部分（*tayo-kotṭhāse*）に分ける。食前より以降坐禅によって圧迫された身体の疲労を除くためにその第1部分を経行によって過ごされる。第2部分には香室に入って右脇を下にし、正念正知にして師子臥される。第3部分に起き上がって坐り、過去仏たちのもとで布施や戒などによって恭しく務めた人を見るために、仏眼をもって世界を観察される。これが後夜分の務めである。

[6-2] ここでは1日を5分しているのであるが、本稿の時分わけにのっとって簡単にまとめてみると次のようになるであろう。

早朝時分：遠離れた場所で過ごされる。

食事時分：1人であるいは比丘サンガに囲まれて乞食し、家に招き入れられて食事を供される。食事の後は説法され、僧院に帰って弟子たちが食事の務めを終わるのを待ってから、香室に入られる。

午後時分：初分は講堂において比丘たちに説法された後、香室に入られて師子臥、第2分には世界を観察、第3分には町や村からやってきた会衆に説法。

夕方時分：水浴や独坐。

初夜時分：やって来る比丘たちに説法。

中夜時分：神々と対話。

後夜時分：3分した初分は経行、第2分に香室に入って師子臥、第3分に起床して世界を観察。

アッタカターは釈尊が入滅されてからおよそ800年ほどたってから著されたものであって、かなり説話的に粉飾されているが、さすがに原始聖典をよりどころにしているだけあって、かなりの部分は以上に考察してきたところと齟齬がないとすることができる。とはいいいながら、やはり原始聖典のいうところの方がリアルであり、また詳細である。

【6】 原始仏教聖典にみる仏弟子たちの一日

[0] この節では原始仏教聖典のデータから仏弟子たちの一日を検討する。とはいえ釈尊の一日も仏弟子たちの一日も、基本的には相違はない。ただ釈尊は仏弟子たちを教え導く立場、仏弟子たちは教えを聞く立場であるから、たとえば訪問という場面をとらえるなら、釈尊は弟子たちに訪問される立場、仏弟子たちは釈尊を訪問する立場という違いが生じてくるのは当然である。

[1] まず早朝時分のすごし方を検討する。「早朝」というのは夜明けから乞食に出る 10 時半頃までの時間帯のことであることは何度も述べた。

[1-1] この時間帯の生活様態についての情報はあまりなく、基本的には前節の釈尊の生活を述べたところと変わりはない。事例は多くないが一般的に考えれば坐禅をして過ごしたり⁽¹⁾、釈尊を訪ねて法を聞いたり⁽²⁾ することが多かったであろう。そして注意すべきは比丘尼の住処を訪ねて教誡したというものが 2 件あることである⁽³⁾。次に紹介する「乞食に出て早かったので他のことをする」の中にも同様のデータが 2 件含まれるので、合わせると 4 件ということになる。そこで振り返って釈尊データを調べてみると、この時間帯に病気の摩訶波闍波提を見舞われたというものがある。そしてそのとき「比丘尼が病める時を除いて、比丘尼の住処に行つて教誡してはならない」という規定を定められたということになっているから、ここにいわれるケースも比丘尼の病気を見舞ったのであろうと推測される。夕方にも独坐から起つて比丘尼のところに行くというデータもないではないが、比丘尼の病気見舞いは早朝の時間帯が多かったのかもしれない⁽⁴⁾。

仏弟子固有の情報としては、「その他」の中で整理した、「人々は早朝に (kālass' eva) 粥と蜜丸を調べて、比丘らは早朝に (kālass' eva) それを食べて飽食した」というものがあり⁽⁵⁾、律蔵の共住弟子の和尚に対する務めの中に書かれていたように、やはりこの時間帯に粥などを食べることがあったであろうということが推測される。

また「その他」には「サンガのために嚼食や供養食が送られた」⁽⁶⁾「提婆達多の徒は五百釜食を送られた」⁽⁷⁾ などというものも含めた。これは正餐としての食のことであるが、送られてきたのは早朝時分に属すると考えて、この時間帯で整理したのである。したがって食事時分の生活様式の 1 つになるが、仏弟子たちは僧院で在家信者から送られた食事を食するというケースもあったことがわかる。また「温泉で沐浴した」⁽⁸⁾ が 2 件、「川に行つて沐浴した」⁽⁹⁾ というものや、「その夜が過ぎたとき大雨が降り、世尊はこれが最後の雨であろうと、比丘らに雨を浴びさせられた」⁽¹⁰⁾ とするものが 1 件ずつある。早朝時分に洗浴することもあったわけである。

(1) 『別訳雑阿含』 329 (大正 02 p.485 上)

(2) 『雑阿含』 989 (大正 02 p.257 中)

(3) SN.47-10 (vol.V pp.154~155)、SN.16-10 (vol.II p.214)

(4) 『雑阿含』 276 (大正 02 p.074 上)、『中阿含』 100「苦陰経」 (大正 01 p.587 中)

(5) Vinaya 薬毘度 vol. I p.222

(6) Vinaya 薬毘度 vol. I p.214、Vinaya 波逸提 46 (vol.IV p.099)、Vinaya 波羅夷 1

(vol.III pp.015, 016)

(7) 『雑阿含』1064 (大正 02 p.276 中)

(8) MN.133 *Mahākaccānabhaddekaratta-s.* (vol.III p.192)、中阿含 165「温泉林天経」(大正 01 p.696 中)

(9) 『別訳雑阿含』18 (大正 02 p.379 下)

(10) *Vinaya* 衣韃度 (vol. I p.291)

[1-2] また早朝時分の後半ということになるが、乞食に出たけれども乞食するには早い時分の事績として、外道の遊行者の園 (*aññatitthiyānaṃ paribbājakānaṃ ārāma*) に行つて問答したというものが12件(表には出していないが「早朝時分の過ごし方」中の41%に相当する)もある⁽¹⁾。これは釈尊の5件よりも多い。遊行者 (*paribbājaka*) は常識的に考えれば食を乞食によって得る修行者であるが、この時間帯に釈尊や仏弟子たちが彼らの住する園をしばしば訪問したとすれば、この時間帯には彼らは園にいたることが通常であったのであろう。とするならば彼らは食事時分を含める午前中には乞食に出る習慣がなく、仏教の修行者とは異なって、夕方に行ったのかもしれない⁽²⁾。

また前項で紹介したように、この時間帯の仏弟子の行動として「比丘尼の住処を訪れて教誡」が2件⁽³⁾、「バラモンを訪問」が1件⁽⁴⁾含まれている。

(1) MN.13 *Mahādukkhakkhandha-s.* (vol. I pp.083~84)、SN.12-24 (vol. II pp.032, 035)、SN.46-52 (vol. V pp.108, 109)、SN.46-53 (vol. V p.112)、SN.46-54 (vol. V pp.115~117)、AN.7-39 (vol. IV pp.035~36)、AN.7-40 (vol. IV p.037)、AN.9-12 (vol. IV p.378)、AN.10-27 (vol. V pp.048~49)、『雑阿含』713 (大正 02 p.191 上)、『雑阿含』743 (大正 02 p.197 中)、『増一阿含』21-9 (大正 02 p.604 下)

(2) 『モノグラフ』第7号に掲載した「原始仏教聖典におけるバラモン修行者」に紹介したように、バラモン教の修行者の乞食についての規定は区々である。「乞食 (*bhikkṣa*) するにあたっては、あれこれ心を散動させることなく、夕方 (*sāya*) にひっそりと目立たないようにして、乞食の者たちが村落からいなくなってからにするがよい」という規定があるかと思えば(上記論文 p.084)、夜は食ってはならないという規定もあり(同 p.106)、また「夜 (*nakta*) かあるいは昼 (*divā*) (のいずれか) に食すべし」という規定もあり、また「炊煙が絶えたとき (*vidhūme*)、杵の音がしなくなったとき (*sanna-musale*)、炭火が消えたとき (*vyāṅgāre*)、人々が食事を終えたとき (*bhuktavajjane*)、容器の片づけが終わったとき (*ṇṇte śārāvasapāte*)、乞食に回るべきである」などという規定もあって(同 p.107)、実態はよく解らない。

(3) 『雑阿含』615 (大正 02 p.172 上)、『雑阿含』564 (大正 02 p.148 上)

(4) MN.108 *Gopakamoggallāna-s.* (vol.III p.007)

[2] 次に仏弟子たちの「食事時分」の生活様態を考察する。これは正餐をとる食事時分であって、朝の10時半頃から食事を終わって後片づけが終わる午後1時頃までの時間帯である。

[2-1] 食事は乞食によって得るのが普通であって138件(「食事時分の過ごし方」中の75%)ある。その乞食を1人で行ったとするものは94件(「乞食の人数」中の68%)で⁽¹⁾、原則として乞食は1人で行われたことがわかる。しかし釈尊のところでもふれた通り、和尚と呼ばれる長老比丘たちはおそらく随従沙門というお伴をとまっていたであろう。具体的に随従沙門に触れる資料が2件⁽²⁾ある。しかし釈尊と違ってパーリでは「多くの比丘たち

(*sambahulā bhikkhū*)」、漢訳では「衆多比丘」などとするものが34件（「乞食の人数」中の25%）ある⁽³⁾。しかし前節にも書いたように、4人以上の集団で行動することは別衆行動になって律の規定に反するから、おそらく比丘たちが三々五々別々に乞食に出たということが「多くの比丘たちが乞食に出た」という表現になったものであろう。もしこのように推測することが許されるならば、仏弟子たちもほとんどの場合は1人かあるいは随従沙門を引き連れて乞食に出たということになる。しかし「誰かを誘って2人で」というものもある⁽⁴⁾から、2人づれで乞食に出ることもあったわけである。とにかく律蔵の規定では3人までなら集団行動が許されている。

そして乞食で得られたものは律蔵の規定を紹介したところで述べたように出先で食べたり、あるいは僧院に持ち帰って食べたのである。「施食をもらいそこで食べた」というデータが2件あるが、それは「垣根に寄りかかって食べた」⁽⁵⁾とされており、施食を持ち帰ったというものも1件⁽⁶⁾ある。釈尊は僧院で食事をされることはなかったようであるから、この点は仏弟子と違うのかもしれない。仏弟子たちはあくまでもサンガの一員であるが、釈尊の場合は必ずしもそういう位置づけにはなっていないからであろう。

- (1) MN.66 *Laṭukikopama-s.* (vol. I pp.447~448)、MN.5 *Anaṅga-s.* (vol. I p.031)、MN.12 *Mahāsihanāda-s.* (vol. I p.068)、MN.50 *Māratajjaniya-s.* (vol. I pp.333, 336)、MN.86 *Angulimāla-s.* (vol. II p.102)、MN.88 *Bāhitika-s.* (vol. II p.112)、MN.97 *Dhānañjāni-s.* (vol. II p.186)、MN.146 *Nandakovāda-s.* (vol. III pp.271, 276)、SN.5-1 (vol. I p.128)、SN.5-2 (vol. I p.129)、SN.5-3 (vol. I pp.129~130)、SN.5-4 (vol. I p.130)、SN.5-5 (vol. I p.131)、SN.5-6 (vol. I p.132)、SN.5-7 (vol. I p.133)、SN.5-8 (vol. I p.133)、SN.5-9 (vol. I p.134)、SN.5-10 (vol. I pp.134~135)、SN.6-3 (vol. I p.140)、SN.7-21 (vol. I pp.182~183)、SN.17-4 (vol. II p.228)、SN.17-5 (vol. II p.229)、SN.17-9 (vol. II p.231)、SN.28-1 (vol. III p.235)、SN.28-10 (vol. III p.238)、SN.45-4 (vol. V pp.004~5)、SN.47-10 (vol. V pp.154~155)、SN.56-45 (vol. V p.453)、AN.9-3 (vol. IV p.354)、*Udāna* 1-6 (p.004)、*Udāna* 4-1 (pp.034~35)、*Udāna* 5-8 (p.060)、*Vinaya* 波羅夷 1 (vol. III pp.015, 016)、*Vinaya* 波羅夷 1 (vol. III p.021)、*Vinaya* 僧残 6 (vol. III p.145)、*Vinaya* 捨墮 5 (vol. III p.208)、*Vinaya* 比丘尼・波逸提 52 (vol. IV p.308)、*Vinaya* 大犍度 (vol. I p.039)、*Vinaya* 大犍度 (vol. I p.192)、*Vinaya* 小事犍度 (vol. II p.125)、*Vinaya* 破僧犍度 (vol. II p.198)、SN.12-24 (vol. II pp.032, 035)、AN.7-39 (vol. IV pp.035~36)、AN.9-12 (vol. IV p.378)、MN.35 *Mahāsaccaka-s.* (vol. I pp.227~236)、MN.82 *Ratthapāla-s.* (vol. II pp.061, 063)、*Vinaya* 僧残 13 (vol. III p.181)、『雜阿含』1082 (大正 02 p.283 中)、『長阿含』15『阿菟夷經』 (大正 01 p.067 下)、『雜阿含』99 (大正 02 p.027 下)、『雜阿含』104 (大正 02 p.031 上)、『雜阿含』110 (大正 02 p.035 上)、『雜阿含』236 (大正 02 p.057 中)、『雜阿含』255 (大正 02 p.063 中)、『雜阿含』262 (大正 02 p.066 中)、『雜阿含』276 (大正 02 p.074 上)、『雜阿含』276 (大正 02 p.075 下)、『雜阿含』311 (大正 02 p.089 下)、『雜阿含』405 (大正 02 p.108 中)、『雜阿含』500 (大正 02 p.131 下)、『雜阿含』555 (大正 02 p.145 下)、『雜阿含』604 (大正 02 p.164 上)、『雜阿含』615 (大正 02 p.172 上)、『雜阿含』769 (大正 02 p.200 下)、『雜阿含』830 (大正 02 p.213 上)、『雜阿含』1100 (大正 02 p.289 中)、『雜阿含』1199 (大正 02 p.326 上)、『雜阿含』1200 (大正 02 p.326 中)、『雜阿含』1201 (大正 02 p.326 下)、『雜阿含』1202 (大正 02 p.327 上)、『雜阿含』1203 (大正 02

- p.327 中)、『雑阿含』1204 (大正 02 p.327 下)、『雑阿含』1205 (大正 02 p.328 上)、
『雑阿含』1206 (大正 02 p.328 中)、『雑阿含』1207 (大正 02 p.328 下)、『雑阿含』
1213 (大正 02 p.330 下)、『雑阿含』1347 (大正 02 p.371 上)、『別訳雑阿含』214
(大正 02 p.453 中)、『別訳雑阿含』217 (大正 02 p.454 中)、『別訳雑阿含』218 (大
正 02 p.454 下)、『別訳雑阿含』219 (大正 02 p.455 上)、『別訳雑阿含』221 (大正
02 p.455 中)、『別訳雑阿含』222 (大正 02 p.455 下)、『別訳雑阿含』223 (大正 02
p.456 上)、『別訳雑阿含』255 (大正 02 p.463 上)、『別訳雑阿含』265 (大正 02
p.466 下)、『別訳雑阿含』215 (大正 2 p.453 下)、『雑阿含』1082 (大正 02 p.283 中)、
『長阿含』15「阿菟夷經」(大正 01 p.066 下)、「仏説鶡鵠髻經」(大正 02 p.511 中)、
『増一阿含』12-6 (大正 02 p.570 上)、『増一阿含』31-2 (大正 02 p.667 上)、『増一
阿含』38-6 (大正 02 p.721 上)、『中阿含』192「加樓優烏夷經」(大正 01 p.740 下)
- (2) SN.8-4 (vol. I p.188)、『雑阿含』1214 (大正 02 p.331 上)
- (3) SN.3-9 (vol. I p.076)、SN.3-10 (vol. I p.077)、SN.3-14 (vol. I p.083)、
SN.3-15 (vol. I p.084)、AN.3-64 (vol. I p.185)、AN.6-41 (vol. III p.340)、
Udāna 4-8 (pp.044~45)、*Udāna* 6-4 (p.067)、*Udāna* 6-5 (p.070)、*Udāna* 6-8
(p.071)、*Udāna* 7-3 (p.075)、*Udāna* 7-4 (p.075)、*Udāna* 7-10 (p.079)、
Vinaya 波羅夷 1 (vol. III p.006)、*Vinaya* 波逸提 31 (vol. IV p.069)、MN.13
Mahādukkhakkhandha-s. (vol. I pp.083~84)、SN.46-54 (vol. V pp.115~117)、
AN.10-27 (vol. V pp.048~49)、『雑阿含』57 (大正 02 p.013 下)、『雑阿含』852
(大正 02 p.217 上)、『雑阿含』970 (大正 02 p.250 上)、『雑阿含』971 (大正 02
p.250 下)、『雑阿含』1064 (大正 02 p.276 中)、『雑阿含』1065 (大正 02 p.276 下)、
『雑阿含』1083 (大正 02 p.284 上)、『雑阿含』1234 (大正 02 p.338 上)、『雑阿含』
1235 (大正 02 p.338 中)、『雑阿含』1236 (大正 02 p.338 中)、『別訳雑阿含』4 (大
正 02 p.374 下)、『別訳雑阿含』61 (大正 02 p.394 下)、『別訳雑阿含』63 (大正 02
p.395 下)、『雑阿含』713 (大正 02 p.191 上)、『雑阿含』743 (大正 02 p.197 中)、
「仏説鶡鵠髻經」(大正 02 p.510 中)
- (4) SN.19-1 (vol. II p.254)、*Vinaya* 波羅夷 4 (vol. III p.104)、*Vinaya* 小事毘度 (vol.
II p.111)、『雑阿含』508 (大正 02 p.135 上)、『雑阿含』509 (大正 02 p.135 中)、
『雑阿含』510 (大正 02 p.135 下)、『雑阿含』523 (大正 02 p.137 中)
- (5) MN.82 *Ratthapāla-s.* (vol. II pp.061, 063)、*Vinaya* 波羅夷 1 (vol. III pp.015, 016)
- (6) *Vinaya* 大毘度 (vol. I p.039)。王舎城でアッサジが乞食するのを舍利弗が目撃したとい
う舍利弗帰仏の因縁を記すものであるから、まだサンガが成立していない時期の事例である。

[2-2] また釈尊と同様に、乞食中に家に招き入れられて食事の供応を受けることもあつた。22 件(「食事時分の過ごし方」中の 12%)⁽¹⁾が見いだされるから、これもそれほどまれなことではなかったであろう。乞食は 1 人で行うことが多いのであるから、この場合も原則として招かれるのは 1 人である。随従沙門を連れている場合も 2 件⁽²⁾あるが、これも乞食の時の人数と軌を一にする。またこの時にあったことも説法教誡とか問答であるから、これも釈尊の場合と同じである。データの「その他」には特記すべきものはない。

- (1) MN.82 *Ratthapāla-s.* (vol. II pp.061, 063)、*Udāna* 3-7 (p.029)、*Vinaya* 僧残 4
(vol. III p.131)、*Vinaya* 不定 1 (vol. III p.187)、*Vinaya* 波逸提 7 (vol. IV p.020)、
Vinaya 大毘度 (vol. I p.208)、*Vinaya* 羯磨毘度 (vol. II pp.010, 011)、DN.10
Subha-s. (vol. I p.205)、MN.126 *Bhūmija-s.* (vol. III p.138)、SN.55-26 (vol. V
p.381)、SN.55-27 (vol. V p.385)、AN.6-44 (vol. III pp.347~348)、AN.8-21 (vol.
IV p.209)、AN.8-22 (vol. IV p.212)、AN.8-23 (vol. IV p.217)、AN.10-75 (vol.

V pp.137~138)、*Vinaya* 提舍尼 3 (vol.IV p.180)、*Vinaya* 僧残 13 (vol.III p.181)、
『雑阿含』549 (大正 02 p.143 上)、『雑阿含』554 (大正 02 p.145 上)、『雑阿含』
990 (大正 02 p.257 中)、『雑阿含』991 (大正 02 p.258 上)

(2) 上記中の *DN.10 Subha-s.* (vol. I p.205)、*SN.55-26* (vol.V p.381)

[2-3] 仏弟子たちも前日からの招待を受けて食事を供応される場合があった。24 件（「食事時分の過ごし方」中の 13%）である。しかし釈尊の場合はほとんどが「仏を上首とするサンガ」全体の招待であったが、仏弟子の場合は 1 人という場合が 11 件（「招待の人数」中の 46%）⁽¹⁾ であってもっとも多い。多くの場合は特定の比丘を最眞にする家があり、その招待であったであろう。これに対して釈尊の場合は、サンガ全体でなければ招きを受けないという不文律があったのであろう。

これに次ぐのが「長老比丘ら」「諸上座比丘」などとするもので 9 件（「招待の人数」中の 38%）⁽²⁾ である。別に「比丘サンガ」とするものが 2 件（「招待の人数」中の 8%）⁽³⁾ あり、これはサンガの構成員全員が招かれたということであろうから、「長老比丘ら」などとされるものは別請食 (*uddesa bhatta* 指定食) という形であったのであろう。別請食とは特定の数人の比丘が招待される場合であって、その選抜は差次食人 (*bhattuddesaka*) によってなされるが、法臘によるのが原則である。このデータの中には慈比丘・地比丘が選ばれて行った時には粗末な食しか与えられなかったので文句を言ったというものも含まれるから、この推測を証明する。

また釈尊の項においてふれたように仏弟子データにも「尊者アヌルッダ自身を第 4 とする比丘 (*āyasmā anuruddho attacattuttho*)」⁽⁴⁾ とか阿那律に明日の食事に「通身四人」を招待した⁽⁵⁾ というものがあり、おそらくこれも別請食であったのであろう。

なおこの招待食が終った時には律蔵が定める通りに、家人を教誡したり、家人の質問に答えたりしたことがデータにも現れている。

(1) *Vinaya* 波逸提 46 (vol.IV p.098)、*SN.17-5* (vol. II p.229)、*SN.17-9* (vol. II p.231)、*Vinaya* 波羅夷 1 (vol. III pp.015, 016)、*MN.55 Jivaka-s.* (vol. I pp.369, 370)、*MN.82 Ratthapāla-s.* (vol. II pp.061, 063)、*SN.35-133* (vol. IV p.122)、*Vinaya* 捨墮 18 (vol. III p.237)、*Vinaya* 波逸提 29 (vol. IV p.066)、*Vinaya* 比丘尼・波逸提 15 (vol. IV p.271)、『雑阿含』253 (大正 02 p.061 下)

(2) *SN.41-2* (vol. IV p.284)、*SN.41-3* (vol. IV p.285)、*SN.41-4* (vol. IV p.289)、*Vinaya* 羯磨犍度 (vol. II p.017)、*Vinaya* 僧残 8 (vol. III p.161)、*Vinaya* 滅諍犍度 (vol. II p.078)、『雑阿含』569 (大正 02 p.150 下)、『雑阿含』571 (大正 02 p.151 中)、*Vinaya* 僧残 8 (vol. III p.160)

(3) *Vinaya* 藥犍度 (vol. I p.222)、*AN.7-50* (vol. IV p.064)

(4) *MN.127 Anuruddha-s.* (vol. III p.145)

(5) 『雑阿含』1038 (大正 02 p.270 下)

[2-4] 正餐としての食事は以上のように、乞食と乞食中の招待と予めの招待の 3 つの手段によって得るのが普通であるが、このほかに早朝時分の生活を考察する際にふれておいたように、在家信者によってサンガに差し入れられた食事を僧院において食するという場合があった。

後世においては僧院に住む浄人や在家信者によって、僧院において調理をしたものを食するという場合もあって、これも律蔵において許されているわけであるが⁽¹⁾、原始仏教聖典

にはこのようなケースは見いだされない。

- (1) 『パーリ律』の「薬健度」(vol. I p.239)に、「人々(manussā)が3種の相応の地において粥を煮たり、食を煮たり、汁を調えたり、肉を切り、薪を割くことを許す。相応の地とは、布告によるもの(ussāvanantika 最辺の露地か?)、牛舎(gonisādika)、在家人のもの(gahapati)」とされている。『四分律』(大正22 p.875 上、下)にも「料理すべきは、守僧伽藍民・もしは沙弥・もしは優婆塞なり」とある。また病比丘のためには比丘ら自身が調理することも許されている。

[2-5] 以上のように仏弟子たちの食事、一人一人が村や町に乞食に入って得るのがもっとも普通であり、乞食中には家に招き入れられて座を設けられ、食事を接待されることもあった。その他予め明日の食事を招待される場合もあったが、これは釈尊の場合とは異なってサンガ全員が招待されることはほとんどなく、1人とか3人未満の比丘たちの場合が多かった。4人以上の場合もあったが、これは律蔵の規定にしたがって別請食という形がとられた。このほかに、在家信者によって食が僧院に送られ、それを食することもあった。

[3] 次に仏弟子たちの「午後時分」の過ごし方を考察する。これは食事の後片づけがすんでから、夕方時分が始まるまでの、春秋の昼夜の長さが等しい季節においては、午後1時頃から午後5時くらいまでの、4時間くらいの時間帯である。

[3-1] 「午後時分」の仏弟子たちの過ごし方でもっとも資料が多いのは釈尊と同様に「昼日住に入る」というもので69件(「午後時分の過ごし方」中の37%)である。その場所も釈尊と同様に原則としては園林の樹下であって59件(「昼日住の場所」中の86%)⁽¹⁾、人数は1人であって68件(「昼日住の人数」中の99%)である。そのほかに昼日住の場所としては房⁽²⁾や岩山など⁽³⁾とするものがあるがごくわずかな例である。

それでは仏弟子たちはこの昼日住でどのようなことを行ったのであろうか。昼日住というのは独坐するのが前提であるから、独坐中にどのようなことが起こったかということである。そのなかで悪魔が現れたとするもの⁽⁴⁾が28件(「昼日住でしたこと」中の41%)でもっとも多いが、その大部分は比丘尼である。そのほかに比丘には不善心が起こったとするものがあるが10件(「昼日住でしたこと」中の14%)あって、この場合には天神が現れてそれをいさめるというケースが多い。この2つのケースは、仏ならぬ身が独坐して心を清めようとするのに、よからぬ心が起こって坐禅を乱すことが多いということを説話的に表現したものであろう。さりとて資料が多いからといって、これが比丘尼や比丘の独坐の常態であったというわけではなく、経典には異常事態ほど記録されることが多いのであるから、特殊なケースであったと理解した方がよいであろう。しかし独坐にはこのような危険性が常につきまっていたということである。

またこの間に「王やバラモンなど対話・教誡」したというものが5件(「昼日住でしたこと」中の7%)ある。また「他比丘が尋ねてきて問答」が1件あり、その他に昼日住ではない項目の中に「他の仏弟子を訪ねる」⁽⁵⁾が3件あって、これも加算して考えることができる。釈尊の場合と同様に、独坐中には在家信者や他の比丘などが尋ねてきて、問答を交わすということもあったのである。

また昼日住の間に睡眠したというものも7件(「昼日住でしたこと」中の10%)あり、そのほかに昼日住ではない項目の中に昼寝というものが1件ある⁽⁶⁾。この「午後時分」は

いわば自由時間であって、昼寝をすることも許されていたわけである。

- (1) *MN.62 Mahārāhulovāda-s.* (vol. I pp.420~421)、*MN.66 Laṭṭhikopama-s.* (vol. I pp.447~448)、『雑阿含』806 (大正 02 p.206 下)、*MN.82 Ratthapāla-s.* (vol. II pp.061, 063)、*SN.5-1* (vol. I p.128)、*SN.5-2* (vol. I p.129)、*SN.5-3* (vol. I pp.129~130)、*SN.5-4* (vol. I p.130)、*SN.5-5* (vol. I p.131)、*SN.5-6* (vol. I p.132)、*SN.5-7* (vol. I p.133)、*SN.5-8* (vol. I p.133)、*SN.5-9* (vol. I p.134)、*SN.5-10* (vol. I pp.134~135)、*SN.28-1* (vol. III p.235)、*AN.9-3* (vol. IV p.354)、*Udāna 4-1* (pp.034~35)、*Vinaya* 捨墮 5 (vol. III p.208)、*MN.82 Ratthapāla-s.* (vol. II pp.061,063)、『雑阿含』1082 (大正 02 p.283 中)、『雑阿含』236 (大正 02 p.057 中)、『雑阿含』1100 (大正 02 p.289 中)、『雑阿含』1199 (大正 02 p.326 上)、『雑阿含』1200 (大正 02 p.326 中)、『雑阿含』1201 (大正 02 p.326 下)、『雑阿含』1202 (大正 02 p.327 上)、『雑阿含』1203 (大正 02 p.327 中)、『雑阿含』1204 (大正 02 p.327 下)、『雑阿含』1205 (大正 02 p.328 上)、『雑阿含』1206 (大正 02 p.328 中)、『雑阿含』1207 (大正 02 p.328 下)、『別訳雑阿含』214 (大正 02 p.453 中)、『別訳雑阿含』217 (大正 02 p.454 中)、『別訳雑阿含』218 (大正 02 p.454 下)、『別訳雑阿含』219 (大正 02 p.455 上)、『別訳雑阿含』221 (大正 02 p.455 中)、『別訳雑阿含』222 (大正 02 p.455 下)、『別訳雑阿含』223 (大正 02 p.456 上)、『別訳雑阿含』215 (大正 2 p.453 下)、*SN.9-1* (vol. I p.197)、『雑阿含』1333 (大正 2 p.368 上)、*SN.9-2* (vol. I p.198)、『雑阿含』1332 (大正 2 p.367 下)、『別訳雑阿含』351 (大正 2 p.489 中)、*SN.9-3* (vol. I p.198)、*SN.9-11* (vol. I p.203)、『雑阿含』1334 (大正 2 p.368 中)、*Udāna 1-8* (p.005)、*Vinaya* 波羅夷 1 (vol. III p.037)、*Vinaya* 波羅夷 1 (vol. III p.037)、『雑阿含』1082 (大正 02 p.283 中)、『雑阿含』1332 (大正 02 p.367 下)、『雑阿含』1335 (大正 02 p.368 中)、『雑阿含』905 (大正 02 p.226 中)、『別訳雑阿含』352 (大正 02 p.489 下)、『増一阿含』12-6 (大正 02 p.570 上)、*MN.24 Rathavinīta-s.* (vol. I pp.146~147)、『中阿含』72「長寿王本起経」(大正 01 p.536 上)、『中阿含』192「加楼優烏夷経」(大正 01 p.740 下)
- (2) 『雑阿含』255 (大正 02 p.063 中)、『雑阿含』276 (大正 02 p.074 上)、『雑阿含』1213 (大正 02 p.330 下)、*SN.21-4* (vol. II pp.277~278)、『別訳雑阿含』353 (大正 2 p.490 上)
- (3) *Theragāthā vs.1059, 60, 61, DN.23 Pāyāsi-s.* (vol. I p.356)、*MN.97 Dhānañjāni-s.* (vol. II p.186)。他にその場所を詳らかにしないものが 2 件ある。*MN.112 Chabbisodhana-s.* (vol. III p.035)、*AN.8-46* (vol. IV p.264)
- (4) 以下すべて上記のデータの中に含まれるので省略する。
- (5) *Vinaya* 僧残 6 (vol. III p.145)、『雑阿含』104 (大正 02 p.031 上)、『雑阿含』276 (大正 02 p.075 下)
- (6) *MN.36 Mahāsaccaka-s.* (vol. I p.249)

[3-2] 昼日住のほかにデータ数が多いのは、「世尊を訪ねて報告質問」で 68 件（「午後時分の過ごし方」中の 36%）⁽¹⁾ である。このほかにも釈尊データのところで昼日住の際に「仏弟子と対話」が 7 件あるから、これは釈尊の側からすると仏弟子の訪問を受けたということを表わしている。さいわいに釈尊がそばにおられる場合には、仏弟子たちはこの機会を逃がしてなるものかとばかりに、釈尊が昼日住されているところを訪ねて質問したり、教誡を受けたりしたのであろう。

- (1) *MN.12 Mahāsihanāda-s.* (vol. I p.068)、*MN.86 Aṅgulimāla-s.* (vol. II p.102)、*SN.3-9* (vol. I p.076)、*SN.3-10* (vol. I p.077)、*SN.3-14* (vol. I p.083)、

SN.3-15 (vol. I p.084)、SN.7-21 (vol. I pp.182~183)、SN.19-1 (vol. II p.254)、SN.45-4 (vol. V pp.004~5)、SN.47-10 (vol. V pp.154~155)、SN.56-45 (vol. V p.453)、AN.3-64 (vol. I p.185)、*Udāna* 4-8 (pp.044~45)、*Udāna* 5-8 (p.060)、*Udāna* 6-4 (p.067)、*Udāna* 6-5 (p.070)、*Udāna* 6-8 (p.071)、*Udāna* 7-3 (p.075)、*Udāna* 7-4 (p.075)、*Udāna* 7-10 (p.079)、*Vinaya* 波羅夷 4 (vol. III p.104)、*Vinaya* 破僧犍度 (vol. II p.198)、MN.13 *Mahādukkhakkhandha-s.* (vol. I pp.083~84)、SN.12-24 (vol. II pp.032, 035)、SN.46-54 (vol. V pp.115~117)、AN.7-39 (vol. IV pp.035~36)、AN.7-40 (vol. IV p.037)、AN.9-12 (vol. IV p.378)、AN.10-27 (vol. V pp.048~49)、MN.35 *Mahāsaccaka-s.* (vol. I pp.227~236)、MN.126 *Bhūmija-s.* (vol. III p.138)、SN.55-26 (vol. V p.381)、AN.6-44 (vol. III pp.347~348)、AN.8-21 (vol. IV p.209)、AN.8-22 (vol. IV p.212)、AN.8-23 (vol. IV p.217)、AN.10-75 (vol. V pp.137~138)、『長阿含』15「阿菴夷經」(大正 01 p.067 下)、『雜阿含』405 (大正 02 p.108 中)、『雜阿含』508 (大正 02 p.135 上)、『雜阿含』509 (大正 02 p.135 中)、『雜阿含』510 (大正 02 p.135 下)、『雜阿含』523 (大正 02 p.137 中)、『雜阿含』615 (大正 02 p.172 上)、『雜阿含』769 (大正 02 p.200 下)、『雜阿含』852 (大正 02 p.217 上)、『雜阿含』970 (大正 02 p.250 上)、『雜阿含』971 (大正 02 p.250 下)、『雜阿含』990 (大正 02 p.257 中)、『雜阿含』1064 (大正 02 p.276 中)、『雜阿含』1065 (大正 02 p.276 下)、『雜阿含』1083 (大正 02 p.284 上)、『雜阿含』1234 (大正 02 p.338 上)、『雜阿含』1235 (大正 02 p.338 中)、『雜阿含』1236 (大正 02 p.338 中)、『別訳雜阿含』4 (大正 02 p.374 下)、『別訳雜阿含』61 (大正 02 p.394 下)、『別訳雜阿含』63 (大正 02 p.395 下)、『別訳雜阿含』255 (大正 02 p.463 上)、『雜阿含』713 (大正 02 p.191 上)、『雜阿含』743 (大正 02 p.197 中)、『長阿含』15「阿菴夷經」(大正 01 p.066 下)、「仏説鶡峩髻經」(大正 02 p.510 中)、「仏説鶡峩髻經」(大正 02 p.511 中)、『増一阿含』12-7 (大正 02 p.570 下)、『増一阿含』21-9 (大正 02 p.604 下)、『増一阿含』31-2 (大正 02 p.667 上)、『増一阿含』38-6 (大正 02 p.0721 上)

[3-3] また集会堂など比丘たちが集まる施設の中に複数の比丘たちが集まって法談をするケースが27件(「午後時分の過ごし方」中の14%)ある⁽¹⁾。しかし時にはそれが争いごとになったり、あるいは好ましからぬ畜生論などに陥ることもあった。また比丘や比丘尼などが集まっている集会堂に行って説法をするという事例も6件(「午後時分の過ごし方」中の3%)あり⁽²⁾、これらもこの資料に加えることができる。

また「釈尊データ」には、昼日住に住されていた時、神通力で比丘たちが議論しているのを聞かれて、夕方に独坐を起たれてから講堂などに赴いて説法するという事例が50件もあり、これも仏弟子たちが昼日住の間に議論などをしていたという資料に加えることができるであろう。「比丘らが夕方に独坐から起って講堂などに集まり、議論をしていた時に」とも解されなくはないが、仏弟子の夕方データの中にそのようなケースは1件もないから、これは午後時分の比丘たちの法談を釈尊が聴かれて、それを受けて夕方に説法されたと解釈する他ないであろう。

- (1) MN.88 *Bāhītika-s.* (vol. II p.112)、DN.119 *Kāyagatāsati-s.* (vol. III p.088)、DN.123 *Acchariyabbhutadhamma-s.* (vol. III pp.118~119)、SN.41-1 (vol. IV pp.281~282)、SN.56-1 (vol. V p.436)、AN.6-60 (vol. III p.392)、AN.6-61 (vol. III p.399)、AN.10-50 (vol. V p.089)、AN.10-69 (vol. V p.128)、*Udāna* 3-8 (p.030)、*Udāna* 3-9 (p.031)、*Vinaya* 僧残 8 (vol. III p.160)、『長阿含』1「大本經」(大正

01 p.001 中)、『長阿含』21「梵動經」(大正 01 p.088 中)、『長阿含』30「世記經」(大正 01 p.114 中)、「起世經」卷 1 (大正 01 p.310 上)、「起世因本經」(大正 01 p.365 上)、『中阿含』12「毘婆沙經」(大正 01 p.434 上)、『中阿含』59「三十二相經」(大正 01 p.493 上)、『中阿含』66「説本經」(大正 01 p.508 下)、『中阿含』81「念身經」(大正 01 p.554 下)、『中阿含』82「支離彌梨經」(大正 01 p.557 下)、『中阿含』99「苦因經」(大正 01 p.584 下)、『中阿含』160「阿蘭那經」(大正 01 p.682 中)、『増一阿含』40-1 (大正 02 p.735 中)、『増一阿含』47-4 (大正 02 p.781 中)、『*Udāna* 2-2 (p.011)

(2) *MN.146 Nandakovāda-s.* (vol.III pp.271,276)、『雜阿含』494 (大正 02 p.128 下)、『雜阿含』1069 (大正 02 p.277 中)、『*MN.132 Ānandabhaddekaratta-s.* (vol.III p.189)、『*SN.21-7* (vol.II p.280)、『*AN.4-48* (vol.II p.051)

[3-4] またこの時分に遊行したという資料が 4 件(「午後時分の過ごし方」中の 2%)あり⁽¹⁾、釈尊のところでも指摘したように、遊行期間中の遊行はこの午後時分に行われたことが判る。

(1) 『雜阿含』57 (大正 02 p.013 下)、『雜阿含』262 (大正 02 p.066 中)、『雜阿含』311 (大正 02 p.089 下)、『雜阿含』830 (大正 02 p.213 上)

[3-5] 以上から、午後時分は原則として自由時間であり、仏弟子たちはさまざまなことを行っていた。多くの場合は昼日住に住して園林の樹下で 1 人静かに坐禅をしたり、集会堂などに集まって法談したり、他の比丘を訪問しあったり、時には昼寝をすることもあった。また遊行はこの時間帯を利用して行われた。また釈尊が近くに住しておられる場合は、すすんで釈尊を訪ねて教えを受けた。

ところで当時はまだ文字に書かれた経典がなかった時代であるから、経文を誦するとか、それを読んで勉強するということは行われていず、また集会堂などで授業形式の法話などもあまり行われなかったことが想像される。今でいえば仏教学に相当する教理体系に関する勉強とか研究といったことは主な修行徳目ではなく、禅定によって心を清らかにすることが修行の中心であったのであろう。

[4] 次に「夕方時分」の過ごし方を考察する。夕方時分は多くの場合、昼日住の独坐を起ってから日没までの時間帯であって、昼夜の長さが等しい春秋の頃では、午後 5 時頃から日没の 6 時半くらいまでの 1 時間半くらいの時間帯である。

[4-1] 仏弟子たちの「夕方時分」の過ごし方でデータが一番多いものは「独坐から起って世尊を訪問」であって 55 件(「夕方時分の過ごし方」中の 51%)である⁽¹⁾。昼日住の独坐において起こった疑問を釈尊に質問して教えを受けたのであろう。

(1) *MN.62 Mahārāhulovāda-s.* (vol.I pp.420~421)、『*MN.66 Laṭukikopama-s.* (vol.I pp.447~448)、『雜阿含』806 (大正 02 p.206 下)、『*AN.9-3* (vol.IV p.354)、『*Udāna* 4-1 (pp.034~35)、『雜阿含』236 (大正 02 p.057 中)、『雜阿含』1100 (大正 02 p.289 中)、『雜阿含』1218 (大正 02 p.332 中)、『中阿含』99「苦因經」(大正 01 p.584 下)、『増一阿含』12-6 (大正 02 p.570 上)、『*MN.8 Sallekha-s.* (vol.I p.040)、『*MN.63 Cūḷamālunkya-s.* (vol.I p.427)、『*MN.121 Cūḷasuññata-s.* (vol.III p.104)、『*MN.145 Punovāda-s.* (vol.III p.267)、『*MN.145 Piṇḍapātāpārisuddhi-s.* (vol.III p.293)、『*AN.7-66* (vol.IV p.121)、『*AN.8-46* (vol.IV p.264)、『*Udāna* 5-1 (p.048)、『*Suttanipāta* 2-12 (p.059)、『*Vinaya* 滅諍毘度 (vol.II p.075)、『中阿含』7「世間福

経」（大正 01 p.427 下）、『中阿含』32「未曾有法経」（大正 01 p.469 下）、『中阿含』42「何義経」（大正 01 p.485 上）、『中阿含』56「弥醯経」（大正 01 p.491 中）、『中阿含』60「三十二相経」（大正 01 p.494 中）、『中阿含』61「牛糞喻経」（大正 01 p.496 上）、『中阿含』76「郁伽支羅経」（大正 01 p.543 下）、『中阿含』86「説処経」（大正 01 p.562 上）、『中阿含』91「周那問見経」（大正 01 p.573 中）、『中阿含』97「大因経」（大正 01 p.578 中）、『中阿含』104「優曇婆羅経」（大正 01 p.595 下）、『中阿含』172「心経」（大正 01 p.709 上）、『中阿含』181「多界経」（大正 01 p.723 上）、『中阿含』190「小空経」（大正 01 p.736 下）、『中阿含』192「加楼優烏夷経」（大正 01 p.740 下）、『中阿含』197「優婆離経」（大正 01 p.755 下）、『中阿含』221「箭喻経」（大正 01 p.804 上）、『雜阿含』111（大正 02 p.037 下）、『雜阿含』112（大正 02 p.037 下）、『雜阿含』113（大正 02 p.038 上）、『雜阿含』114（大正 02 p.038 上）、『雜阿含』115（大正 02 p.038 中）、『雜阿含』116（大正 02 p.038 下）、『雜阿含』117（大正 02 p.038 下）、『雜阿含』118（大正 02 p.039 上）、『雜阿含』119（大正 02 p.039 中）、『雜阿含』264（大正 02 p.067 下）、『雜阿含』906（大正 02 p.226 中）、『雜阿含』983（大正 02 p.255 下）、『雜阿含』1073（大正 02 p.278 下）、『雜阿含』1138（大正 02 p.300 中）、『雜阿含』1139（大正 02 p.300 下）、『雜阿含』1140（大正 02 p.301 上）、『雜阿含』1141（大正 02 p.301 下）、『仏説満願子経』（大正 02 p.502 下）

〔4-2〕 またこれは仏弟子たちの主体的な行為ではないから「仏弟子データ」には現れていないが「釈尊データ」の方に、比丘たちが集まっている講堂などに釈尊が独坐から起った後に訪れられて説法されたというものが 50 件もあり⁽¹⁾、夕方には講堂などに集まって釈尊の法話を聞くということもしばしば行われたであろう。

(1) 第 4 節の〔4-1〕参照。

〔4-3〕 また「独坐から起って他の比丘を訪問」が 46 件（「夕方時分の過ごし方」中の 43%）あり⁽¹⁾、仏弟子同士が訪問しあって互いに疑問をぶつけあったり、教えを請うたりということも活発に行われたことが判る。この中には病氣見舞いも含まれている。「釈尊データ」のところには、釈尊が独坐から起って仏弟子を訪問というものが 15 件あるから、時には釈尊の訪問を受けることもあったのである。釈尊のところで考察したように、この場合は比丘が病氣でそのお見舞いというケースがもっとも多い。

この外に独坐から起って外道を訪問したというデータも 1 件ある⁽²⁾。

- (1) 『雜阿含』276（大正 02 p.074 上）、MN.24 *Rathavinīta-s.*（vol. I pp.146~147）、MN.32 *Mahāgosiṅga-s.*（vol. I pp.212~215、218~219）、MN.43 *Mahāvedalla-s.*（vol. I p.292）、MN.144 *Anāthapiṇḍikovāda-s.*（vol. III p.263）、SN.7-25（vol. II p.037）、SN.12-67（vol. II p.112）、SN.16-2（vol. II p.195）、SN.16-12（vol. II p.222）、SN.21-3（vol. II p.275）、SN.22-85（vol. III p.110）、SN.22-122（vol. III p.167）、SN.22-123（vol. III p.169）、SN.22-127~135（vol. III pp.172~177）、SN.35-87（vol. IV p.055）、SN.35-191（vol. IV p.162）、SN.35-192（vol. IV p.165）、SN.35-193（vol. IV p.166）、SN.44-3（vol. IV p.384）、SN.44-6（vol. IV p.388）、SN.45-18（vol. V p.016）、SN.46-8（vol. V p.076）、SN.47-21（vol. V p.171）、SN.47-26（vol. V p.174）、SN.52-4（vol. V p.298）、SN.52-9（vol. V p.301）、SN.55-4（vol. V p.346）、SN.55-13（vol. V p.362）、*Udāna* 5-6（p.058）、*Vinaya* 皮革健度（vol. I p.195）、SN.22-89（vol. III p.127）、『中阿含』9「七車経」（大正 01 p.430 中）、『中阿含』29「大拘絺羅経」（大正 01 p.461 中）、『中阿含』100「苦陰経」（大正 01 p.587 中）、『中阿含』211「大拘絺羅経」（大正 01 p.790 中）、『中

阿含』218「阿那律陀經」（大正01 p.803上）、『中阿含』219「阿那律陀經」（大正01 p.803上）、『雜阿含』250（大正02 p.060上）、『雜阿含』251（大正02 p.060中）、『雜阿含』256（大正02 p.064中）、『雜阿含』257（大正02 p.064下）、『雜阿含』258（大正02 p.065上）、『雜阿含』259（大正02 p.065中）、『雜阿含』288（大正02 p.081上）、『雜阿含』344（大正02 p.094中）、『雜阿含』719（大正02 p.193中）

(2) MN.76 *Sandaka-s.* (vol. I p.513)

[4-4] 以上のほかに、「早くに独坐から起った者が、水を汲んできたりして他の比丘たちの面倒を見た」という記事が2件ある⁽¹⁾。

ところで釈尊の生活様態を考察した時には、夕方時分に水浴されたというデータのあることを紹介した。*Dighanikāya-Aṭṭhakatā*の記述でも釈尊の水浴は夕方であった。しかし仏弟子データには早朝時分に水浴したというデータがあることはすでに見た通りであり、また和尚に対する共住弟子の奉仕の仕方のところでは、水浴や暖房での入浴などは午後時分に行われるように書かれていることは先に指摘した。しかし『パーリ律』波逸提57には比丘らが王舎城の温泉に入っていて、これを待っていた王がとうとう門が閉じてしまって城内に入らなかったという記事があり⁽²⁾、これによれば夕方にも水浴が行われたということが推測される。また『僧祇律』單提50⁽³⁾や『根本有部律』波逸底迦60⁽⁴⁾には王の浴する温泉に比丘や比丘尼らが四六時中入っているの、王が入れなかったというエピソードを記している。このように水浴は随時に行われたのであり、水浴に適した特定の時分はなかったと結論づけもよいかもしれない。

(1) 『中阿含』72「長寿王本起經」（大正01 p.536上）、『中阿含』185「牛角娑羅林經」（大正01 p.729下）

(2) *Vinaya* 波夜提57 vol.IV p.116

(3) 大正22 p.371下

(4) 大正23 p.847上

[4-5] 以上、夕方の時間帯に仏弟子たちが行ったことは、独坐から起って世尊を訪問したり、講堂などに集まって釈尊の説法を聞いたり、仏弟子同士が互いに訪問しあって議論したり、教えを受けたりするということであった。

[5] 最後に「夜の時分」の過ごし方を考察する。夜の時分はもちろん日没から夜明けまでの間である。なおこの時分の資料は釈尊データと同様にないに等しい。

したがって経に説かれているあるべき姿を紹介する他ないであろう。それは初夜には禪定して心を清め、中夜に意を正しく持って睡眠し、後夜に起き出してまた禪定する、ということである。

先に述べたように、釈尊の教えにはタブーというものはなかったから、夜間でも黙し難い疑問が起こったら釈尊を訪ねて教えを受けることもあったし、仏弟子同士が質問をぶつけあうこともあったであろう。

まとめ

[0] 以上釈尊と仏弟子たちの1日を調査し、考察を加えてきた。最後にこれらを簡単に

まとめておきたい。

[1] 釈尊と仏弟子たちの1日は、次のような7つの時間帯に分けることができる。

- (1) 日の出から午前10時半頃に乞食に出かけるまでの早朝時分
- (2) 乞食に出かけてから食事をし、その後片づけが終わる午後1時頃までの食事時分
- (3) 食事の後片づけを終えて夕刻までの午後時分
- (4) 午後時分を終えて日没までの夕方時分
- (5) 日没から翌日の日の出までの夜を三分した最初の初夜時分
- (6) 夜を三分した真ん中の中夜時分
- (7) 夜を三分した最後の後夜時分

そしてこのそれぞれの時間帯には、それぞれ特徴的な生活様態があったから、そこで本稿では、その特徴的な生活様態を含めた時間帯という意味を込めて「時分」ということばを用いたのである。

[2] ところで、それぞれの時分に行われる釈尊と仏弟子たちの生活様態については、第4節においては釈尊の、第5節においては仏弟子たちの、それぞれの時分の生活様態を考察した時に、その時分の考察の最後において簡単にまとめておいたので、それを参照いただくこととして、ここで再びそれを行うことは省略する。ただしその生活様態の基本を考えることによってこの論考の総括としたい。

[2-1] まず第1は、それぞれの時分にはそれぞれ特徴的な生活様態があるが、規則としては、食事は夜明けから正午までに摂り、それ以外の時間帯には摂ってはならないという規則と、食事時分以外には村や町には特別な所用がないかぎりできるだけ入らないようにするという規則があるのみであって、これを犯さないかぎりは基本的には何をしても自由であったということである。仏弟子たちは多くの場合は僧院で共同生活をしていただけれども、カトリックの修道院での生活のように、規則によってがんじがらめに縛られていたのではなく、行動の自由が保障されていたのである。また釈尊の教えはきわめて合理的なものであったから、何をしてはならないというタブーというようなものもなかった。したがって自分の意思で、したいことを自由にするというのが基本姿勢であったということができる。

換言すれば、それぞれの時分になされるそれぞれ特徴的な生活様態は、戒律などによって外部から規制されたものではなく、慣習的に形成されたものであって、そのような生活様態を取ることが合理的であったからといってよいであろう。したがってそれらはあくまでもこの時間帯にはこのような行動がなされることが比較的多いという傾向を表わすのみであって、その生活様態から外れることもいっこうに差し支えなかったということになる。

[2-2] 第2は、釈尊はもちろん仏弟子たちの毎日の生活は、布薩とか自恣などの定例行事や、特別の議題によって招集されて羯磨を行う時以外は、基本的には個人行動であって、サンガとして行動することも、4、5人が集まって集団行動するということもなかった、ということである。

ただし個人行動といっても、それは一人前の比丘あるいは比丘尼のことであって、共住弟子あるいは内住弟子として、和尚や阿闍梨に依止して生活万般の指導を受けなければならな

いは、実際はいつもついて回っているということにはなかったけれども、基本的には和尚や阿闍梨の指示に従って動くことになるから、個人行動が認められていないということになる。したがって和尚と共住弟子、阿闍梨と内住弟子の関係にある者たちは、就寝する時以外の時間は、師と弟子が2人で行動するということが多かったであろう。

〔2-3〕そして第3は、基本的には釈尊と仏弟子たちの生活様態は、教えるものと教えられる者との立場の違いはあったけれども、基本的には差異がなかったということも上げることができるであろう。換言すれば基本的なところでは主従関係というものはなく、釈尊も仏弟子たちも平等であって、弟子たちが釈尊の命令で動くということにはなかったということになる。

(2011.8.18)